



東南アジア諸国連合(ASEAN)の
基礎知識
[2007 年版]

平成 19 年 8 月

外務省アジア大洋州局地域政策課

目 次

．ASEAN 設立の経緯と背景	1
．ASEAN の機構	2
1．ASEAN 首脳会議	3
2．ASEAN 外相会議 (AMM)	4
3．ASEAN 経済閣僚会議 (AEM)	4
4．その他閣僚会議	5
5．合同閣僚会議 (JMM)	5
6．ASEAN 常任委員会 (ASC)	5
7．高級実務者協議 (SOM)	6
8．高級経済実務者協議 (SEOM)	6
9．機能別協力委員会	6
10．合同諮問会議 (JCM)	6
11．ASEAN 事務局	6
12．ASEAN 事務総長	6
13．ASEAN 国内事務局	7
14．ASEAN 対話国	7
15．第三国における委員会	7
．ASEAN 協力	9
1．ASEAN 協力の目標	9
(1) ASEAN 協和宣言	9
(2) ASEAN ビジョン 2020	9
(3) ハノイ行動計画	9
(4) ASEAN 統合イニシアティブ	10
(5) ASEAN 第二協和宣言 (バリ・コンコード)	10
(6) ビエンチャン行動プログラム	11
(7) ASEAN 憲章	12
2．政治・安全保障協力	13
(1) 東南アジア平和・自由・中立地帯 (ZOPFAN) 構想	13
(2) 東南アジア友好協力条約 (TAC)	14
(3) 東南アジア非核兵器地帯条約 (SEANWFZ)	14
3．経済分野の協力	15
(1) 貿易・投資	15
(2) 産業開発協力	20
(3) 金融協力	20
(4) 食料・農林業	20
(5) エネルギー	20
(6) 運輸・通信	21
(7) 観光	21
(8) サービス	21

4 . 機能的協力	22
(1) 科学技術分野	22
(2) 環境	22
(3) 文化・情報	23
(4) 社会開発	23
(5) 麻薬規制	24
(6) HIV/AIDS	24
(7) 国境を越える犯罪	25
. 域外国との関係	26
1 . ASEAN 拡大外相会議 (PMC)	26
2 . ASEAN 地域フォーラム (ARF)	27
3 . ASEAN+3	28
4 . 東アジア首脳会議	30
5 . 対話国	30
(1) 日本	30
(2) 中国	34
(3) 韓国	37
(4) インド	37
(5) 豪州・ニュージーランド・CER	38
(6) 米国	39
(7) カナダ	39
(8) 欧州連合	40
(9) ロシア	40
(10) 国連開発計画 (UNDP)	41
(11) パプアニューギニア	41
(12) パキスタン	41
(13) 東ティモール	41
<u>(附属) ASEAN 主要会議年表</u>	42
<u>(附属) ASEAN 及び地域協力関係主要文書</u>	71
(1) ASEAN 主要文書	
・ 東南アジア諸国連合設立宣言 (バンコク宣言) (1967 年)	
・ 東南アジア平和・自由・中立地帯 (ZOPFAN) 構想 (1971 年)	
・ ASEAN 協和宣言 (1976 年) (「バリ・コンコード」)	
・ 東南アジア友好協力条約 (TAC) (1976 年)	
・ マニラ宣言 (1987 年)	
・ 1992 年シンガポール宣言 (1992 年)	
・ 東南アジア非核兵器地帯条約 (SEANWFZ) (1995 年)	
・ ASEAN ビジョン 2020 (1997 年)	
・ 1998 年ハノイ宣言	
・ 第二 ASEAN 協和宣言 (「バリ・コンコード」) (2003 年)	
・ ASEAN 憲章の創設に関するクアラルンプール宣言 (2005 年)	
・ ASEAN 共同体創設の加速化に関するセブ宣言 (2007 年)	

- ・ ASEAN テロ対策協定 (2007 年)
- (2) 東アジア協力基本文書
 - ・ 東アジア協力に関する共同声明 (1999 年)
 - ・ ASEAN+3 首脳会議に関するクアラルンプール宣言 (2005 年)
 - ・ 東アジア首脳会議に関するクアラルンプール宣言 (2005 年)
 - ・ 東アジアのエネルギー安全保障に関するセブ宣言 (2006 年)
- (3) 日 ASEAN 協力基本文書
 - ・ 新千年期における躍動的で永続的な日本と ASEAN のパートナーシップのための東京宣言 (2003 年)



1 . ASEAN の 設立経緯と背景

1 . 設立

1967年8月8日、バンコクにおいて設立された。

2 . 設立根拠

「東南アジア諸国連合（ASEAN）設立宣言」
（通称「バンコク宣言」。1967年8月5～8日、バンコクで開催された東南アジア5か国外相会議にて採択）

3 . 加盟国

原加盟国	新規加盟国
<ul style="list-style-type: none">・ インドネシア・ マレーシア・ フィリピン・ シンガポール・ タイ <p>（1967年8月8日発足）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ ベトナム <p>（1995年7月28日加盟）</p> <ul style="list-style-type: none">・ ラオス <p>（1997年7月23日加盟）</p> <ul style="list-style-type: none">・ ミャンマー <p>（1997年7月23日加盟）</p>
<ul style="list-style-type: none">・ ブルネイ <p>（1984年1月8日加盟）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ カンボジア <p>（1999年4月30日加盟）</p>

注：特に、1995年以降加盟した4か国は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ぶ。

加盟国は次の条約等に参加。

- ・ 東南アジア諸国連合（ASEAN）設立宣言
- ・ ASEAN 協和宣言
- ・ 第二 ASEAN 協和宣言（通称「バリ・コンコード」）
- ・ 東南アジア友好協力条約（TAC）
- ・ 東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）構想
- ・ 東南アジア非核兵器地帯条約（SEANWFZ）
- ・ ASEAN 事務局設立協定

4 . 目的

- （1）域内における経済成長、社会・文化的発展の促進。
- （2）地域における政治・経済的安定の確保。
- （3）域内諸問題の解決。

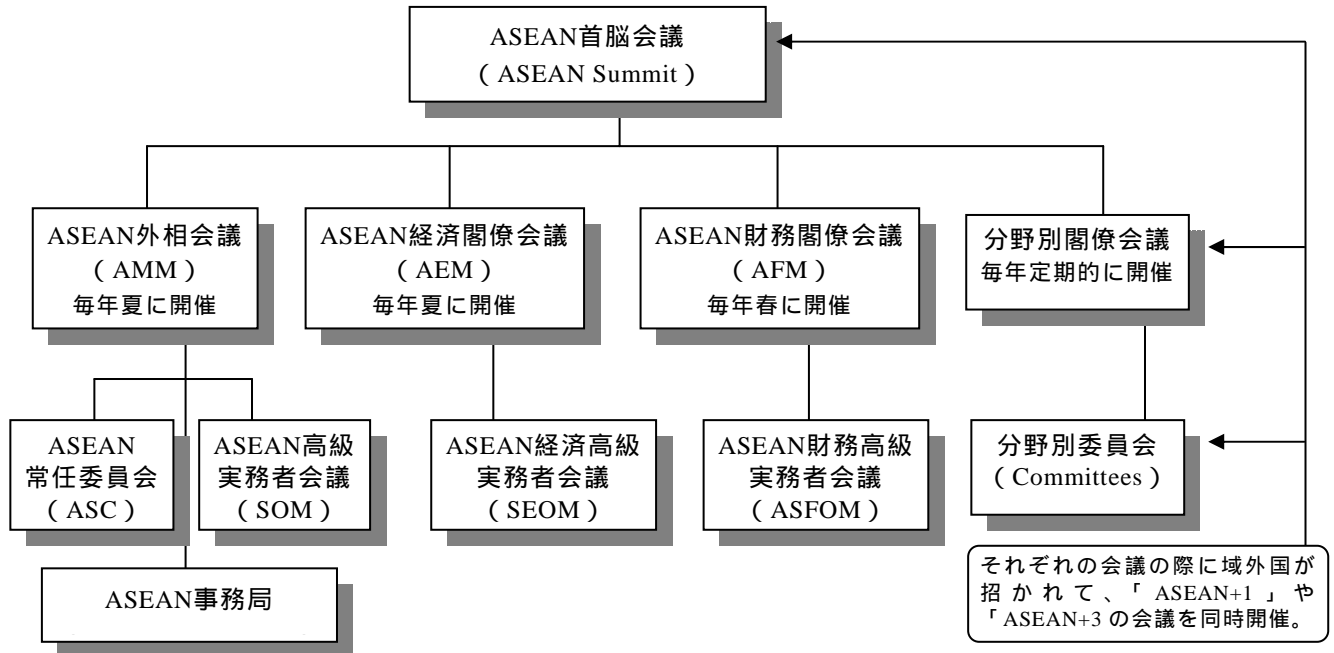
5 . 設立背景

- （1）ASEAN 成立以前の東南アジアには、1961年に当時のラーマン・マラヤ連邦首相の

- 提唱でタイ、フィリピン、マラヤ連邦の3か国により結成された「東南アジア連合（ASA）」という機構が存在していた。
- (2) ベトナム戦争を背景として、1966年の第1回南東アジア開発閣僚会議、アジア太平洋協議会等を通じて地域協力の動きが活発化した。こうした流れの中で、加盟国間の政治的問題等により機能が停止していたASAに更にインドネシア、シンガポールを加えた新たな機構設立の気運が高まった。
 - (3) 1967年8月5日、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国外相がバンコクに参集、8月8日にASEAN設立を宣言する「バンコク宣言」が採択され、ASEANが発足した。これに伴いASAは発展的に解消した。



2 . ASEAN の機構



1 . ASEAN 首脳会議 (ASEAN Summit)

(1) 性格

ASEAN の最高意思決定機関。

(2) 開催

以前は、公式会議・非公式会議に区別して不定期に開催していたが、2000 年の第 4 回非公式首脳会議（シンガポール）を最後に、公式・非公式の区別を廃止した。2001 年のブルネイにおける第 7 回首脳会議以降は、国名アルファベット順の持ち回りで議長国を決め、議長国において、毎年、年の終わり（10 月～12 月が多い）に開催されてきている。

(3) 域外国との関係

ASEAN 首脳会議の際、域外国との間で、以下の首脳会議が併せて開催されている。

日本・ASEAN 首脳会議 中国・ASEAN 首脳会議 韓国・ASEAN 首脳会議 ASEAN+3（日中韓）首脳会議	1997 年（ASEAN 第 2 回非公式首脳会議）以降毎年開催。
インド・ASEAN 首脳会議	2002 年（ASEAN 第 8 回首脳会議）以降毎年開催。

東アジア首脳会議	2005 年（ASEAN 第 11 回首脳会議）以降毎年開催。
豪州・NZ・ASEAN 首脳会議	2004 年（ASEAN 第 10 回首脳会議）の際に特別首脳会議として開催。
ロシア・ASEAN 首脳会議	2005 年（ASEAN 第 11 回首脳会議）の際に開催。

2 . ASEAN 外相会議 (ASEAN Ministerial Meeting: AMM)

(1) 性格

1967 年の「バンコク宣言」により設立された。各種閣僚会議の中にあつて、ASEAN 外相会議は首位会議と考えられており、政策ガイドラインの策定及び諸活動の調整が主な任務である。

(2) 構成

各国の外相により構成される。1977 年の首脳会議で、必要に応じ、他の関係閣僚の出席も可能とする旨決定された。

(3) 開催

特別または非公式会議が招集されない限り、ASEAN の正式な会議として年 1 回開催される。また、近年は、その際、ASEAN+3 外相会議、日中韓以外の対話国との ASEAN+1 外相会議、ASEAN と全対話国（現在 10 か国・機関）との ASEAN 拡大外相会議（Post Ministerial Conference: PMC）全体会合、ARF 閣僚会議も開催されている。1967 年 8 月に第 1 回会議をバンコクで開催した。

(4) 議長国

外相会議及び常任委員会（下記 6 . ）の議長国は、上記の一連の ASEAN 関連外相会議閉会後から翌年の拡大外相会議閉会までの 1 年間交代で、加盟国のアルファベット順に持ち回りで務めることになっている。この議長国を一般的に「ASEAN 議長国」と呼んでいる。

アルファベット順をそのまま適用した場合、2006 年の ASEAN 外相会議後～2007 年外相会議までの議長国はミャンマーとなる予定であったが、同国が、2005 年時点で、議長国就任を辞退したため、フィリピンが繰り上がって議長国となった。ミャンマーが途中で議長国に就任しない限り、当面の議長国は以下の順序となる。

2007 年外相会議後～2008 年外相会議	シンガポール
2008 年外相会議後～2009 年外相会議	タイ
2009 年外相会議後～2010 年外相会議	ベトナム
2010 年外相会議後～2011 年外相会議	ブルネイ

3 . ASEAN 経済閣僚会議 (AEM : ASEAN Economic Ministers Meeting)

(1) 性格

1975 年にインドネシアで第 1 回会議を開催し、1977 年の首脳会議で制度化された。ASEAN 経済協力強化のための加盟国政府への提言作成。経済協力に関する調整と実施のレビューを実施。

(2) 構成

各国の経済関係閣僚によって構成される。

(3) 開催

毎年 1 回定期会合を開催する。また、必要に応じ不定期会合を開催する。

4 . その他閣僚会議 (Sectoral Ministers' Meetings)

- ・ AEM の監督下において、経済協力の特定分野 (エネルギー、農林業、観光、運輸、財政金融、環境、情報通信) を担当する閣僚が、必要に応じて会議を開催することになっている。
- ・ また、保健、環境、地方開発、貧困撲滅、労働、社会福祉、教育、科学技術、情報、法務、国境を越える犯罪の分野での協力を担当する閣僚が定期会合を開催している。
- ・ なお、国境を越える犯罪については、2001 年 10 月にシンガポールにおいて第 3 回担当閣僚会合 (AMMTC)、2002 年 5 月 20 ~ 21 日までマレーシアで「テロに関する ASEAN 特別閣僚会合」が開催された。また、2004 年 1 月にバンコクで開催された第 4 回担当閣僚会合の際に、第 1 回 ASEAN+3 国境を越える犯罪に関する閣僚会議 (AMMTC+3) が開催された。第 2 回 AMMTC+3 は、2005 年 11 月にハノイで開催された。
- ・ 2006 年 5 月 9 日、マレーシアにおいて初の ASEAN 国防大臣会合 (ADMM) が開催された。

5 . 合同閣僚会議 (JMM : Joint Ministerial Meeting)

- ・ 1987 年の首脳会議で設立され、必要に応じて ASEAN の活動について分野間の調整、協議を実施。外相及び経済閣僚から構成され、AMM 議長と AEM 議長が共同で議長を務める。通常、首脳会議の前に開催。

6 . ASEAN 常任委員会 (ASC: ASEAN Standing Committee)

(1) 性格

ASEAN 外相会議閉会後から翌年の外相会議までの 1 年間における政策調整を行う。

(2) 構成

次回 ASEAN 外相会議主催国外相を議長とし、ASEAN 事務総長及び各国 ASEAN 国内事務局長 (下記 13.) により構成される。議長の交替は、一連の年次 ASEAN 関連外相会議の閉会時に行われている。

(3) 開催

最近では、年 4 回程度開催されている。議長国任期中、最初と最後の会合が議長国で、それ以外はジャカルタで開催される。最初の会合 (秋) の際、併せて日中韓 3 か国の担当局長との会合 (ASEAN+3 局長級会合) も開催されている。

(4) 活動内容

- ・ ASEAN の活動に関する年次報告及びその他報告を作成。
- ・ 各種 ASEAN 委員会の勧告を次回 ASEAN 外相会議の討議用に提出する等、ASEAN 外相会議開催に向けた準備。
- ・ ASEAN の対外関係処理、ASEAN 文化基金や域外国との間で設置した基金 (日・ASEAN

統合基金等)の事業案採択などの日常的事務処理

7. 高級実務者会議 (SOM: Senior Officials Meeting)

1987年の首脳会議で正式に制度化された。AMMの直接監督下にあり、ASEANの政治的協力を担当するとともに、ASEAN首脳会議、AMMの議論の下準備を行う。

8. 経済高級実務者会議 (SEOM: Senior Economic Officials Meeting)

1987年の首脳会議で設立された。1992年の首脳会議において、従来の経済委員会(金融・銀行(COFAB)、食品・農林業(COFAF)、産業・鉱業・エネルギー(COIME)、運輸・通信(COTAC)、貿易・観光(COTT))を解散し、SEOMがそれら委員会にかわり域内の経済協力の全般を担当することを決定した。定期的に会合を開催(少なくとも年4回)し、AEMの直接監督下にある。

9. 機能別協力委員会

各々次官級又は局長級で、環境(ASOEN)、麻薬(ASOD)、社会開発(COSD)、科学技術(COST)、公共サービス(ACCSM)、文化・情報(COCI)、女性(ACW)があり、ASEAN常任委員会(ASC)及び関係閣僚会議の監督下にある。

10. 合同諮問会議 (JCM: Joint Consultative Meeting)

1987年の首脳会議で設立された。ASEAN事務総長、SOM、SOEM、各国のASEAN国内事務局長から構成され、事務レベルでのASEANの活動の分野間の調整を行う。ASEAN事務総長が会議の結果を直接AMMとAEMに報告する。

11. ASEAN事務局 (ASEAN Secretariat)

(1) 所在地

インドネシアのジャカルタに所在している。

(2) 経緯

1976年の首脳会議で設置を決定した。1992年7月の第25回ASEAN外相会議で調印されたASEAN事務局設立協定修正議定書によって、機能と責任が拡大した(事務局の役割強化を図るために、事務総長の閣僚級昇格、事務局の効率化、スタッフ増員を決定)。

(3) 構成・規模

事務局はASCの下にあり、4局(貿易投資産業サービス局、投資金融監視局、経済機能別協力局及び計画調整・対外関係局)を有する。

職員数は、専門職42名(以前は国別推薦制であったが現在は公募制)、及び事務職135名(現地採用)。

12. ASEAN事務総長 (ASEAN Secretary-General)

(1) 地位・役割

閣僚級の地位を有し、ASEANの諸活動の調整・実施等を行い、ASEAN外相会議に報告する。1992年調印のASEAN事務局設立協定修正議定書に従い、事務総長は、ASEANの各種活動に関し、策定、助言、調整、実施する権限を有し、ASEAN外相会議に提出さ

れる年次報告を準備する。また、ASEAN 首脳会議、各種閣僚会議、常任委員会等に出席する。

(2) 選出・任命

各国アルファベット順持ち回りにより輩出する。該当国が候補者を決定し、ASEAN 外相会議が了承し、ASEAN 首脳会議に報告する。首脳会議で正式に任命される。

(3) 任期

5年。

(4) 現職

オン・ケンヨン氏 (Ong Keng Yong) (シンガポール外交官出身)。任期は2003年1月～2007年12月。2007年7月30日の第40回ASEAN外相会議で、タイのスリン元外相を次期事務総長に任命することが了承された(11月のASEAN首脳会議で正式に決定・任命される予定)。

13. ASEAN 国内事務局 (ASEAN National Secretariat)

ASEAN 各国の外務省に設置されている。ASEAN 国内事務局長がその最高責任者である。実体としては、「外務省ASEAN局 (ASEAN Directorate)」であり、事務局長も通常「ASEAN局長」と見なされる。

14. ASEAN 対話国 (Dialogue Partners)

ASEAN は、以下の9か国、1地域、1機関を、広範な分野にわたって恒常的な協力関係を有する「完全な対話国 (full dialogue partner)」と位置づけるとともに、個別分野における協力関係を有する国等を「分野別対話国 (sectoral dialogue partner)」としている。通常「対話国」という場合は、前者を指す。

UNDP を除く各対話国の外相は、夏のASEAN外相会議の際に、ASEAN・PMC 全体会合 (10+10) という形で一堂に会し、地域情勢や重要な協力分野等について意見交換を行っている。

(現在のASEAN対話国(括弧内は対話国の地位を得た年¹))

日本(1978年)、米国、欧州連合、豪州、ニュージーランド(以上1979年)、カナダ(1980年)、韓国(1991年)、インド、中国、ロシア(以上1996年)
(なお、パキスタンが現在対話国への昇格を申し入れている。)

15. 第三国における委員会 (ASEAN Committees in Third Countries)

(1) 構成・役割

ASEAN の対話国等に設置され、各国のASEAN諸国外交団により構成される。必要に応じてASCから指示を受けて、駐在国とASEANとの関係について現場レベルでの協議・調整を行うことを目的とし、活動内容はASCに報告される。

¹ ASEAN との対話関係の開始とは、通常、当該国がはじめてASEAN全体との対話・協力を行うことを指している。その後、ASEAN外相会議の場で当該国が正式な対話国と認められ、ASEAN拡大外相会議への参加を開始する。たとえば、日本の場合、ASEANとの対話関係は、1973年にゴムの輸出問題をめぐってASEAN全5か国(当時)と協議を行ったことをもって開始したと見なされているが、対話国となったのは1978年の外相会議。

(2) 所在地 (17 か所)

対話国の首都・所在地 (東京、北京、ソウル、ニューデリー、キャンベラ、ウェリントン、ワシントン、オタワ、モスクワ、ブリュッセル (EU)、ニューヨーク (UNDP)) 及びその他主要国の首都又は主要機関所在地 (ロンドン、ベルリン、パリ、イスラマバード、リヤド、ジュネーブ)

東京では、ASEAN 東京委員会 (ASEAN Committee in Tokyo: ACT) が活動。ACT 議長国は、加盟国の持ち回りとなっており、約 3 か月に一度でおおむねアルファベット順に従い交代している。



3 . ASEAN 協力

1 . ASEAN 協力の基本的目標：ASEAN 統合に向けた協力の進展

(1) ASEAN 協和宣言 (Declaration of ASEAN Concord)

1976 年 2 月の首脳会議で採択された。政治、安全保障、経済及び機能分野に関する ASEAN 協力のための原則を表明している。

(2) ASEAN ビジョン 2020 (ASEAN Vision 2020)

(イ) 経緯

1996 年の第 1 回 ASEAN 非公式首脳会議 (ジャカルタ) において、2020 年までの域内中期目標を起草することに合意された。これを受け、1997 年の第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議 (クアラルンプール) において「ASEAN ビジョン 2020」として採択されたものである。

(ロ) 特徴

2020 年までに、東南アジア全域が、「ASEAN 共同体」となることを展望する (envision) するという目標が初めて明記されている。また、21 世紀を目前にして、ASEAN 共同体が形成される 2020 年までの 20 余年間における地域の発展及び域内協力を通じた豊かな生活の達成についての展望を示している。

(3) ハノイ行動計画 (HPA : Hanoi Plan of Action)

1998 年の第 6 回 ASEAN 公式首脳会議 (ハノイ) において、「ASEAN ビジョン 2020」実現のための最初の行動計画を「ハノイ行動計画」(1999 ~ 2004 年) として採択した。協力の重点事項として、以下が挙げられている。

- ・マクロ経済と金融に関する協力の強化
- ・経済統合の強化
- ・科学技術開発の促進と情報技術インフラの開発
- ・社会開発の促進と金融・経済危機の社会的影響への取り組み
- ・人材育成の促進
- ・環境保護と持続的発展の促進
- ・地域の平和と安全保障の強化
- ・アジア太平洋及び国際社会における ASEAN の役割強化
- ・アジア太平洋及び世界での ASEAN の役割の向上
- ・ASEAN の機構とメカニズムの改善

(4) ASEAN 統合イニシアティブ (IAI: Initiative for ASEAN Integration)

(イ) 概要・背景

ASEAN 内の格差を是正し、ASEAN の地域的競争力を高めることを目的とした概念であり、ASEAN が既の実施してきている新旧加盟国間の格差是正のための様々なイニシアティブを包含するものである。人材育成、情報技術、インフラストラクチャー及び地域経済統合の4分野を域内格差是正の重点項目としている。

IAI は、2000 年 11 月の第 4 回 ASEAN 非公式首脳会議において議長を務めたシンガポールのゴー・チョクトン首相が提起し、その場で ASEAN 首脳の合意を得、議長声明にも盛り込まれた。

(ロ) 進捗状況

ASEAN は、2001 年 2 月、IAI について検討するための IAI タスクフォース (Task Force on IAI) を設置した。また、同タスクフォースの提言に基づいて、日・ASEAN 総合交流基金 (JAGEF) の財政支援により、2 回 (2001 年 11 月・カンボジア、2002 年 4 月・ラオス) にわたる「IAI ワークショップ」が開催された。

2002 年 8 月にジャカルタで IAI 開発協力フォーラム (IDCF) が行われ、域外国に対して 44 のプロジェクト/プログラム案が提示された(その後 2004 年までに 85 案件に増加)。

日本は、JAGEF を通じて、CLMV 諸国向けの運輸・エネルギー分野の 6 案件総額約 50 万ドルの IAI プロジェクトに協力した(2003 年 10 月の第 7 回 ASEAN+3 首脳会議で表明)。また、2004 年 6 月には、JAGEF を通じ、同分野の 3 案件総額 52.3 万ドルの IAI プロジェクトに協力するほか、日・ASEAN 連帯基金を通じ、職業教育・訓練の IAI プロジェクトに約 10 万ドル支援することを決定した。更に、同年 5 月には、IAI タスクフォースで、マレーシアと JICA マレーシア事務所の協力により実施予定の灌漑システム管理及び環境保護に関する 2 案件が IAI プロジェクトとして認定された。その他、厚生労働省の労使関係及び職業能力開発人材養成の 2 案件が IAI 案件として認定されている。

(5) 「第二 ASEAN 協和宣言」(Declaration of ASEAN Concord) (バリ・コンコード)

2003 年 10 月の第 9 回 ASEAN 首脳会議 (バリ) において、ASEAN 共同体の柱として以下の 3 つの共同体形成を目指すことを明記した「第二 ASEAN 協和宣言」に署名した。経済分野と異なり、枠組みとなる文書がなかった「安全保障」及び「社会文化」の分野については、翌 2004 年の第 10 回首脳会議 (ビエンチャン) において、各々行動計画が採択された。さらに、2007 年の第 12 回首脳会議 (セブ) では、社会文化共同体の形成に更なる政治的気運を与えることを目的とした「慈しみ分かち合う一つの共同体に向けたセブ宣言 (The Cebu Declaration towards One Caring and Sharing Community) が採択された。

(イ) ASEAN 安全保障共同体 (ASEAN Security Community: ASC)

- ・ ASEAN 諸国が平和的に生存するために政治・安全保障協力のレベルを高める。地域間の相違の解決は平和的手段のみを用いる。
- ・ 国内問題について外部から干渉を受けない。
- ・ 東南アジア友好協力条約 (TAC) 理事会は本共同体の重要な構成要素となる。
- ・ ASEAN 地域フォーラム (ARF) は地域の安全保障対話の主要なフォーラム。
- ・ 本共同体は外に開かれたものである。

- ・テロ対策等国境を越える犯罪に対する能力を強化するため、既存の制度を十分活用する。大量破壊兵器のない東南アジア地域を確保する。
- ・国連その他の地域・国際組織との協力強化を目指す。

(ロ) ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community: AEC)

- ・ASEAN をひとつの「統合市場及び統合生産ネットワーク」として確立し、ASEAN の信頼性と経済的影響力を強化する。
- ・ASEAN 自由貿易協定等の既存の ASEAN の経済イニシアティブの実施を強化する新たなメカニズムと措置を構築する。
- ・本共同体により、ASEAN の統合と経済競争力の強化をはかる。

(ハ) ASEAN 社会・文化共同体 (ASEAN Social and Cultural Community: ASCC)

- ・生活水準の引き上げを目的とした社会開発を促進する。
- ・人材育成は雇用創出、貧困削減、公正な経済成長を確保する重要な戦略。
- ・感染症対策を強化し、医薬品へのアクセスのための共同行動を支援する。
- ・ASEAN の一体性を促進する一方、多様な文化遺産を保存するために才能を育てる。
- ・人口増加、失業、環境悪化等の問題解決のための協力を強化する。

(6) ビエンチャン行動計画 (VAP: Vientiane Action Programme)

第 10 回 ASEAN 首脳会議 (ビエンチャン) において採択された、2020 年までに 3 つの ASEAN 共同体を形成していくための計画である。VAP は共同体実現に係る長期的目標である「ASEAN ビジョン 2020」の第 1 次中期計画である「ハノイ行動計画 (1999-2004)」を引き継ぐ第 2 次中期計画 (2004-2010) である。

(イ) ASEAN 安全保障共同体 (ASC)

目的

包括的な政治・安全保障協力を通じた地域の平和、安定、民主主義及び繁栄を強化する。

戦略的要点

- ・人権の促進、法の支配・司法制度・法制度・良い統治などの相互支持・支援などの政治的発展
- ・ASEAN 憲章制定の準備、非 ASEAN 諸国の友好協力条約 (TAC) 加入奨励、南シナ海の当事者の行為に関する宣言の完全実施などの規範の形成と共有
- ・軍事関係者の交流、軍事政策の透明性促進、早期警戒制度、ASEAN 地域フォーラム (ARF) の強化、国境を越える問題への対処などの紛争予防
- ・平和維持センターの活用などの紛争解決
- ・人道支援、人材育成プログラムの実施などの紛争後の平和構築

(ロ) ASEAN 経済共同体 (AEC)

目的

より緊密な経済統合を通じ経済成長及び開発のための競争力を強化する。

戦略的要点

- ・単一市場・生産拠点に向けた統合プロセスを加速化

- ・ 11 の重点セクター²で 2010 年までに統合
- ・ 投資の自由化・円滑化・促進などの ASEAN 投資地域の推進
- ・ 先進 ASEAN6 は 2010 年まで、後発 ASEAN4 (CLMV) は 2015 年までの域内関税撤廃などの貿易自由化
- ・ サービス貿易、金融協力、交通、通信・IT、科学技術、エネルギー、食料・農業・森林、制度強化の発展
- ・ FTA、CEP を通じた対話国との経済関係強化

(八) ASEAN 社会・文化共同体 (ASCC)

目的

調和のある人間中心の ASEAN における持続可能な開発のための人、文化、自然資源を育てる。

戦略的要点

- ・ 貧困削減、教育アクセス促進、婦女子老人支援、健康問題、HIV/AIDS 等感染症対策、薬物対策などによる思いやりのある社会の構築
- ・ 人材育成などによる経済統合の社会的影響の管理
- ・ 環境、資源及び生活の質を確保するため持続可能な開発のメカニズムを確立
- ・ 芸術、観光、スポーツ、ASEAN 言語の促進などを通じた ASEAN アイデンティティ (共通認識) の促進

(二) 開発格差の是正のための目標及び戦略

目的

開発協力を通じ共に進む。

目標・戦略

ASEAN 諸国間及び対話国との協力強化を通じ GDP その他の人間開発指標において原加盟国と CLMV との開発格差を是正する。具体的には ASEAN 統合イニシアティブ (IAI) 強化。

(ホ) 実施メカニズム

- ・ VAP の実施を円滑化するために、加盟国の拠出からなる「ASEAN 開発基金 (ADF)」が 2005 年 7 月 (第 38 回 AMM) に設立された。同基金は、主として大型案件の当初準備 (調査、会議、企画等) 及び戦略的な小規模案件などに充てられる。対話国・機関に対しても拠出が要請されている。

(7) ASEAN 憲章 (ASEAN Charter)

ASEAN がこれまで確認してきた諸原則を包括的に確認するとともに、ASEAN 共同体の創設を見据えて、ASEAN の組織・制度を一層整備することを目的とした、新たな基本文書として構想されている。

(イ) ASEAN 憲章の創設に関するクアラルンプール宣言

² 農業産品、自動車、エレクトロニクス、漁業、ゴム製品、繊維・アパレル、木材産品、航空旅行業、e-ASEAN (ICT)、保健医療、観光

2004年6月の第37回ASEAN外相会議において、憲章採択の作業を開始することに合意した。これを受けて、2005年12月12日、第11回ASEAN首脳会議において、「ASEAN憲章の創設に関するクアラルンプール宣言（Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Charter）」が採択され、ASEAN憲章に含まれるべき諸原則等を確認した。また、ASEAN全参加国の民間有識者からなる賢人会議を設置し、次回（第12回）ASEAN首脳会議に報告することを指示した。

（ロ）賢人会議報告書及びASEAN憲章の青写真に関するセブ宣言

2007年1月13日の第12回ASEAN首脳会議に提出された賢人会議の報告書は、主に以下の提案を提案した。

ASEANの基本原則として、民主的価値、良い統治、非立憲的・非民主的政体変更の拒否、国際人道法を含む法の支配、基本的自由と人権尊重を通じた平和と安定の追求を明記。

ASEAN共同体の形成に向け、ASEAN首脳会議を「ASEAN理事会（Council）」と改名し、年2回開催すること、3つの共同体のそれぞれを主管する担当閣僚理事会を設置することを提言。

域内格差是正のため特別基金を設置。

すべての協力分野で紛争解決メカニズムを設置するとともに、ASEAN事務局が各国のコンプライアンス（合意遵守）状況を監視する。ASEANの合意事項に違反した国については「ASEAN理事会」で協議の上、メンバー資格や権利の停止（ただし、理事会が例外的状況下においてその旨決定を行わない限り、追放措置はとらない）を含む措置をとる。

ASEAN事務局の強化のための副事務総長ポスト増設（2→4）や各国ASEAN常駐代表の設置（域外国によるASEAN大使任命も可）。ASEANに法人格を付与。

重要事項についてはコンセンサスを原則としつつ、場合によっては投票を採用。また、常に10か国で共同行動をとるのではなく、まずは共同行動をとりうる国のみで措置をとる「ASEAN-X」方式や、二国間から始め徐々に参加国を増やす「2+X」方式も採用。

この報告書に提出を受けて、首脳会議では、「ASEAN憲章の青写真に関するセブ宣言（Cebu Declaration on the Blueprint of the ASEAN Charter）」を採択し、この報告書を承認するとともに、ASEAN憲章の起草作業を行うため、各国政府関係者による「ハイレベル・タスクフォース」を設置し、次回（第13回）首脳会議に提出するよう指示した。

2．政治・安全保障分野の協力

政治・安全保障分野での協力は、ASEAN創設の初期の段階から行われており、東南アジア平和・自由・中立地帯構想（ZOPFAN）、東南アジア友好協力条約（TAC）、ASEAN協和宣言（上記2.1.（1））、東南アジア非核兵器地帯条約（SEANWFZ）、南シナ海に関するASEAN宣言等の成果を挙げている。

（1）東南アジア平和・自由・中立地帯構想

（ZOPFAN: Zone of Peace, Freedom and Neutrality）

ラザク・マレーシア首相が提唱したものであり、下記（2）及び（3）や「ASEAN安

全保障共同体」といった条約・目標の源流となるものである。1971年11月、ASEAN 臨時外相会議が開催され、域外国からいかなる干渉もされない地域としての強靱性（resilience）を構築する ASEAN の意図を「クアラルンプール宣言」として表明した。

（２）東南アジア友好協力条約（TAC：Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia）

1976年2月の首脳会議で採択された。国連憲章に基づき、域内諸国間において平和的な関係を維持・管理するための国際的合意である。1992年、国連総会は本条約を承認した。また、1987年の改正議定書で、東南アジア以外の国の加入が可能になった。

（条約加盟国 = 24 개국）

- 1976年 初期 ASEAN 加盟 5 개국
- 1984年 ブルネイ
- 1989年 パプアニューギニア
- 1992年 ベトナム、ラオス
- 1995年 ミャンマー（7月）、カンボジア（12月）
- 2003年 中国、インド（10月）
- 2004年 日本、パキスタン（7月）、韓国、ロシア（11月）
- 2005年 ニュージーランド、モンゴル（7月）、豪州（12月）
- 2007年 フランス（1月）、東ティモール（1月）、バングラデシュ（8月）、スリランカ（8月）

（３）東南アジア非核兵器地帯条約（SEANWFZ: Southeast Asia Nuclear Weapon Free Zone）

（イ）概要

東南アジアにおける非核化に向けた地域協力のための国際的合意である。1995年12月15日、ASEAN 首脳会議で東南アジア 10 개국により署名された。1997年3月27日に発効し、2001年3月、フィリピンの批准により、ASEAN10 개국すべてが批准済みとなった。

2007年7月、マニラで開催された東南アジア非核兵器地帯条約委員会において、今後5年間の行動計画が採択され、核の不拡散や安全確保等に関して具体的に取り組んで行くこととなった。

（ロ）条約の概要（条約本文全 22 条、事実調査団に関する附属書及び核兵器国に対する議定書から成る）

- ・ 締約国の領域、大陸棚及び排他的経済水域 (EEZ) に適用される。
- ・ 締約国による核兵器の開発、製造、取得、保有、管理、配置、運搬、実験及び、使用の禁止。また、締約国は自国領域内で他国がこれらの行為（運搬を除く。）を行うことを禁止。
- ・ 締約国による放射性物質及び放射性廃棄物の海洋投棄、排出、処分等の禁止。また、締約国は自国の領域で他国がこれらの行為を行うことを禁ずる。
- ・ 船舶の無害通航権、船舶及び航空機の公海の自由、群島航路帯通航権、通過通航権等、国連海洋法条約上のすべての国の権利又は権利の行使を害しない。
- ・ 外国船舶及び外国航空機の着陸・寄港、並びに外国船舶による無害通航等に該当しない領海内等の航行等及び外国航空機による領空飛行に関しては、各締約国に許諾の決定権。

- ・締約国は、条約履行について疑義の持たれる状況の解明のために、事実調査団を派遣することを執行委員会に要請できる。

(核兵器国に対する附属議定書：米国、英国、フランス、ロシア、中国に開放)

- ・議定書締約国は条約を尊重し(respect)、条約及び議定書の違反行為に寄与しない。
- ・議定書締約国は域内締約国に対する核兵器の不使用(消極的安全保障)を約束する。

(八) 議定書署名対象国(核兵器国)の対応

- (i) ASEAN と核保有国は、議定書署名へ向けての話合いを行っているが、署名の見通しは立っていない。しかしながら、1999年7月下旬に開催された ASEAN 拡大外相会議において、中国及びロシアが条件付き(詳細不明)ながら署名の意向を表明した。この他、2001年5月、ASEAN と核兵器国の事務レベル協議が開催されたが、特段の動きはなかった。
- (ii) 中国は、1999年11月の第3回中国・ASEAN 首脳会議の際に同様の意向を表明、2002年11月の中国・ASEAN 首脳会議では、同条約への早期加入を推進するため、ASEAN と協力するとの意思を表明した。また、2004年11月の中国・ASEAN 首脳会議では、「中国・ASEAN 間の平和と繁栄のための戦略パートナーシップに関する首脳共同宣言」において、ASEAN による条約の実現に向けた努力を支持するとともに、中国が、すべての核保有国による同議定書への署名を促すため、早期に署名する準備がある旨を表明した。
- (iii) 2005年12月に初めて開催されたロシア・ASEAN 首脳会議では、「発展した包括的パートナーシップに関するロシア・ASEAN 首脳共同宣言」において、ASEAN による本条約を通じた東南アジア非核兵器地帯創設の努力を尊重(respect)する旨表明した。

3. 経済分野の協力

(1) 貿易・投資

(イ) ASEAN 特惠貿易協定 (PTA : ASEAN Preferential Trading Agreements)

貿易を自由化し域内貿易を拡大するために、1977年に導入された。これにより、ASEAN 各国は、特惠マージン(MOP : Margin of Preference)の適用等の特惠的な措置を実施。PTA 対象品目に対する現行のMOPは50%となっている。これにより、ASEAN の輸入国において当該PTA 対象品目に適用する関税率は最恵国待遇(MFN)レートの50%となる。

(ロ) ASEAN 自由貿易地域 (AFTA : ASEAN Free Trade Area)

(i) 経緯

AFTA は、1992年1月の第4回 ASEAN 首脳会議(シンガポール)において、ASEAN 域内の自由貿易構想として正式に合意され、1993年から2008年までの15年間でAFTAを実現することで合意した。

1993年1月、AFTA 実現のためのメカニズムである共通有効特惠関税(CEPT : Common Effective Preferential Tariff)スキームが開始された。その後、CEPT の最終関税率(0~5%)実現目標年は累次前倒しされ、原加盟国は2002年までに達成済み、新規加盟国は一番遅

いカンボジアで 2007 年となっている。

(ii) 目的

AFTA の主要な目的は、域内の関税障壁及び非関税障壁の除去等により域内貿易の自由化を図り、国際市場向け生産拠点として ASEAN の競争力の強化、域内経済の一層の活性化を図ることであり、具体的には以下の 3 点が挙げられる。

- 域内内貿易の活性化
- 海外からの直接投資及び域内投資の促進
- 域内産業の国際競争力の強化

(iii) メカニズムと実施状況

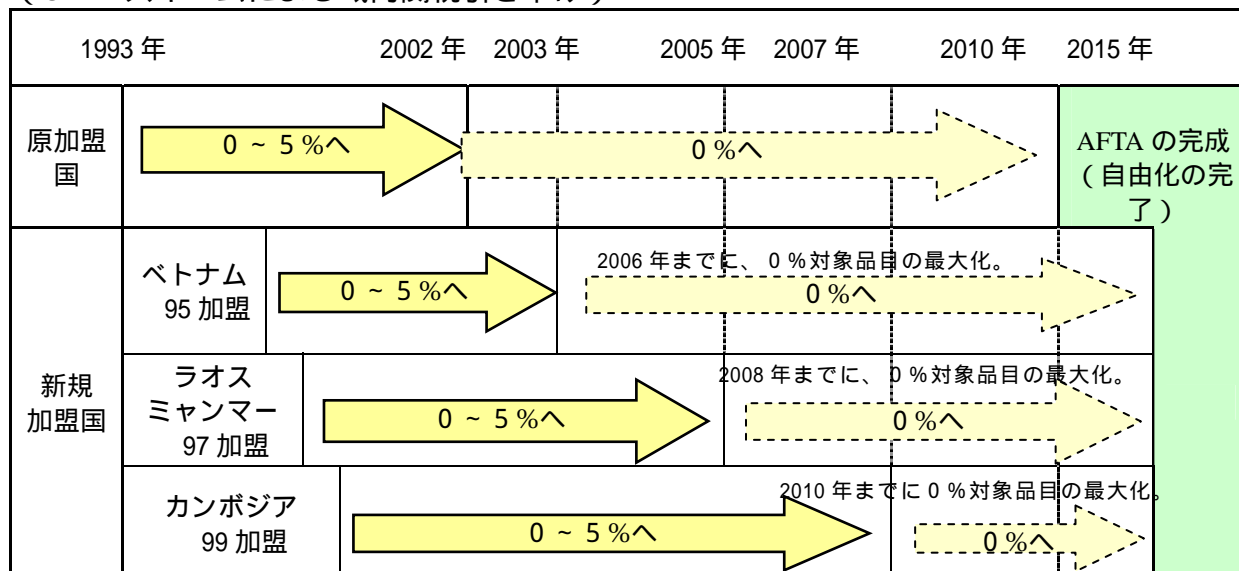
- ・ CEPT の対象品目は、域内で生産された全ての工業製品と農産品とされており、それぞれ適用品目リスト (IL : Inclusion List、関税引き下げ対象品目)、一時的除外品目リスト (TEL : Temporary Exclusion List) 等に分類される。
- ・ ただし、CEPT の例外品目として、一般的除外品目 (国防、生命・健康の保護、歴史・考古学的保護)、一時的除外品目 (CEPT の対象とするには未だ整備の整っていない品目)、センシティブ品目 (一部の未加工農産品) の 3 種類があり、後者 2 種類については、最終的に CEPT 適用品目とすることが決められている。
- ・ CEPT 協定による域内関税が適用されるためには、40% の ASEAN コンテンツ (原産地基準として、ASEAN 域内で付加価値の 40% 以上が生産されること) を満たすこと、域内輸出国及び輸入国の双方において CEPT 適用品目リストに入っていること等の条件を満たす必要がある。
- ・ AFTA 実現のためのその他の措置として、関税面での協力 (関税分類及び関税評価の標準化、非関税障壁の撤廃、CEPT 対象品目の迅速な通関のためのシステムの確立)、基準・認証の標準化等を促進することになっている。
- ・ さらに、ASEAN は、AFTA と並行して域内の経済発展・統合を促進するため、「AFTA プラス」と呼称されるスキームを各種実施している。一定の条件の下で CEPT の最終関税率 (0 ~ 5%) の即時適用を図る ASEAN 産業協力スキーム (AICO : ASEAN Industrial Cooperation Scheme) や、ASEAN 域内の投資促進を図る ASEAN 投資地域 (AIA : ASEAN Investment Area) 等が実施されている。

(iv) 実現目標の前倒し等

- ・ CEPT の最終関税率 (0 ~ 5%) の実現目標年は、随時前倒しされてきている。ASEAN 原加盟国の CEPT の最終関税率 (0 ~ 5%) の実現目標年は、1994 年 9 月の ASEAN 経済閣僚会議で 2003 年までの 10 年間に短縮、1998 年 12 月の第 6 回 ASEAN 公式首脳会議において、これを 2003 年から 2002 年へと更に 1 年前倒しすることが決定された。新規加盟国についても、ベトナムが 2003 年、ラオス、ミャンマーが 2005 年、カンボジアが 2007 年となっている。
- ・ さらに、ASEAN は、1999 年 9 月の ASEAN 経済閣僚会議において、AFTA の最終目標として、輸入関税撤廃の目標年につき決定した (原加盟国は 2015 年、新規加盟国は 2018 年)。その後、同年 12 月の第 3 回 ASEAN 非公式首脳会議において、輸入関税撤廃に関する 9 月の経済閣僚会議の決定を更に早め、原加盟 6 か国については 2015 年から 2010 年に前倒しして輸入関税を撤廃することとした。また、新規加盟国については、いくつかの例外品目を除き、2018 年から 2015 年に前倒しして実施する

ことで原則合意した。よって、AFTA の関税撤廃の最終実現は、今のところ 2015 年となる見込みである。

(CEPT スキームによる域内関税引き下げ)



(v) 関税引き下げの実施状況

- ・原加盟 6 か国の関税引き下げの実施状況については、一部フィリピンにおける石油化学製品 11 品目や、マレーシアの自動車関連 218 品目など関税引き下げが遅れている国があるものの、2002 年までに CEPT の最終関税率 (0 ~ 5 %) を達成するという目標はおおむね達成されている。
- ・新規加盟 4 か国の関税引き下げスケジュールについては、「努力目標」的な色彩が強く、拘束力は弱いものとなっている。2006 年 8 月の AFTA 理事会の共同メディア声明によれば、ASEAN 原加盟 6 か国の CEPT 適用品目の 99.77% が 0 ~ 5 % の税率内にあり、65.09% がすでに無税となっている。新規加盟 4 か国においても、90.96% が CEPT 適用品目に移行し、その内の 76.86% が 0 ~ 5 % の税率内にある。

(八) e-ASEAN 構想

e-ASEAN 構想は、ASEAN の将来を見据えた戦略の一環として、ASEAN e-SPACE を推進するために必要とされる広範囲かつ包括的な行動計画 (物理的、法的、手続的、社会的及び経済的インフラを含む) を発展させることを目的とするものである。

1999 年 11 月、マニラで開催された第 3 回非公式首脳会議において「e-ASEAN 構想」を承認した。2000 年 11 月、シンガポールで開催された第 4 回非公式首脳会議において「e-ASEAN 枠組合意」(e-ASEAN Framework Agreement) に署名した。また、2002 年 8 月、第 2 回 ASEAN 通信大臣会合において、ASEAN の情報・コミュニケーション技術部門における競争力を開発することを目的とした「マニラ宣言」に署名した。

主な活動は以下のとおり。

(なお、e-ASEAN 構想は、ASEAN 経済大臣会合により着手されたが、貿易・投資自由化及び電子商取引 (e-commerce) 推進に関する要素以外は、ASEAN 通信・IT 大臣の管轄に

移された。なお、第 1 回 ASEAN 通信大臣会合は、2001 年 7 月、クアラルンプールで開催された。)

(i) ASEAN 情報インフラ (ASEAN Information Infrastructure)

ASEAN 各国の間でインフラとアプリケーション制度に関連性を持たせ技術的枠組みを発達させるための研究を実施している。主なテーマは、高容量情報処理、高速通信、及び ASEAN ブロードバンド・ネットワークの設立等である。

(ii) 電子商取引

- ・ ASEAN 各国において、電子商取引の法的インフラ整備を補助するために、共通の参照枠組みを出版。
- ・ サイバー法に関するセミナーの開催及び e-ASEAN 公共主要インフラ・フォーラム (Public Key Infrastructure Forum) の設立等の活動を実施。
- ・ CLMV における電子商取引の発展のためのビジネス・モデルの形成。

(iii) 貿易自由化及び貿易促進

- ・ ICT 製品及びサービス貿易の自由化を 2003 年 1 月から 3 年以内に完了。なお、CLMV は、2008 年から 3 年以内に完了予定となっている。
- ・ 電気・電子機器に関する ASEAN 相互承認枠組み協定 (MRA: Mutual Recognition Arrangement) を承認済み。
- ・ ASEAN 域内における ICT 貿易・投資に関する主要政策及び規則のオンライン・データベースを準備中。
- ・ IT 専門職に関する相互承認制度の導入も視野に入れた共通評価制度の導入を検討中。
- ・ ASEAN 諸国は、2005 年までに多数の ICT 製品の関税を除去することで合意。

(iv) キャパシティ・ビルディング及び電子社会 (e-Society)

- ・ ASEAN 各国の経験を共有し学ぶために多数の ICT 研修プログラム、ワークショップ、セミナーを実施。
- ・ 啓蒙活動の一環として、ICT ロードショー、技術フォーラム、e-ASEAN ビジネスフォーラム等を実施。
- ・ CLMV 諸国に対しては、ASEAN 統合イニシアティブ (IAI) のもと、多数の ICT 研修プログラムを実施。

(v) 電子政府 (e-Government)

- ・ 啓蒙とキャパシティ・ビルディングのため多数の電子政府研修コース、セミナーを実施。
- ・ ASEAN 域内で、人の移動を促進するため共通の電子旅券カード (e-Passport) を使用するなど、ASEAN 各国政府間のオンライン・アプリケーション制度を調査中。

(vi) 民間セクター

- ・ e-ASEAN タスクフォースのリーダーシップのもと、ASEAN の民間 ICT 会社の積極的な参加を促進するため、約 40 の民間セクターにおける試験プロジェクトを承認済み。

(二) ASEAN 投資地域 (AIA: ASEAN Investment Area)

(i) 概要と経緯

加盟各国が次の共同の取組を促進することにより、ASEAN を、競争力のある自由な投資地域にすることを目的とする。具体的には、域内及び域外からの投資促進、ASEAN 経済の競争力の強化、域内における投資の障害となる規則・条件の軽減、資本、熟練労働者、専門家、技術のより自由な移動の促進、である。

1998 年 10 月、フィリピンで開催された第 30 回 ASEAN 経済閣僚会議において、「ASEAN 投資地域枠組み協定」に署名した。その後、1998 年 12 月、ハノイで開催された第 6 回 ASEAN 公式首脳会議において、他の加盟国投資家に対する内国民待遇の適用につき、実現目標年を 2010 年から 2003 年に前倒しすることを決定した。

さらに、2001 年 9 月、ハノイで開催された第 4 回 ASEAN 投資地域評議会において、「ASEAN 投資地域枠組み協定」を強化させるため議定書に署名、域外すべての投資家に対する内国民待遇の適用につき、実現目標年を 2020 年から 2010 年(原加盟国)及び 2015 年(新規加盟国)に前倒しすることを決定した。また、AIA の対象範囲を農業、漁業、林業、鉱山業及び製造業に対する付随的なサービス業にまで拡大することとした。

(ii) アプローチ

AIA の主な柱として、以下の 3 つのアプローチがある。

協力・促進プログラム：投資の流入を促進し、人材育成や ASEAN 域内投資機関の技術向上を行う。

促進・啓発プログラム：ASEAN 合同投資促進ミッション派遣、投資に関するウェブサイトをデータベース作成、投資情報の出版を行う。

自由化プログラム：投資障壁の除去に向けたルールや政策作りを行う。

(iii) 例外

AIA では、暫定除外リスト (TEL: Temporary Exclusion List)、センシティブ・リスト (SL: Sensitive List) 及び一般的例外リスト (General Exception List) の 3 つの範疇において例外が制定されている。

原加盟国及びミャンマーは、2003 年 1 月 1 日以降、TEL から製造業を除外し、域内投資家に開放した。カンボジア、ラオス、ベトナムは、2010 年 1 月 1 日までに、TEL から製造業を除外する予定である。

原加盟国が 2010 年 1 月 1 日、ベトナムが 2013 年 1 月 1 日、ラオス、カンボジア、ミャンマーが 2015 年 1 月 1 日までに農業、漁業、林業、及び鉱山業を暫定除外リストから除外する予定である。

(ホ) 相互承認枠組み協定 (ASEAN Framework Agreement on Mutual Recognition Arrangements)

1998 年 12 月、ハノイで開催された第 6 回 ASEAN 首脳会議において署名された協定である。ASEAN 各国が、分野別相互承認協定 (MRA) に関し、画一化した評価手順の結果を承認する上での一般的な原則を設けるためのものであり、具体的には以下の原則が規定されている。

ASEAN 域内の MRA は、セクター別で推進。

MRA の対象となる生産品は、ある 1 か国で検査されれば、他の ASEAN 諸国で再び検

査されることなく販売することが可能となる。

すでに、化粧品、電気・電子製品、電気通信機器、薬品及び加工食品の5分野が、相互承認協定の対象分野として認定済みである。

(2) 産業開発協力

(イ) ASEAN 工業プロジェクト (AIP: ASEAN Industrial Project)

域内における大型産業プロジェクトの設立を目的として、1976年に導入された。域内の基礎的需要に対応するとともに、域内資源のより効率的な利用を促進することを目的としている。

(ロ) ASEAN 産業協力スキーム (AICO: ASEAN Industrial Cooperation Scheme)

1996年9月の経済閣僚会議において、11月1日より実施することを発表した。AICOの目的は域内での産業協力(水平分業)を強化することであり、これまでのAIJV(ASEAN合弁事業)及びBBC(Brand-to-Brand Complementation: ASEAN自動車部品相互補完スキーム)を代替するものである。域内における輸出入品に対して、現地資本が最低30%等の条件を満たせば、0~5%の関税率(CEPTスキームによる関税引き下げ率)を適用するもので、事業主は域内における規模の利益を享受し得ることになる。1998年12月の第6回ASEAN公式首脳会議において、現地資本比率を30%とする適用認可条件を1999~2000年の間廃止することが決定された。

(3) 金融協力

通貨、銀行、税、保険に関わる域内協力が行われている。

金融面では、一時的な国際的流動性の危機に対応するための域内協力措置として、1977年に、原加盟5か国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア)の中央銀行と財政当局により、ASEANスワップ取り決めが締結された。その後、1997年のアジア通貨危機を背景に、同年12月の第2回ASEAN非公式首脳会議において金融情勢に関するASEAN首脳共同宣言が採択された。また、1999年11月のASEAN+3首脳会議の決定を受け、域内の金融協力のあり方等について、2002年5月にタイのチェンマイで開催されたASEAN+3蔵相会議で議論が行われた。その結果、上記ASEANスワップ協定をすべてのASEAN加盟国を含むように拡大すること、ASEAN各国、中国、日本、及び韓国の間で、二国間のスワップ・レポ取極のネットワークを構築すること、につき合意が得られ、これを「チェンマイ・イニシアティブ(CMI: Chiang Mai Initiative)」と呼ぶこととなった。2007年4月時点で、ASEAN+3域内で、計16件、総額800億ドルの二国間通貨スワップ取極ネットワークが構築されている。

以上のほか、域内貿易における域内通貨の利用度の増大、税務面でのコンピューター化についても協力が進められている。

(4) 食料・農林業

以下の合意やスキームに基づいた協力が進められている。

- ・ASEAN食料・農林業協力に関わる閣僚了解(Ministerial Understanding on ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry)(分野別協力の枠組みを定めるもの)
- ・域内農林業製品の競争力の改善協力(ASEAN Cooperation and Joint Approaches on Agriculture and Forest Products Promotion Scheme)

・ ASEAN 食料安全保障備蓄 (ASEAN Food Security Reserve) 等。

(5) エネルギー

1999 年に、ASEAN 全体のエネルギー問題を取り扱う組織として、ジャカルタに「ASEAN エネルギーセンター (ASEAN Centre for Energy)」が設置された。

また、1999 年にタイで行われた第 17 回 ASEAN エネルギー担当大臣会合で「エネルギー協力のための ASEAN 行動計画 1999 - 2004 (The ASEAN Plan of Action for Energy Cooperation 1999-2004)」を採択した。本行動計画は、(イ) ASEAN 電力網 (ASEAN Power Grid)、(ロ) ASEAN 横断ガスパイプライン (Trans-ASEAN Gas Pipeline)、(ハ) エネルギーの効率性及び保存、(ニ) 再生可能エネルギー源、(ホ) 石炭、(ヘ) 地域のエネルギー見通し、エネルギー政策及び環境分析、の 6 事業分野における実施方針を規定している。

なお、2005 年 8 月には、マレーシアのクチンにおいて、鉱物資源に関する閣僚会合が初めて開催され、閣僚宣言を採択した。ASEAN 鉱物データベースの作成、環境に優しい鉱物利用、鉱物資源開発に係る政策調整等を目的とした協力を進めることになっている。

(6) 運輸・通信

ASEAN 交通行動計画 (ASEAN Transport Action Plan 2005-2010) の下で、貨物・旅客航空の増大、域内オープンスカイ、航空・海上交通のしるじや必要書類の標準化、貨物安全、陸上交通法規の標準化などについて協力を進めている。

1998 年 12 月の第 6 回 ASEAN 公式首脳会議において、ASEAN 諸国間における物品の通関面での簡素化 (税関検査、税金の免除) の促進を目的とする「運輸簡素化枠組み協定」に署名した。また、2002 年 9 月の航空当局者間会合で、各国首都間で、毎週 100 トンを上限として、航空貨物輸送を自由化 (便数や機種等) する覚書に署名した (2007 年 2 月には上限 250 トンに緩和)。さらに、2005 年 11 月の第 11 回 ASEAN 交通大臣会合 (ビエンチャン) においては、国際複合一貫輸送 (いわゆるマルチモーダル輸送) について、輸送業者の地位や必要な文書について統一・標準化を行うこと等を目的とする「国際複合一貫輸送に関する ASEAN 枠組み協定」に署名した。

(7) 観光

ASEAN 地域への観光旅行客誘致、人的資源開発、文化遺産保護、域内間旅客の促進につき、各国観光機関 (NTO : National Tourism Organisation) が政策の調整と諸活動を実施している。1999 年 1 月の第 2 回 ASEAN 観光大臣会合において、2002 年に「Visit ASEAN Millenium Year 2002 Campaign」を実施することに合意した。その後、2000 年 1 月の第 3 回観光大臣会合において、この事業を「Visit ASEAN Campaign」に衣替えし、ASEAN 地域全体を一つの強力な観光ブランドとして確立すべく、2002 年以降も実施していくことに合意した。

また、2002 年の ASEAN 首脳会議において ASEAN 観光協定に署名した。同協定では、ASEAN 間旅行の促進、旅行客輸送の自由化、投資誘致及び ASEAN の文化・自然遺産の保護の確保といった行動を通じて、ASEAN 地域を単一の観光目的地とするべく努力することを約束している。

(8) サービス

(イ) ASEAN 域内における貿易障壁を除去し、WTO サービス貿易一般協定 (GATS) の

約束以上にサービス分野での自由化の範囲を拡大させることにより、ASEAN 加盟国のサービス分野における協力を増進させることを目的として、サービスに関する枠組み協定 (AFAS: ASEAN Framework Agreement on Services) の下で、交渉が続けられている。

(ロ) AFAS は、1995 年 12 月、バンコクで開催された第 5 回 ASEAN 首脳会議の際に、経済閣僚の署名によって作成された。以降、同協定の下で、以下のとおり約束表が承認されてきている。

第一約束パッケージ：1997 年 10 月 (第 29 回経済閣僚会議・クアラルンプール)

第二約束パッケージ：1998 年 10 月 (第 30 回経済閣僚会議・マニラ)

第三約束パッケージ：2001 年 10 月 (第 7 回運輸大臣会議・クアラルンプール)

以上で、7つの優先分野 (金融サービス、航空運輸、海運、通信、観光、建設及び専門的ビジネス・サービス) につき合意終了。

第四約束パッケージ：2004 年 9 月 (第 36 回経済閣僚会議・パリ)

第五約束パッケージ：2006 年 12 月 (第 38 回経済閣僚会議・セブ)

(ハ) 第三パッケージ以降の交渉ラウンドでは、すべてのサービス分野及びあらゆる形の供給形態を網羅させつつ、従来以上の約束を行うことを目標としている。域内のサービス貿易自由化をさらに加速させるため、共通サブセクター・アプローチ (Modified Sub-sector Approach)³ 及び「ASEAN-X」方式 (ASEAN-X Formula)⁴ を採用している。

4. 機能的協力

(1) 科学技術分野

1970 年に初めて科学技術分野での協力の目標を発表した。1978 年には、ASEAN 科学技術委員会 (COST) (科学技術と人的資源の開発、域外或いは域内での技術移転の促進をめざす) を設立した。その下には、食品科学技術、バイオテクノロジー、マイクロエレクトロニクス・情報技術、素材科学技術、新エネルギー研究、海洋科学、気象・地球物理学、科学技術インフラストラクチャー・資源開発の 8 つの分野の下部委員会がある。

上部組織として、1980 年以降、科学大臣会議が開催されてきている。科学技術プログラムの資金は、主に豪州、カナダ、欧州連合、日本、ニュージーランド、米国、UNDP が提供している。

(2) 環境

(イ) 環境に関する協力は、1977 年の ASEAN サブリージョナル・環境プログラム (ASEP) の作成から始まった。1978 年には、COST の勧告で ASEAN 環境専門家会議 (AEGE) を開催した。1989 年に、AEGE は、ASEAN 環境高級事務レベル会議 (ASOEN) に昇格した。下部組織として、海洋環境、環境経済学、自然保護、環境管理、多国間汚染、環境情報・市民教育の 6 つの分野のワーキング・グループがある。上部組織として、環境担当大臣会議 (AMME) が 1981 年以降開催されてきている。1992 年の

³ 共通サブセクター・アプローチでは、GATS または AFAS のもと、特定のセクターにおいて 3 か国またはそれ以上の加盟国が約束を行うことにより、そのセクターを ASEAN 共通のサブセクターとして認定することが可能となる。

⁴ 「ASEAN-X」方式では、2 か国またはそれ以上の加盟国が特定のセクターまたはサブセクターにおいてサービス分野での貿易自由化に合意した場合、その他の加盟国は準備ができた段階で後から参加することを容認する。

ASEAN 首脳会議において、ASEAN は、持続的開発の原則に則って環境保護に積極的な役割を果たして行くことを誓約した。

- (ロ) 1997 年から 98 年にスマトラ島及びボルネオ島で発生した森林火災のため、インドネシアのみならずシンガポール、マレーシア等でも大きな煙害（ヘイズ）被害を被った。ASEAN は、その際、国連環境計画（UNEP）等からの協力を得て問題に対処した。また、シンガポールにある ASEAN 気象専門センターでは、煙害に係る気象予測も行っている。
- (ハ) 環境保全に関しては、ASEAN は、国連関係諸機関、対話国からの支援を得て海洋・沿岸環境の保全、修復能力を向上させており、過剰漁獲、汚染により一時破壊された沿岸地域も再生してきている。
- (ニ) さらに、ASEAN は、多国間協力にも取り組んでおり、ほとんどの ASEAN 諸国は、1992 年に開催された国連環境開発会議（UNCED）に参加した。また、ASEAN の多くの国は、生物多様性条約や気候変動枠組み条約といった国際合意の締約国となっている。
- (ホ) 現在、ASEAN 事務局には、経済・機能協力局の下に環境問題担当部署及びヘイズ（煙害）対策ユニットが置かれている。

(3) 文化・情報

1977 年の ASEAN 首脳会議の決定により、1978 年に社会・文化活動常設委員会とマスメディア常設委員会が合併され、文化・情報委員会（COCI）が設立された。次の目的に応じた活動を 4 つの作業部会に分かれて実施している。資金源として「ASEAN 文化基金」が設置されている。主な成果は、「ASEAN 文学集」の発行、ASEAN 音楽祭、ASEAN 映画週間（その前身は ASEAN 映画祭）、映画俳優の交流等がある。協力の主な目的は以下のとおり。

- (イ) 文化・情報での協力を促進し、地域の発展、相互理解・結束を高める。
- (ロ) 地域の繁栄と平和の基盤を強化するための協力を通じ、文化の発展を促進する。
- (ハ) 域内の文化、類似性、相違、伝統、関係等への理解をさらに深めるため協力して努力する。
- (ニ) 域内のアイデンティティ意識を高める。
- (ホ) ASEAN の国際的なイメージを向上させる。

(4) 社会開発

(イ) 1978 年に社会開発委員会（COSD）が設立され、社会開発面での協力を実施。その下には、教育（ASCOE）、人口（APP）、健康・栄養（ASCHN）、青少年（ASY）、女性（AWP）、労働（ASCLA）、災害（AEGDM）の下部委員会がある。第 4 回首脳会議で、次の諸点を中心とする社会開発協力の強化を再確認した。学校・大学での ASEAN 教育の拡充、高校・大学レベルでの ASEAN 意識を高めるための学生交流促進、ASEAN 大学の設立をめざした主要大学間での協力強化、女性問題、青少年育成、NGO 間における連携の促進、エイズの抑制。

- (ロ) 特に、女性、児童、高齢者の問題に対しては、「ASEAN ビジョン 2020」において、「慈しみ合い、分かち合う共同体（A Community of Caring Societies）」を構築することを謳い、社会の基本単位である家族における女性、児童、青少年、高齢者への十分なケアの重要性、更に女性・児童の密輸を含む国境を越えた犯罪への地域的な取り組みの必要性につき認識を共有した。その後、「ハノイ行動計画」においては、

女性・児童の問題への取り組みとして、社会開発の促進と金融・経済危機の社会的影響に対する取り組みの一環として以下を掲げた。

児童の生存・保護育成のための行動計画の実施。

女性・児童の密輸、暴力犯罪に対する ASEAN としての協力強化。

児童の権利条約及び女子差別撤廃条約等の完全実施に向けた行動。

- (八) また、事務レベルにおいては、「女性問題委員会 (ASEAN Committee on Women: ACW)」を設置し、ASEAN 加盟国間の政策調整と法執行を促進させるための事業、家庭内暴力に関するデータや暴力の犠牲者に対するカウンセリング・サービスの供与を図る上での専門的知識の集積に向けた協力、女子差別撤廃条約の履行状況フォローアップ協議等を進めている。さらに、児童の密輸問題に対応するために、商業的性的搾取・ポルノ・密輸から児童を保護するための行動計画を策定中である。2004年6月の第37回 ASEAN 外相会議では「女性に対する暴力の撲滅に関する ASEAN 宣言」を採択、2004年11月の第10回 ASEAN 首脳会議では「特に女性と児童の密輸に関する ASEAN 宣言」を採択した。
- (二) 高齢者の福祉促進については、ASEAN は、地域コミュニティに基盤を置いた高齢者ケアを行うため、感染症に関する脆弱者・高齢者ニーズの評価などに関する作業プログラムを実施している。

(5) 麻薬規制

- (イ) 予防教育・情報、法務、治療・リハビリテーション、人体からの薬物の検出の4つの分野でのプログラムを、バンコク、マニラ、クアラルンプール、シンガポールの4つのトレーニングセンターで実施している。1994年には ASEAN 薬物濫用規制に関する行動計画が採択され、予防教育、治療、リハビリテーション、立法、研究を優先分野としている。
- (ロ) 「ASEAN ビジョン 2020」においては、2020年までに不法な薬物生産、加工、取引及び使用のない東南アジアを実現するとした。また、「ハノイ行動計画」においては、以下の内容を掲げた。
- 薬物濫用規制に関する ASEAN 行動計画運用に向けた作業計画を 2004年までに作成する。
- 麻薬濫用コントロールに関する旗艦プログラム、特に青少年に対する予防教育、リハビリテーション等に関するプログラムを引き続き策定、実施する。
- (ハ) 事務レベルでは、国境を超える犯罪に関する ASEAN 閣僚会議の下に置かれた「ASEAN 麻薬問題高級事務レベル会合 (ASEAN SOM on Drug Matters)」は、ハノイ行動計画による要請に応えるべく、薬物管理・監督訓練、コミュニティに基盤を置く麻薬防止活動、青少年の薬物濫用防止、前駆物質に関するセミナー等の事業を実施することにつき合意している。
- (ニ) 2000年7月の ASEAN 外相会議における「麻薬のない ASEAN」の 2015年前倒し実現合意を受け、同年10月にバンコクにおいて国連薬物統制計画 (UNDCP) との共催で「麻薬のない ASEAN に向けた国際会議」が開催された。同会議では、危険薬物対策に関する ASEAN・中国共同オペレーション (ACCORD) も採択された (2001年4月にマレーシアで活動計画準備会合が開催され、11月にはバリで第1回タスクフォース会合を開催)。

(6) HIV/AIDS

COSD（上記(4)）の下に、エイズ問題に関するタスクフォース（Task Force on AIDS）が設置されている。また、ASEAN 事務局においては、国連エイズ合同計画（UNAIDS）と共同でエイズ問題に取り組んでおり、HIV/AIDS のコントロールや予防に関する中期作業計画の作成等を行っている。

「ハノイ行動計画」において、ASEAN は、社会開発の促進等への取組として、ASEAN 地域におけるエイズについての情報照会ネットワークの強化を掲げた。

また、2001 年 11 月の第 7 回首脳会議において、HIV/AIDS 特別会合を開催し、HIV/AIDS に関する首脳宣言及び HIV/AIDS に関する ASEAN 行動計画（2002 - 2005）を採択した。2005 年 12 月の第 11 回首脳会議では、これに続く行動計画（2006-2010）を採択した。また、2007 年 1 月の第 12 回首脳会議（セブ）の際には、2001 年に続く第 2 回目の HIV/AIDS 特別会合を開催した。

（7）国境を越える犯罪

ASEAN は、1997 年に ASEAN 国境を越える犯罪宣言を、また 1999 年には国境を越える犯罪と闘うための ASEAN 行動計画を採択していたが、2001 年 9 月 11 日に米国で発生した同時多発テロ事件発生後、テロ対策分野での協力が強化された。

2001 年 10 月にシンガポールで開催された「国境を越える犯罪に関する ASEAN 閣僚会議（AMMTC）」では、あらゆるテロ行為を強く非難し、また、テロ防止、テロとの闘いのための国際社会との協力を強化する旨明記した共同コミュニケが採択された。2002 年 5 月にはマレーシアで「テロに関する ASEAN 特別閣僚会合」が開催され、あらゆるテロの抑止、取締を約束し、「国境を越える犯罪に対する ASEAN 行動計画」の作業プログラムについて、各国高級実務者に実施を委任するなどを明記した共同コミュニケを採択した。

さらに、2004 年 1 月の第 4 回閣僚会合の際には、初の「国境を越える犯罪に関する ASEAN+3 閣僚会合（AMMTC+3）」が開催された。



4 . 域外国との関係

<対話国との調整メカニズム>

ASEAN は、UNDP を除く対話国（9 か国 1 地域）の各々に対し、ASEAN 側で調整の窓口になる国を決めており、これを「調整国」という（country coordinator）。調整国は、慣例として、原則として ASEAN 及び対話国各々のアルファベット順で、（ASEAN 議長国ローテーションと同様、外相会議を区切りとして）3 年ごとに 1 か国ずつずれていくことになっている（下表参照）。

	2006 年外相会議後 ~ 2009 年外相会議	2009 年外相会議後 ~ 2012 年外相会議
ブルネイ	中国	欧州連合
カンボジア	欧州連合	インド
インドネシア	インド	日本
ラオス	日本	韓国
マレーシア	韓国	ニュージーランド
ミャンマー	ニュージーランド	ロシア
フィリピン	ロシア	米国
シンガポール	米国	豪州
タイ	豪州	カナダ
ベトナム	カナダ	中国

<ASEAN と域外国との最近の首脳・外相会議開催形態>

対話国	ASEAN 外相会議の時期（夏期）			ASEAN 首脳会議の時期（年末）		
	ASEAN+3 (ASEAN+1 はなし)	PMC 全体会合	ARF 閣僚 会合	ASEAN+1	ASEAN+3	EAS
日本	ASEAN+1					
中国		ASEAN+1				
韓国		ASEAN+1				
インド		ASEAN+1				
豪州、NZ		ASEAN+				
米、加、露、EU	ASEAN+1					
モンゴル、PNG、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、北朝鮮						

1 . ASEAN 拡大外相会議（PMC：Post-Ministerial Conferences）（1978 年～）

（1）目的

ASEAN が閣僚レベルで域外諸国との間で広範囲な分野に渡る意見交換を実施し、もっ

て相互の友好関係の強化、地域の平和と安定の環境作りを推進することを目的とする。

(2) 開催

1978年6月に日・ASEAN外相会議として開催されたのが最初であり、以降、逐次対話国を追加してきた。年1回、ASEAN外相会議(AMM)に引き続いて開催されている⁵。

(3) 構成

(イ) 全体会合(「10+10」)

ASEAN10か国と域外10か国・機関の外相が一堂に会する会合であり、ASEAN議長国の外相が議長を務める。

(ロ) 個別会合(10+1会合)

ASEAN10か国と個々の域外国・機関との外相会合である。

2. ASEAN 地域フォーラム (ARF: ASEAN Regional Forum) (1994年～)

(1) 目的

政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じて、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。

(2) 経緯

1991年7月のASEAN・PMCの席上、中山太郎外相(当時)が、PMCの場を活用して政治対話を開始すること及び右対話を効果的なものとするための高級事務レベル会合(SOM)を設置することを提案した(いわゆる「中山提案」)。これを受けて、翌1992年1月の第4回ASEAN公式首脳会議において、ASEAN諸国は、ASEAN・PMCを活用して域外国との政治安保対話を強化することにつき合意し、同年7月のASEAN・PMCでは、同会合の場で初めて政治・安保対話を正式な課題として取り上げた。

以上の成果を受け、1993年1月のASEAN高級事務レベル会議(ASEAN・SOM)において、ASEAN・PMCの下に、安全保障問題について対話国と討議を行うための高級事務レベル会合(ASEAN・PMC・SOM)を設置することにつき合意した。1993年5月に開催された初のASEAN・PMC・SOMには、ASEAN・PMC参加国の次官級担当者が出席し、地域の今後の安保のあり方、非参加国(ベトナム、ラオス、中国、ロシア、パプアニューギニア)との対話のあり方等につき議論した。

このSOMでの議論を受けて、1993年7月のASEAN・PMCでは、以下を確認した。

1994年からは、ASEAN及び対話国に、中国、ロシア、ベトナム、ラオス及びパプアニューギニアの5か国も正式メンバーとする高級事務レベル会合を行う。

上記5か国を含めた18か国・機関(下記(3))の閣僚レベルの「ASEAN地域フォーラム(ASEAN Regional Forum)」を開催する。

以上の合意を受けて、翌1994年7月には、AMMの機会を捉え、ARFの第1回閣僚会合がバンコクで開催された。また、ASEAN・PMC・SOMは「ARF高級事務レベル会合

⁵ ただし、PMCにおける域外国の参加は、当初様々であったため、第何回のASEAN拡大外相会議かは数えないこととなっている。

(ARF・SOM) 」へと発展解消され、1994年5月にバンコクで初会合を開催した。

(3) 構成

東南アジア地域の安全保障にかかわる26か国・1機関(EU)により構成される。メンバーの変遷は以下のとおりである。

(原参加国：18)ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、米国、カナダ、ロシア、EU、パプアニューギニア。

(1995年参加)カンボジア

(1996年参加)ミャンマー、インド

(1998年参加)モンゴル

(2000年参加)北朝鮮

(2004年参加)パキスタン

(2005年参加)東ティモール

(2006年参加)バングラデシュ

(2007年参加)スリランカ

3 . ASEAN+3

(1) 経緯

1997年のASEAN非公式首脳会議(クアラルンプール)に併せて、ASEAN創設30周年を期に、日本、韓国、中国の首脳を招待し、初の「ASEAN+3首脳会議」が開催されたことを起源とする。首脳会議は、翌1998年ハノイで開催された同会合で定例化が決定された。また、2000年以降は、夏のASEAN外相会議の際に、「ASEAN+3外相会議」が開催されてきている。

(2) 枠組み

活動を開始しているものとしては、全20分野にわたる56の枠組みがある。現時点で、もっとも幅広い分野を扱う東アジア地域協力の枠組みである。うち、閣僚レベルでは、財務閣僚会議をはじめ、15分野で会合が開催されている。

外交当局による会合は以下のとおりである。

外相会議：2000年以降、AMMの際に毎年開催されている。また、最近では、年末の首脳会議の直前にも、非公式の形で開催されている。

高級実務者会議(SOM):2001年5月に初めて開催された。以降10回開催。ASEAN+3協力全体の進捗状況を総括するとともに、主要な地域・国際情勢について意見交換を行うことで、首脳・外相会議の準備プロセスとしての機能を果たしている。

局長級会合(Directors-General Meeting)：2002年8月に初めて開催された。以降9回開催。東アジア・スタディ・グループ(EASG)の提言措置及び各ASEAN+3協力の進捗状況を管理し、外相プロセスに報告すること等を目的としている。

(3) 主要成果

(イ) 東アジア協力に関する共同声明 (Joint Statement on East Asia Cooperation)

1999年11月の第3回首脳会議（マニラ）で、「東アジアにおける協力に関する共同声明」が採択された。この声明は、東アジア地域協力のあり方について包括的に示した最初の文書であり、政治・安全保障・経済・文化等幅広い分野で地域協力を強化する意思が確認された。

(ロ) 東アジア・ビジョン・グループ (EAVG: East Asia Vision Group)

1998年の第2回首脳会議（ハノイ）で、金大中韓国大統領（当時）が、東アジア地域協力のあり方について議論するための民間有識者で構成される協議体を設置することを提案した。これを受けて設置された東アジア・ビジョン・グループは、1999年10月から2001年5月まで、5回の会合を開催し、2001年11月の第5回首脳会議（バンドルスリプガワン）に、東アジア首脳会議（East Asia Summit）の設置を含む、東アジア地域協力促進のための勧告・措置に係る報告書を提出した。

(ハ) 東アジア・スタディ・グループ (EASG: East Asia Study Group)

(i) 経緯

EAVGにおける議論の進展を踏まえ、金大中韓国大統領が、2000年11月の第4回首脳会議（シンガポール）において、政府高級実務者の間でも東アジア地域協力のあり方について議論する場を設けることを提案した。これを受けて設置された東アジア・スタディ・グループは、2001年3月から2002年10月まで、各国次官級の政府実務者による会合を6回開催し、2002年11月の第6回首脳会議（プノンペン）に提言を提出した。

同報告書では、東アジア共同体の形成を目指して実施すべき17の短期的措置及び9の中長期的措置を提案するとともに、中長期的措置の一つとして、ASEAN+3の枠組みを発展させる形で東アジア首脳会議を設置すべきと提案した。

(ii) 実施状況

EASG最終報告書で提案された計26の措置の実施状況は、ASEAN+3高級実務者会合（SOM）や局長級会合等の場を通じてフォローアップが行われてきている。

「東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT)」(「トラック2」)：政策提言等を行うためのシンクタンク間の協力である。2005年8月の第3回総会（東京）で初の政策提言をとりまとめ、同年の首脳会議に提出した。

「東アジア・フォーラム (EAF)」(「トラック1.5」)：各国の首脳経験者、政府関係者、学者、財界人等により構成されるフォーラムである。地域協力強化の気運の維持、地域アイデンティティの醸成について議論を行っている。

「東アジア研究」：東アジア共同体形成に向け、隣国研究、比較研究の取組によって各国間の相互認識・相互理解を促進することを目的としている。日本（東京大学東洋文化研究所）がイニシアティブをとっている。

「東アジア自由貿易地域 (EAFTA)」：各国の専門家からなる研究会の成果が2006年8月のASEAN+3経済閣僚会議に提出され、引き続き高級実務者レベルで検討されることとなった。第10回首脳会議（2007年1月・セブ）で、韓国の提案により、第二フェーズとしてセクター別研究を行うことになった。

(二) 通貨・金融協力

ASEAN+3の分野別協力の中でも最も大きな成果を上げているものの一つが通貨・金融

分野である。具体的には、以下をはじめとする協力が、ASEAN+3 財務大臣会合（1999 年以降毎年開催）のプロセスにおいて進められてきている。

「チェンマイ・イニシアティブ (CMI: Chiang Mai Initiative)」：2000 年の第 2 回会議（プラハ）で採択された。新たな通貨・金融危機を防ぐため、二国間通貨スワップ取極のネットワークを構築するものであり、CMI の下でのスワップ協定は、2007 年 4 月時点で、8 か国間で 16 件、800 億ドルに達している。

「アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI: Asia Bond Market Initiative)」：2002 年の財務閣僚会議（チェンマイ）で日本が提案した。アジア通貨危機においては、外国資本の短期流動性に大きな影響を被ったことを踏まえ、アジア域内通貨建て債券の発行を可能とするような、域内債券市場の育成を目指している。

4 . 東アジア首脳会議 (EAS: East Asia Summit)

東アジア・スタディ・グループ (EASG) が勧告した中長期的措置の一つとして、「ASEAN+3 首脳会議を東アジア首脳会議へと深化させることを追求する」が挙げられた。その後、関係国間で議論を積み重ねた結果、2004 年 11 月の第 8 回 ASEAN+3 首脳会議（ビエンチャン）で、2005 年 12 月に第 1 回東アジア首脳会議をクアラルンプールで開催することに合意した。また、2005 年 7 月に開催された第 6 回 ASEAN+3 外相会議（ビエンチャン）において、EAS の参加国を、ASEAN+3 に豪州、ニュージーランド及びインドを含めた計 16 か国とすることを決定した。

2005 年 12 月に開催された第 1 回 EAS（クアラルンプール）で、次期議長国となるフィリピンのアロヨ大統領が、翌年第 2 回 EAS を開催するとの意向を示し、これにより、EAS は毎年開催されることになった。また、2007 年 1 月の第 2 回 EAS（セブ）では、ASEAN が提示した、EAS の枠組みの下での 5 つの優先協力分野（エネルギー安全保障、金融、教育、鳥インフルエンザ、防災）のすべてにおいて、16 か国で具体的な協力事業を推進していくこととなった。実質的な外相会合がこれまでも首脳会議及び ASEAN 拡大外相会議（PMC）の際に開催されているほか、第 2 回 EAS でエネルギー安全保障が主要テーマとなったことを受け、2007 年 8 月にシンガポールで第 1 回 EAS エネルギー大臣会合が開催された。

5 . 対話国・機関

(1) 日本

日本と ASEAN としての最初の協力関係は、1973 年 11 月に、日本の合成ゴム輸出について議論するための「日・ASEAN 合成ゴムフォーラム」が開催されたのを嚆矢とするとされている⁶。日本は、10 に及ぶ ASEAN の対話国・機関のうち、ASEAN との協力関係設置は欧州委員会に次いで 2 番目（1973 年）に古く、ASEAN との首脳・外相会議を開催した国としては最も古い（各々 1977 年、1978 年）。ASEAN 対話国の地位を得たのも日本が最初である（1978 年）。

また、ASEAN と対話国との首脳会議は、年次 ASEAN 首脳会議の際に、ASEAN 議長国において開催されるのが通例であるが、2003 年 12 月には、日 ASEAN 関係 30 周年を記

⁶ 1977 年 8 月 5 日の第 2 回 ASEAN 首脳会議コミュニケ第 32 項は、「首脳は、ASEAN と日本との間の経済面における協力は 1973 年 11 月の ASEAN・日本合成ゴムフォーラムの設立によって開始されたことに留意した」と述べている。

念して、ASEAN と対話国の首脳会議としては初の ASEAN 域外開催となる日 ASEAN 特別首脳会議 (Japan-ASEAN Commemorative Summit) が東京で開催された。

(イ) 日・ASEAN 首脳会議 (Japan-ASEAN Summit)

1977 年 8 月 7 日、ASEAN 創設 10 周年を記念してクアラルンプールで開催された第 2 回 ASEAN 首脳会議に福田赳夫内閣総理大臣が招待されたのが、日本と ASEAN の首脳が一堂に会した初めての機会となった。(福田内閣総理大臣は、これに出席した後、東南アジアを歴訪し、同月 17 日にマニラにおいていわゆる「福田ドクトリン」演説を実施した。)

その後、ASEAN 創設 20 周年となる 1987 年の第 3 回 ASEAN 首脳会議に竹下登内閣総理大臣が、同 30 周年となる 1997 年の第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議に橋本龍太郎内閣総理大臣が、それぞれ招待され、1997 年以降は、年次 ASEAN 首脳会議の際に定期的に日・ASEAN 首脳会議が開催されている。(正式な「日・ASEAN 首脳会議」は、1997 年の会議を 1 回目として数えている。)

(ロ) 日・ASEAN 外相会議 (Japan-ASEAN Foreign Ministers' Meeting)

1978 年 6 月 17 日、タイのパタヤで開催された ASEAN 外相会議にが園田直外務大臣が招待されたのが、日本と ASEAN の外相が一堂に会した初めての機会となった。1979 年以降は、これが定例化され、2003 年(プノンペン)までは、ASEAN 外相会議の際に毎年日・ASEAN 外相会議が開催されてきた。その後、2004 年以降は、年末の ASEAN 関連首脳会議の直前に一連の外相会議が開催されており、日・ASEAN 外相会議もその中で開催されている(2004 年 11 月ピエンチャン、2005 年 12 月クアラルンプール、2007 年 1 月セブ)。

なお、2003 年には、東京で開催された日 ASEAN 特別首脳会議の機会に日 ASEAN 外相会議も併せて開催された。さらに、毎年 9 月の国連総会一般討論演説の機会にも、双方の都合があれば日・ASEAN 外相会議を開催している。(なお、ASEAN は、夏の ASEAN 外相会議や年末の ASEAN 首脳会議に併設して開催されるものを「Meeting」とし、それ以外の機会に開催されるものは「非公式協議：Informal Consultation」と呼んでいる。)

(ハ) 日・ASEAN 経済閣僚会議 (AEM-METI)

(i) 目的

国際経済情勢一般から産業協力プログラム等幅広い経済問題につき意見交換を行う。最近では、日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 交渉を担当する閣僚会議としても機能している。

(ii) 開催

1991 年に ASEAN 側から招待を受け、1992 年以降、夏の ASEAN 経済閣僚会議に併せて毎年開催している。第 14 回会合 (2007 年 8 月、マニラ) では、A J C E P の大筋合意に達した。

(ニ) 日・ASEAN 経済産業協力委員会 (AMEICC: AEM-METI Economic and Industrial Cooperation Committee)

(i) 目的

AEM - METI の下部組織として（ただし、出席者は AEM-METI と同じ）、AEM-METI で決定された大局的な方針の下で、日・ASEAN 間の産業協力、ASEAN 諸国の産業競争力の強化、ASEAN 新規加盟国への開発支援に係る具体的協力について協議する。

(ii) 開催

1998 年 11 月に第 1 回会合をバンコクで開催し、以降、2003 年 9 月まで 6 回開催された。2002 年以降は、AEM-METI と一体のものとして開催されており、2004 年以降は事実上 AEM-METI に統合されている。

第 5 回会合（2002 年 9 月・ブルネイ）では、日・ASEAN 包括的経済連携の実現に向けた具体的な計画と要素を提供する「枠組み（A Framework）」の検討を開始することにつき、首脳に提言した。

(ホ) 日・ASEAN 財務閣僚会議

地域の経済・金融問題について意見交換を行うため、1999 年まで開催されていたが、2000 年以降は開催されていない。

(ヘ) 日・ASEAN 科学技術関係閣僚会議

1983 年、中曽根康弘内閣総理大臣が東南アジア諸国歴訪の際に提唱した会議であり、1983 年の第 1 回会議以降、不定期に開催されている。

(ト) 日・ASEAN フォーラム（ASEAN-Japan Forum）

日・ASEAN 間における政治・安全保障及び経済、経済協力、文化面の協力に関して、各国外務次官級担当で大所高所から議論することを目的としている⁷。特に、1997 年 5 月の第 17 回会合からは、同年 12 月に初の日・ASEAN（公式）首脳会議が予定されていたこともあり、政治・安全保障分野により脚光を当てることになっている。

会合は、原則年 1 回、日本とその時点での ASEAN 対日調整国とで交互に開催される。日本側代表は、外務審議官が務めている。最近では、2006 年 11 月にビエンチャンにおいて第 22 回会合が開催され、日本側代表として藪中三十二外務審議官が、ASEAN 側代表として、対日調整国ラオスのブンケート・サンソムサク外務副大臣他各国の代表が、それぞれ出席した。

(チ) 日・ASEAN 開発協カラウンド・テーブル

日・ASEAN 各国のハイレベルの経済協力当局者及び国際機関等が参加し、経済協力を中心とした ASEAN 諸国全体に関わる開発問題等につき、大所高所に立った政策対話を行う会議であり、1997 年 12 月の第 1 回日・ASEAN 首脳会議において橋本龍太郎内閣総理大臣が開催を提案。1998 年 5 月に沖縄にて開催、日本側からは外務省経済協力局長が、ASEAN 側からは、各国開発協力担当次官等が出席した。

(リ) 日・ASEAN 協議グループ会合（CGM：ASEAN-Japan Consultative Group Meeting）

日・ASEAN 拡大協議グループ会合（拡大 CGM：ASEAN-Japan Expanded Consultative

⁷ 日・ASEAN フォーラムは、従来は局長級会合であったが、1993 年の第 13 回会合以降は次官級が出席している。また、1998 年の第 16 回会合までは 1～3 年おきに、2001 年の第 17 回会合以降は毎年開催されている。

Group Meeting)

上記(ト)のとおり、日・ASEAN フォーラムが、1993 年以降、各国外務次官級のフォーラムとして大所高所の政策議論を行う場となり、また、1997 年よりは政治問題により時間を割くこととなったことから、従来同フォーラムで行われてきた日・ASEAN の個別プロジェクトに関するより実務的な意見交換を行う時間が減少することとなった。このため、日・ASEAN フォーラムの下部組織として、日・ASEAN 間の協力案件や、個別の日・ASEAN 間の懸案事項につき詳細に協議を行う場を設けることとなった。

(i) 日・ASEAN 協議グループ会合は、こうした趣旨で設置され、1998 年 4 月の第 1 回会合から 2001 年 9 月の第 6 回会合まで、おおむね局次長レベルでされた。

(ii) その後、小泉純一郎内閣総理大臣が 2002 年 1 月にシンガポールで行った ASEAN 政策演説で、「5 つの構想」を提唱したことを受け、その具体的な実施に関して日・ASEAN 間で協議を行うため、CGM を格上げ(局長級)する形「日・ASEAN 拡大協議グループ会合」が開催されることとなった。

会合は、2002 年 3 月から 2003 年 3 月にかけて集中的に 6 回開催され、「5 つの構想」の一つである「日本 ASEAN 交流年 2003」及び「日・ASEAN 特別首脳会議」の準備及び実施について議論が行われた。その後、2005 年 6 月に、東京で第 5 回 ASEAN+3 局長級会合が開催された際に、第 7 回会合が開催され、「日・ASEAN 特別首脳会議」で採択された「行動計画」のフォローアップ状況等について意見交換を行ったが、これ以降は開催されていない。

(ヌ) 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター (ASEAN Promotion Centre on Trade, Investment, and Tourism) (略称：日本アセアンセンター (Japan-ASEAN Centre))

1977 年 8 月に福田赳夫内閣総理大臣が ASEAN 首脳と会談を行った際に設立に合意し(首脳共同声明にも記載)、1981 年 5 月 25 日に日本及び ASEAN 参加国との間で設立された国際機関である。活動目的は、ASEAN 諸国から日本への輸出、特に半加工品と製品の輸出促進、日本から ASEAN 諸国への投資促進、日本から ASEAN 諸国への観光客の増加である。

(i) 機構

日本アセアンセンターは、理事会(加盟各国 1 名ずつの理事から構成される最高意思決定機関)、執行委員会及び実施機関である事務局で構成される。事務局は東京の東銀座に所在し、ASEAN 各国の物産や観光に関する常設展示場を擁している。

機構の長は事務総長(現在は赤尾信敏元駐タイ大使)であり、その下に、総務部、貿易部、投資部、観光部が存在する。

(ii) 主な実施事業

貿易関連：商品開発専門家派遣、常設展示場における展示会、日 ASEAN 中小企業支援に係る有望商品展示・商談事業、ASEAN 製品の対日輸出市場調査

投資関連：投資家ミッション派遣、投資ネットワーク構築事業、ASEAN 国別投資セミナー、ASEAN 各国投資情報資料作成

観光関連：日本人旅行者受入人材育成事業、日 ASEAN 産学連携ツアー開発促進事業、

ASEAN 観光フェア、観光促進資料作成

広報関連：メディアへの広告掲載、ホームページ及び刊行物による情報提供活動

(ル) 日・ASEAN 統合基金 (JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund)

2004年11月の第10回ASEAN首脳会議で、ASEAN統合を促進するためにASEAN開発基金(ADF)を設置することに合意されたことを受け、2005年12月に開催された第9回日ASEAN首脳会議において、小泉純一郎内閣総理大臣から、日本としてもASEAN統合支援のために総額75億円を拠出する用意があることを表明した(平成17年度補正予算)。これに基づき、2006年3月27日に東京で、麻生太郎外務大臣と駐日マレーシア大使が、「日ASEAN統合基金」設立のための文書に署名し、同基金が立ち上げられた。

2007年1月の第10回日・ASEAN首脳会議や第2回東アジア首脳会議において、安倍晋三内閣総理大臣は、経済連携に向けたASEAN諸国の努力を支援するために、総額5,200万ドルを新規に拠出すること、今後5年間アジアの青少年を毎年6,000人日本に招待することを中心とする青少年交流計画のために、総額350億円を新規に拠出すること、を表明した。その後、ASEAN側との調整の結果、の全額及びの一部⁸をJAIFへ追加拠出する形をとることとなり、2007年3月23日、麻生太郎外務大臣と駐日次期ラオス大使との間で、この追加拠出に関する文書に対する署名が行われた。

(i) 目的

ASEAN統合を実現するためのASEAN諸国の努力を支援すること

ASEAN安全保障共同体、ASEAN経済共同体、ASEAN社会文化共同体の設立を支援し、域内格差是正を図ること

日本とASEANとの間の協力を促進すること

地域諸機関及び準地域諸機関の活動を支援すること

その他日本及びASEANが適当と判断する活動を行うこと

(ii) 運営機関

JAIFは、ASEAN事務局に設置されており、合意された規則に従い、ASEAN各国、ASEAN事務局及び日本政府が共同でその運用を管理している。具体的には、上記三者の代表による合同委員会により事業を審査・採択し、会計報告や事業報告を監査している。

(iii) 主な実施事業

2007年6月時点で17件の事業を承認済み。主な事業は以下のとおり。

鳥インフルエンザ対策支援事業：総額3,000万ドル。50万人分の抗インフルエンザ薬と70万人分の防護服をシンガポールに備蓄し、ASEAN域内でヒトからヒトに感染する鳥インフルエンザが発生した場合に集中投入できるように物資と体制を整備しておくもの。

日・ASEANテロ対策対話：日本とASEANという枠組みで初めてテロ対策に係る政府高級実務者の会議を開催するもの。2006年6月に1回目を開催し、今後も開催していく予定。

⁸ ASEAN各国及びインド、豪州、ニュージーランドからの招へいに係る分として約217億円(約1億9600万ドル)。

⁹ 署名時に委任状奉呈を了していなかったため。

(2) 中国

中国は、1991年にASEANとの非公式な関係を開始した。具体的な協力としては、1994年の第27回ASEAN外相会議の際に署名された交換公文により、経済・貿易協力合同委員会及び科学技術協力合同委員会を設置したのが始まりである。

1995年4月には、外交当局の高級実務者会議が初めて中国で開かれ、政治・安全保障問題につき討議した。その後、1996年7月からは、ASEAN拡大外相会議に参加し、完全な「対話国」の地位を得た。さらに、1997年12月に、第2回ASEAN非公式首脳会議に際して、(日本・韓国とともに)初の「中国・ASEAN首脳会議」を開催し、21世紀に向けた親善相互信頼パートナーシップを謳う「中国・ASEAN共同声明」を採択した。2003年には、東南アジア友好協力条約(TAC)に加入した。

2006年10月30日及び31日に、中国広西壮族自治区南寧市において、中国とASEANの対話関係15周年を記念して「中国・ASEAN特別首脳会議」が開催された。ASEANと各国との首脳会議がASEAN域外で開催されるのは、2003年11月の日ASEAN特別首脳会議(東京)以来2例目である。

経済・社会分野では、1995年3月の科学技術協力合同委員会第1回会合で、費用分担により協力プロジェクトを行うことに合意した。その後、1995年8月の経済・貿易協力合同委員会第1回会議では、貿易と投資の促進策について協議した。また、1997年2月にはASEAN・中国合同協力委員会第1回会合が中国・北京で開催され、ASEAN中国協力基金運営委員会手続規則が採択されたほか、人的交流、経済貿易に関するワークショップ、情報交換の3つのプロジェクトを承認した。

(イ) 中国・ASEAN自由貿易地域

(i) 経緯

「ASEAN+1」の枠組みでの自由貿易地域構想を提唱したのは、中国が最初である。2000年11月のシンガポールでの中国・ASEAN首脳会議において、中国の朱鎔基首相(当時)はASEANとの自由貿易地域の設立を提案し、専門家会合を設置して検討することになった。同専門家会合の結果を踏まえ、2001年11月の第5回中国・ASEAN首脳会議(ブルネイ)において、「10年以内に中国・ASEAN自由貿易地域を設立する」ことに合意した。その後の交渉を経て、2002年11月の第6回中国・ASEAN首脳会議(ブノンペン)で、「中国・ASEAN包括的経済協力枠組協定」が署名された(2003年7月1日発効)。

その後、2004年11月の第8回首脳会議(ビエンチャン)の際、「紛争解決メカニズムに関する協定」と「モノの貿易に関する協定」が経済閣僚間で署名され、また、2007年1月の第10回首脳会議(セブ)の際、「中国ASEAN包括的経済協力枠組協定サービス貿易協定」が署名された。

(ii) 概要

- ・中国及びASEAN原加盟6か国については2010年まで、新規ASEAN加盟4か国については2015年までに自由化を完了する。
- ・関税の削減・撤廃の実施に当たっては、「通常分野(ノーマル・トラック)」と慎重な対応が必要な「例外分野(センシティブ・トラック)」に分け、通常分野は2005年から段階的に自由化を開始する。
- ・モノやサービスに関する自由化措置を前倒しで実施する先行成果(アーリーハーベス

ト)として、農林水産品の自由化を2004年1月1日より先行実施。中国及びASEAN原加盟国については2006年1月1日までに、ベトナムは2008年1月1日までに、ラオス、ミャンマーは2009年1月1日までに、カンボジアは2010年1月1日までに、アーリーハーベストの自由化を完了。

- ・サービス分野では、中国側は、建築、環境保護、輸送、スポーツ、商務、ASEAN側が金融、電気通信、教育、旅行、建築、医療などの分野で、相手側に市場開放を認め、独資または合資企業の設立を許可し、株式保有比率の制限を緩和するもの。

自由化の内容	先行自由化（アーリーハーベスト） 【関税分類 HSコード 1～8類】 (主に農林水産品、一部例外品目あり)		通常自由化 【関税分類 HSコード 9類以降】 (主に穀類等の農産品と鉱工業品)	
	中国 ASEAN 6	CLMV (ASEAN 新規加盟国)	中国 ASEAN 6	CLMV
実施期限	2003年7月までに 暫定的な原産地規則を作成 2003年12月までに 最終的な原産地規則の交渉を終了		2004年6月までに モノの貿易に関する関税の 撤廃交渉を終了	
2004.1	自由化の 段階的 自由化	自由化の 段階的 自由化 (ベトナム ミャンマー ラオス カンボジア)	関税削減・ 撤廃	関税削減・ 撤廃
2005.1				
2006.1				
2007.1				
2008.1				
2009.1				
2010年	中国・ASEAN 自由貿易地域の設立 (自由化の完成)			
2015年				

(口) 南シナ海諸群島領有権問題

南沙諸島(中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張)及び西沙群島(中国、台湾、ベトナムが領有権を主張)については、主に中国・ASEANの枠組みで、ルール作りを基本とする協力が進められてきている。

1999年7月のASEAN外相会議では、フィリピンが「南シナ海における地域的行動規範(Regional Code of Conduct for the South China Sea: 以下、行動規範)」案を提示したが採択されず、引き続き作業部会等を開いて協議していくこととなった。同年11月に開催されたASEAN・SOMで「行動規範」のASEAN案に合意が得られたが、その直後の中国・ASEAN・SOMで、中国は「行動規範」ASEAN案を拒否した。数日後に開催された中・ASEAN首脳会議では、友好的協議と平和的手段を通じた問題解決を再確認すると共に、行動規範に



ついて継続協議することに合意した。

その後、累次の中国・ASEAN 間の交渉を経て、2002 年 7 月、第 35 回 ASEAN 外相会議・共同コミュニケにおいて、南シナ海における行動規範の採択が同地域の平和と安定を促進することを再確認するとともに、「南シナ海における関係国の行動に関する宣言（Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea：以下、行動宣言）」の採択に向け中国と緊密に作業していくことで合意した。同年 11 月の第 6 回中国・ASEAN 首脳会議において、各国首脳が行動宣言に署名。同宣言では、南シナ海における問題を解決する際の大まかな原則について明記された。

2004 年 12 月、マレーシアにおいて、中国及び ASEAN 当局者による「南シナ海における関係国の行動宣言の履行に関する検討会議」が開催され、大きな進展は見られなかったが、中国・ASEAN 共同作業部会の設置について合意した。その後、同作業部会は、2005 年 8 月にフィリピンにおいて、2006 年 2 月に中国（海南島）において、「南シナ海における行動宣言に関する中国・ASEAN 合同作業部会」として開催された。

2006 年 10 月の第 10 回中国・ASEAN 特別首脳会議では、共同声明において関係国が引き続き同宣言にコミットしつつ、行動規範策定に向けて作業を続けることに言及した。

（3）韓国

韓国と ASEAN の関係は、1989 年 8 月に、ソウルで、初の韓国・ASEAN 高級実務者会議が開催されたことに始まり、続く同年 11 月に、アリ＝アラタス・インドネシア外相（当時の ASEAN 議長国）と韓国の崔浩中（Choi Ho-Joong）外相との間の交換公文で、分野別対話国関係を設置することに合意した。その後、貿易、投資、観光の分野における関係を促進する目的で、ASEAN・韓国共同分野別協力委員会（JSCC）が設立され、1990 年にインドネシアで、また、1991 年に韓国で同会合が開催された。

1991 年 7 月、マレーシアで開催された第 24 回 ASEAN 外相会議において、韓国は ASEAN の正式な対話国に昇格し、協力の分野は、科学技術・人材育成にも拡大した。1991 年以降、韓国は、ASEAN 拡大外相会議（PMC）に、また、1994 年の設立当初から ASEAN 地域フォーラム（ARF）にも参加している。1997 年には、年次 ASEAN 外相会議の際に、（日本・中国とともに）初の韓国・ASEAN 首脳会議を開催し、21 世紀に向けた ASEAN と韓国のパートナーシップを謳う「ASEAN・韓国共同声明」を発表した。このほか、1993 年から、韓国・ASEAN 対話（次官補レベル）が定期的に行われている。2004 年には、東南アジア友好協力条約（TAC）に加入した。

（4）インド

インドと ASEAN は、1992 年に対話国関係の構築を開始し、1993 年 3 月に、貿易、投資、観光、科学技術の 4 つの分野についての分野別対話を開始した。1995 年の第 5 回 ASEAN 首脳会議は、インドを正式な対話国とすることを決定し、同国は 1996 年から ASEAN 拡大外相会議に参加している

2002 年以降は、年次 ASEAN 首脳会議の際に、インド・ASEAN 首脳会議が開催されてきている。また、インドは、2003 年 10 月の第 2 回首脳会議の機会に、東南アジア友好協力条約（TAC）に加盟した。2004 年 11 月の印 ASEAN 首脳会議の際には、「平和、進歩及び繁栄共有のためのインド・ASEAN パートナーシップ行動計画（Plan of Action to Implement the ASEAN-India Partnership for Peace, Progress and Shared Prosperity）」を採択し、包括的な協力の推進に合意した。

経済面では、2002 年 9 月の第 1 回インド・ASEAN 経済閣僚会議において、長期的目標

として「インドと ASEAN の地域貿易・投資地域(RTIA: Regional Trade and Investment Area) 又は自由貿易地域を創設する」ことで合意し、同年 11 月の首脳会議で、「印 ASEAN 経済連携タスクフォース」を設置して、FTA の実現可能性等について検討を進めていく旨の共同声明が発出された。2003 年 10 月の第 2 回インド・ASEAN 首脳会議では、アーリーハーベスト、サービス貿易、投資、経済協力を含む包括的経済協力枠組み協定が署名された(発効は 2004 年 7 月)。関税撤廃のスケジュールは、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール及びタイとインドの間では 2011 年まで、フィリピンとインドの間では 2016 年まで、新規加盟国については、インド側は 2011 年まで、新規加盟国側は 2016 年までに完了することとしている。

(5) 豪州・ニュージーランド・CER⁹

(イ) 豪州

ASEAN と豪州との協力関係は、1974 年に始まった豪州・ASEAN 経済協力プログラム(AAECF)の下で、食料分野の協力を中心に開始された。その後、豪州・ASEAN 間の協力分野は、1991 年には教育、環境、電気通信、科学技術をはじめとする経済・社会分野に、1993 年には政治・安全保障対話へと拡大されてきた。1979 年には、ASEAN の対話国を地位を得て、以降 ASEAN 拡大外相会議に参加してきている。2005 年 12 月 10 日には、東南アジア友好協力条約(TAC)に加入した。

豪州・ASEAN 協力の中核的な枠組みとして、豪州・ASEAN フォーラムがある。同フォーラムは、1974 年 4 月に第 1 回会合がキャンベラで開催され、以降おおむね 1 年半おきに、豪州と ASEAN 対豪調整国とで交互に開催されてきている。最近では、2006 年 11 月に、第 21 回会合をバンコクで開催した。

(ロ) ニュージーランド

ASEAN とニュージーランドの協力関係は 1975 年から始まり、1979 年には ASEAN 対話国の地位を得た。現在は、ASEAN・ニュージーランド経済協力プログラム(ANZCEP)の下で、ASEAN に対する協力が実施されている。具体的には、科学技術協力、貿易投資促進プログラム(TIPP)、エネルギー開発協力等を実施している。また、ニュージーランドは、2005 年 7 月 25 日に、東南アジア友好協力条約(TAC)に加盟した。

(ハ) CER

(i) 豪州・ニュージーランド ASEAN-CER 特別首脳会議

2004 年 11 月 30 日に、第 8 回 ASEAN 首脳会議の機会に、ビエンチャンにおいて、2004 年に豪州が、2005 年にニュージーランドが、それぞれ ASEAN との協力関係を開始して 30 周年となることを記念して開催された。政治・安全保障、FTA 交渉開始を含む経済・金融、機能的分野、人的交流の 4 分野における大局的協力目標を示した「共同宣言」に署名した。

(ii) ASEAN-CER 自由貿易地域

特別首脳会議で交渉開始に合意した。同首脳会議の共同宣言では、2005 年の早期に

⁹ 「より緊密な豪州とニュージーランドの経済関係に関する貿易協定(1983年)」により設立された両国自由貿易圏の略称(Closer Economic Relations)

交渉を開始し、2年以内に交渉を終えること、10年以内に自由化目標を完全達成することに合意されている。

その後、2006年8月のASEAN-CER 経済閣僚会議で、2007年以内の妥結を目指して交渉を加速することに合意した。

(6) 米国

米国とASEANの関係は、1977年9月の第1回米国・ASEAN対話の開催をもって開始された。同対話は、当初は一次産品貿易を主要テーマとしたものであり、米国からは経済担当国務次官が、ASEAN側からは経済・貿易担当省庁の次官級担当者等が出席していた。その後、政治・安全保障分野での対話も行われるようになり、米国は、1979年にはASEAN対話国の地位を得てASEAN・PMCに参加、また、ARFには1994年の設立当初から参加している。

経済関係においては、民間レベルでの経済協力の促進に重点がおかれてきた。1995年までは「ASEAN民間投資・貿易促進プロジェクト(PITO)」や「環境改善プロジェクト(EIP)」を通じて、開発、貿易・投資の分野での協力が実施された。1995年からは、米国・アジア環境パートナーシップ・プログラム(AEP)の下で、煙害(ヘイズ)などの環境問題につき協力が行われている。

ASEANと米国は、2005年11月17日、釜山で開催されたAPEC首脳会議の機会を利用して、初の「米国・ASEAN首脳会議」を開催した。ただし、ASEAN側の参加国は、APECメンバーとなっている7か国である(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム)。会議後、政治・安全保障、経済協力、社会・開発協力の各分野における米国・ASEAN協力の大局的方向性を示した、「米国・ASEANの強化されたパートナーシップに関する共同ビジョン声明(Joint Vision Statement on the ASEAN-U.S. Enhanced Partnership)」を発出した。

また、2006年7月26日には、ASEAN拡大外相会議の際の米国・ASEAN外相会議で、上記「強化されたパートナーシップ」を具体化するための「枠組み文書」と「行動計画」に署名した。同「行動計画」は、2011年までの5年間の優先協力分野を包括的に列挙しており、今後、米国とASEAN事務局が、この「行動計画」実施のための具体的タイムフレームを策定するとしている(「行動計画」IV.1.a)。また、すでに、同「パートナーシップ」の試験的事業の一環として、米国とブルネイが共同でアチェ復興支援プロジェクトを実施することになっている。さらに、同「行動計画」においては、以下の点が含まれている。将来(公式の)米ASEAN首脳会議を開催する可能性を探求する(I.1.1)、米国の行政・立法・司法府とASEAN各国政府との間でのハイレベルの相互訪問を強化する(I.3.1)、APEC未参加のASEAN諸国のAPEC参加を支持することを検討する(II.1.4)。

法の支配、司法システム、法的インフラ、グッドガバナンス等の分野での米国による協力を進める。

(7) カナダ

ASEANとカナダとの関係は、1977年に、カナダ外相からASEAN側に対し開発協力を推進することを提案したことに始まり、1981年のASEAN・カナダ経済協力協定(ASEAN-Canada Economic Cooperation Agreement)の署名及びASEAN・カナダ合同協力委員会(JCC)の設立をもって確立された。1994年には合同計画・管理委員会(JPMC)が設立され、計画及び実行レベルでプロジェクトを管理することとなった。カナダは、科学技術、人的資源開発、情報・文化、女性問題等の分野で技術協力を実施している。

また、近年は、政治・安全保障分野も含めた包括的な対話関係が構築されてきている。2004年以降は、双方外務省局長級の担当者による「カナダ・ASEAN対話(ASEAN-Canada Dialogue)」が開催されており、最近では、第4回会合がオタワで開催された。また、2005-2007年を対象とする「第1次共同協力作業計画(The First Joint Cooperation Work Plan)」の下で、テロ対策、感染症対策、人権、ジェンダー、ICT等の分野での協力が進展している。このうち、テロ対策については、2006年7月28日のカナダ・ASEAN外相会議において、「国際テロ対策協力に関するカナダ・ASEAN共同宣言」(ASEAN-Canada Joint Declaration for Cooperation to Combat International Terrorism)が採択された。また、カナダは、ASEAN人権メカニズムの構築に対する支援も行っている。

(8) 欧州連合(EU)

欧州経済共同体(EEC:当時)は、1972年にASEANと初めて対話を行い、ASEAN初の対話国となった。1975年には、ASEAN・EEC共同研究グループ(Joint Study Group)が設立された。1977年のASEAN外相特別会合において、経済統合を進める欧州に対してASEANとして一致して発言するために、欧州閣僚理事会との関係を設置することが決定された。1978年9月には、ブリュッセルで第1回ASEAN・EEC外相会議が開催された。

1980年3月にクアラルンプールで開催された第2回ASEAN・EEC外相会議において、「EC・ASEAN協力協定」の署名が行われ、これによりASEAN・EC関係は制度化(公式関係の成立)された。また、同協力協定に基づき、ASEAN・EEC協力をモニターするために合同協力委員会(JCC)が設置された。

1994年9月にカールスルーエ(ドイツ)で開催された第11回ASEAN・EU¹⁰閣僚会議(AEMM)においては、21世紀に向け、政治・安全保障、経済、文化の各方面において、ASEAN・EU関係を強化のための総合的アプローチを検討するためのアドホック賢人会議(EPG)を設置することが合意された(同賢人会議は96年に提言を取りまとめた)。また、1995年からEU・ASEAN高級実務者会議(SOM)も開催することとなった。これを期に活発化したASEAN・EU関係は、1996年3月の第一回ASEM首脳会合開催(バンコク)への原動力の一つとなった。1997年2月にシンガポールで開催された第12回外相会議では、経済関係の強化に重点をおいた共同宣言を採択した。

1997年11月にバンコクでJCCが開催され、上記共同宣言に基づく諸活動が実施されることとなっていたが、ASEANとEUの間で、同年7月にASEANに加盟したミャンマーの取り扱いを巡り意見の相違が生じ、JCCの開催が延期された。その後、ASEAN及びEU双方においてJCC開催に向けた打開策が検討され、再度の延期を重ねた後、1999年5月、ミャンマーをラオス、カンボジアとともに発言なしのオブザーバー参加とすること、また、EU側も会合では、人権、民主化等各国国内の政治的な問題について言及しないことを条件に開催された。会合では、ASEANとEUがアジア経済危機に共同で対処していくことで合意した他、また貿易、経済、環境、林業及び開発分野での協力において広いビジョンを創出するための「作業計画」を採択した。

最近では、2007年3月にニュルンベルク(ドイツ)で、第16回EU・ASEAN外相会議が開催され、「EU・ASEANの強化されたパートナーシップに関するニュルンベルク宣言」を採択した。同宣言では、2007年に、EU・ASEAN間の公式関係樹立30周年を記念する特別首脳会議を開催すること、EUとASEANのFTA交渉等に合意した。

(9) ロシア

¹⁰ 1992年にマーストリヒト条約が調印され、1993年11月には欧州連合(EU)が発足した。

ロシアとASEANの関係は、1991年7月に、当時のソ連副首相が、年次ASEAN外相会議（クアラルンプール）の冒頭に議長ゲストとして参加したことに始まる。ロシアは、1996年7月には対話国の地位を得て、ASEAN拡大外相会議のメンバーとなった。その後、1997年1月に、ロシア・ASEAN合同協力委員会（JCC）及びロシア・ASEAN合同科学技術委員会（JSTC）の実施要領を採択し、第1回ASEAN・ロシア合同協力委員会を、1997年6月に開催した。

2003年6月のASEAN・PMCにおいて「ロシア連邦及びASEANのアジア太平洋地域における平和と安全保障、繁栄と発展に関する閣僚共同宣言」に署名した。また、ロシアは、2004年11月のロシア・ASEAN外相会議の際に、東南アジア友好協力条約（TAC）に加盟した。さらに、2005年12月には、年次ASEAN首脳会議（クアラルンプール）の際に、初のロシア・ASEAN首脳会議が開催されるとともに、第1回EASの冒頭にプーチン大統領が議長ゲストとして参加した。また、これら首脳会議の直前に開催されたロシア・ASEAN外相会議では、「ロシア及びASEANの間の経済及び開発協力に関する協定」に署名され、貿易・投資促進、中小企業、科学技術、エネルギー、鉱物、運輸、情報通信技術、人材開発、環境、観光、スポーツ、文化等の広範な協力推進について合意した。

（10）国連開発計画（UNDP）

国連開発計画（UNDP）とはASEANは、1970年代前半から、開発協力に関する研究を行っていたが、1977年に正式に対話機関となった。以来、環境、技術移転、人的資源開発（産業分野等）、社会開発、文化・情報、麻薬問題といった分野のプロジェクトを援助してきている。

ASEANとUNDPの協力事業は、1972年以降、ASEAN-UNDPサブリージョナル・プログラム（ASP）を中心に実施されている。ASPは、5か年計画であり、第5次計画（1992-96：580万米ドル）では、貿易・投資の自由化等5分野での技術協力を、第6次計画（1997-2001：227万米ドル）では、アジア経済危機の克服に関するモニタリング等の支援を提供した。その後、2003年6月のASEAN拡大外相会議の際には、ASEAN-UNDPパートナーシップ・ファシリティ（AUPF：145万ドル）の下で、経済統合の政策立案やモニタリングに関する協力が実施されている。

国連開発計画はASEANの対話機関となっているが、援助機関であることもあり、ASEAN拡大外相会議には参加してこなかった。しかしながら、2001年7月の拡大外相会議には、ASEAN側の招待によりマロック＝ブラウンUNDP総裁が初めて参加した。

（11）パプアニューギニア [ASEANオブザーバー]

1976年以来、ASEAN外相会議に特別オブザーバーとして参加している。1997年のASEAN外相会議に際し、特別オブザーバーから準メンバー（Associate Member）への昇格を申請した。1989年にTACに加盟した。

（12）パキスタン [分野別対話国]

1997年6月、ASEAN事務総長とパキスタン外相間の交換公文により、「分野別対話」（ASEAN-Pakistan Sectoral Dialogue）の開催を決定した。協力分野は貿易、投資、産業、科学技術、観光、麻薬、人的資源開発とされた。これらの分野における協力のあり方を検討するための「合同分野別協力委員会」（APJSCC）第1会合を1999年2月にバリで開催。第2回会合を2001年2月にイスラマバードで、それぞれ開催した。また、パキスタンは、2004年7月に、東南アジア友好協力条約（TAC）に加盟した。

〔13〕東ティモール〔ASEAN 外相会議議長招待国〕

東ティモールは、同国独立前の2000年7月のAMM（バンコク）から、ASEAN 議長の招待という形で年次AMMの冒頭に出席している。今後、AMM オブザーバーへの昇格と、オブザーバー参加から5年以内にASEANに加盟することを目標としている。また、東ティモールは、2007年1月に、TACに加盟した。

（了）

附属：ASEAN 関連の首脳・閣僚会合年表（閣僚会議については 1994 年以降）

1967 年

ASEAN 設立（8 月 8 日）

- ・インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポールの外相がバンコクに集まり、ASEAN 設立宣言（バンコク宣言）に署名。

1971 年

第 4 回 ASEAN 外相会議（11 月 27 日、クアラルンプール）

- ・東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）宣言に署名。

1976 年

第 1 回 ASEAN 公式首脳会議（2 月 22-23 日、バリ）

- ・東南アジア友好協力条約（TAC）を採択。
- ・ASEAN 協和宣言（バリ・コンコード）採択。
- ・ASEAN 事務局設立協定採択。

1977 年

第 2 回 ASEAN 公式首脳会議（8 月 4～5 日、クアラルンプール）

- ・ASEAN 設立 10 周年を記念して開催。

日・ASEAN 首脳会議（8 月 7 日、クアラルンプール）

- ・福田内閣総理大臣が出席。日本は、ASEAN が地域機構として確立していることを確認し、ASEAN と連携していくことを表明。ASEAN 工業プロジェクトに対する総額 10 億ドルの援助についての考慮を約束。

1987 年

第 3 回 ASEAN 公式首脳会議（12 月 14～15 日、マニラ）

- ・「マニラ宣言」を採択。カンボジア問題の解決、東南アジア平和中立地帯構想（ZOPFAN）の早期達成、東南アジア非核兵器地帯（SEANWFZ）の早期創設に向けての一層の努力、特惠貿易取り極め（PTA: Preferential Trading Arrangements）の改善、1992 年を「ASEAN 観光年（Visit ASEAN Year）」とすること等を内容とする。
- ・ASEAN 行動計画を作成。
- ・東南アジア友好協力条約（TAC）修正議定書の採択（域外諸国の加入も可能になった）

日・ASEAN 首脳会議（12 月 16 日、マニラ）

第 3 回 ASEAN 公式首脳会議に際し開催され、竹下内閣総理大臣が出席。日・ASEAN 間における「平和と繁栄への新たなパートナーシップ」を確認。ASEAN の民間経済部門の発展及び ASEAN 域内経済協力の更なる促進支援を明確化。

1992 年

第 4 回 ASEAN 公式首脳会議（1 月 27～28 日、シンガポール）

- ・「シンガポール宣言」を採択。 ASEAN 外の東南アジア諸国の東南アジア友好協力条約（TAC）への加盟、 ASEAN 内の共通有効特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariffs）スキームを通じた ASEAN 自由貿易地域（AFTA：ASEAN Free Trade Area）の創設、 ASEAN 拡大外相会議（PMC）を政治・安保問題についての対話強化に活用すること等に関する合意を内容とする。
- ・「ASEAN 経済協力の向上に関する枠組協定」の署名。
- ・CEPT 協定の署名。
- ・公式首脳会議を 3 年毎、また、公式首脳会議がない年は非公式首脳会議を開くことを決定。

第 27 回 ASEAN 外相会議（7 月 22 日、バンコク）

- ・ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーの ASEAN 加盟に関する共同声明採択。ベトナムについては、高級事務レベルで加盟の態様、アレンジにつきベトナムと協議するよう指示。

第 1 回 ARF 閣僚会合（7 月 25 日、バンコク）

- ・アジア太平洋地域の 17 か国及び EU の外相レベルが、地域の安全保障環境に関する意見交換を行うために初めて一同に会したという意味で歴史的な会合となった。

第 26 回 ASEAN 経済閣僚会議（9 月 22 日、バンコク）

- ・CEPT スキームに基づく関税の引き下げ期間の短縮（15 年から 10 年間に短縮）及び対象品目の拡大（暫定除外品目の繰り入れ及び農産品の繰り入れ）につき合意。

1995 年

第 28 回 ASEAN 外相会議（7 月 29 日、バンダルスリブガワン）

- ・ベトナムが ASEAN 加盟、カンボジアがオブザーバー地位取得、ミャンマーが TAC に加入。

第 2 回 ARF 閣僚会合（8 月 3 日、バンダルスリブガワン）

- ・カンボジアが新たに参加
- ・ARF の中期的アプローチとして、信頼醸成の促進、予防外交の進展、紛争へのアプローチの充実という 3 段階に沿って漸進的に進めること、当面は信頼醸成を重視することに合意。
- ・地域の安全保障環境に関する意見交換の際、個別問題（特に南シナ海、核実験）について議論が行われた。

第 27 回 ASEAN 経済閣僚会議（9 月 8 日、バンダルスリブガワン）

- ・CEPT スキームに基づく関税の引き下げの前倒し（2000 年まで）の検討を開始。経済的紛争処理（DSM）を創設する考えに合意。

第 5 回 ASEAN 公式首脳会議（12 月 14～15 日、バンコク）

- ・バンコク宣言を採択。
- ・「東南アジア非核兵器地帯条約」（SEANWFZ）の署名。
- ・AFTA 域内関税制度の前倒し実施を決定。
- ・「サービスに関する枠組み協定」の署名。
- ・「知的所有権の協力に関する枠組み協定」の署名。
- ・一般的紛争処理メカニズム（DSM）の設置の合意。
- ・東南アジア 10 か国首脳会議の開催（カンボジア、ラオス、ミャンマーからの首脳も参加）。

1996 年

第 29 回 ASEAN 外相会議（7 月 20 日、ジャカルタ）

- ・ラオス、カンボジアの 1997 年の ASEAN 加盟、ミャンマーに対する ASEAN オブザーバーの地位の付与を決定。

第 3 回 ARF 閣僚会合（7 月 23 日、ジャカルタ）

- ・新たに開始された各種事務レベル会合でとりまとめられた具体的協力措置を政治レベルで承認。信頼醸成措置の実施に一層のモメンタムを付与。
- ・新規参加国基準に合意。インド、ミャンマーが新たに参加。

第 28 回 ASEAN 経済閣僚会議（9 月 12 日、ジャカルタ）

- ・CEPT スキームに基づく関税の引き下げの具体的スケジュールを法律で定めることに合意。DSM スキームにつき合意（11 月 20 日署名）。ASEAN 産業協カスキーム（AICO）を 11 月から開始することを発表。

第 1 回 ASEAN 非公式首脳会議（11 月 30 日、ジャカルタ）

- ・第 5 回首脳会議のフォローアップ。
- ・カンボジア、ラオス、ミャンマーの ASEAN 同時加盟（時期未定）を決定。
- ・東ティモール問題に対するインドネシアの立場を支持表明。

1997 年

ASEAN 特別外相会議（1997 年 5 月 31 日、クアラルンプール）

- ・ラオス、カンボジア、ミャンマーの ASEAN 加盟時期を 7 月とすることを決定。同年 12 月の非公式 ASEAN 首脳会議の際、ASEAN+3（日中韓）首脳会議及びこれら 3 か国との ASEAN+1 首脳会議等を開催することを決定。

ASEAN 特別外相会議（1997 年 7 月 10 日、クアラルンプール）

- ・カンボジアの政情不安にかんがみ、同国の ASEAN 加盟延期を決定。

第 30 回会議（1997 年 7 月 24～25 日、クアラルンプール）

- ・AMM に先立って行われた加盟式典（23 日開催）において、ラオス、ミャンマーが ASEAN に加盟。
- ・カンボジア情勢の平和的解決に向けて ASEAN が引き続き役割を果たすことに合意。

- ・ ASEAN10 の早期実現に対する期待を表明。
- ・ 国連安保理メンバーシップ拡大についての ASEAN の考え方を表明。
- ・ 同年 5 月に始まったアジア経済危機を踏まえ、国際通貨市場操作に対し懸念を表明。

第 4 回 ARF 閣僚会合（7 月 27 日、クアラルンプール）

- ・ ARF の第二段階とされている予防外交につき政府レベルでの検討を開始することを確認。
- ・ 信頼醸成措置の着実な実施を図ることが閣僚レベルで確認され、合意済みではあるが未実施の各種措置の確保に向けて今後検討が行われることとなった。
- ・ 新規参加国問題については、明年 ARF・SOM において、検討を開始することに合意。
- ・ 信頼醸成措置に関する会期間活動グループに対し、予防外交及び右への取り組み方を明確化するよう要請することに合意。

第 29 回 ASEAN 経済閣僚会議（10 月 16 日、クアラルンプール）

- ・ 航空、企業向けサービス、海運、通信、観光の 5 分野の自由化のため、イニシャル・パッケージに合意。AICO スキームの運用を加速することにつき事務方に指示。ASEAN 投資地域（AIA）の検討が進捗していることに満足の意を表明。

第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議（12 月 14 日～15 日、クアラルンプール）

- ・ 「ASEAN ビジョン 2020」（地域の発展等を目指す 2020 年までの中期ビジョン）を採択。
- ・ 「金融情勢に関する ASEAN 加盟国元首・首相共同宣言」を採択。
- ・ 人材育成のための「ASEAN 基金」創設に合意（外務大臣が了解覚 書に署名）。
- ・ カンボジアの早期加盟実現のための協議促進に合意。
- ・ 「ASEAN+3（日中韓）首脳会議」及び日本、中国、韓国との「ASEAN+1 首脳会議」をはじめて開催。

第 1 回日・ASEAN 首脳会議（12 月 16 日、クアラルンプール）

- ・ 1 月に橋本内閣総理大臣が、ASEAN 諸国を訪問した際、日本と ASEAN 間の首脳の対話の緊密化を提唱し、各国首脳から合意を得たことを受けて開催された。
- ・ 第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議（ASEAN 創設 30 周年記念）に際し開催され、橋本内閣総理大臣より、日・ASEAN 関係強化のための 3 つのイニシアティブ（新たな局面を迎える ASEAN 経済への日本の協力、日本と ASEAN の間の対話・交流の強化、国際社会が直面する諸課題への取り組み）を提案し、ASEAN 側より高い評価を受けた。

第 1 回 ASEAN+3 首脳会議（12 月 16 日、クアラルンプール）

- ・ 21 世紀の東アジアの将来像をメインテーマに意見交換。
- ・ いくつかの ASEAN 諸国の経済状況は予想以上に深刻であるが、東アジア経済のファンダメンタルズは基本的に良好であり、各国の調整努力や域内経済を始めとする国際的な協調により、東アジア経済回復に関する見通しは明るいとの見方を共有。
- ・ マニラ・フレームワークの早期の実施により、通貨の安定を確保すると共に、各国がある程度痛みを伴う構造調整を行うことの重要性を強調。また日本等の先進国よりの支援に対する期待を表明。

（注：マニラ・フレームワークとは、「金融・通貨の安定に向けたアジア地域協力強化のためのフレームワーク」のこと。ポイントは、グローバル・サーベイランスを補完する域内サーベイランス、各国の金融セクター強化のための技術支援、新たな危機へ

の IMF の対応能力を高めることへの呼びかけ、 アジア通貨安定のための橋梁支援アレンジメント、の 4 点。)

- ・域内開発におけるメコン河流域開発の重要性につき認識一致。

1998 年

第 31 回 ASEAN 外相会議 (7 月 24 ~ 25 日、マニラ)

- ・ TAC 改正第二議定書に署名し、東南アジア以外の国の加入の手続きを整備。
- ・ ASEAN における経済危機解決のために、日本の支援及び G 7 による政策協調を要請。
- ・ 南アジアにおける一連の核実験 (インド・パキスタン) に対し遺憾の意を表明。

第 5 回 ARF 閣僚会合 (7 月 29 日、マニラ)

- ・ モンゴルの新規参加に合意。
- ・ インド・パキスタンの核実験、アジア経済危機が安全保障に与える影響について、閣僚レベルで活発な議論を実施。
- ・ ミャンマー・カンボジア情勢等のメンバー国自身にとって機微な問題についても、率直な意見交換を行うとの習慣が定着。
- ・ 予防外交に関しては、信頼醸成と予防外交の重複部分につき、具体的事項 (議長の役割強化等) を含めて検討を開始することが確認された。
- ・ 国防関係者の ARF 活動への関与・参加の増大傾向を支持。

第 30 回 ASEAN 経済閣僚会議 (10 月 7 - 8 日、マニラ)

- ・ 経済再生のための措置につき協議 (右措置は第 6 回 ASEAN 公式首脳会議で発表)。「AIA 枠組み協定」に署名。また、AFTA 実施の加盟化及び AICO スキームの自由化促進につき合意。

第 6 回 ASEAN 公式首脳会議 (12 月 16 日、ハノイ)

- ・ 「ハノイ宣言」に署名。
- ・ ASEAN ビジョン 2020 「ハノイ行動計画」 (ASEAN ビジョン 2020 実現のための 1999 年 ~ 2004 年迄の 6 か年計画) の採択。
- ・ カンボジアの ASEAN 加盟につき決定。
- ・ 以下の文書を採択、署名： 「大胆な措置声明」採択、 運輸簡易化枠組み協定署名、「サービスに関する枠組み協定」議定書の署名、「相互承認枠組み協定」の署名。

第 2 回日・ASEAN 首脳会議 (12 月 16 日、ハノイ)

- ・ 小淵内閣総理大臣より、21 世紀に向けての対話と協力の促進、 アジア経済危機克服のための協力、 ヒューマン・セキュリティのための協力、 知的対話と文化交流の推進の 4 項目からなる日・ASEAN 協力に関するイニシアティブを提案し、ASEAN 側から「小淵・ASEAN イニシアティブ」として歓迎された。

第 2 回 ASEAN+3 首脳会議 (12 月 16 日、ハノイ)

- ・ アジア経済危機回復に向けた協力と 21 世紀に向けたアジア平和と安全のための協力の 2 点について議論。
- ・ アジア経済危機については、ASEAN 側から、日本経済が再生しアジア経済を牽引することに対する強い期待と、大規模なアジア支援策に対する謝意が表明された。

- ・小渕内閣総理大臣より、ASEAN が経済危機の中でも開放的な経済体制を維持し、貿易、投資の自由化を図っていること高く評価しており、アジア諸国の努力を引き続き支援していく方針を表明（新宮沢構想の早期具体化、3年間で6,000億円の新しい特別円借款の実施、1万人の人材現地研修等の支援の実施等）。
- ・中国が、ASEAN+3の枠組みで国際金融問題を話し合う蔵相代理・中銀副総裁会合の設置を提案。
- ・韓国が幅広い協力促進のための意見交換を目的とした民間人中心のフォーラム（東アジア・ビジョン・グループ：EAVG）の設置を提案。EAVG報告書は、2001年11月の首脳会合で報告される。
- ・会議の定例化で合意。

1999年

第32回 ASEAN 外相会議（7月23～24日、シンガポール）

- ・カンボジアが加盟し、会議初参加。
- ・南シナ海における領有権問題の平和的解決及び自制の継続の必要を再度確認。
- ・アジア通貨危機支援に関する新構想（新宮沢構想）を通じた日本のアジア支援に謝意表明。

第6回 ARF 閣僚会合（7月28日、シンガポール）

- ・南シナ海をはじめとする東南アジア情勢、北朝鮮問題（ミサイル発射問題への懸念の表明を含む）及びARFにおける予防外交等につき率直かつ活発な論議。
- ・予防外交については、予防外交の概念と原則等につき議論していくことが承認され、信頼醸成措置と予防外交の重複部分にかかわる4項目の提案につき、共通の理解に到達。
- ・国防・軍事当局者がARFプロセスに対して果たす建設的な貢献に留意する旨指摘。

第31回 ASEAN 会議（9月30日、シンガポール）

- ・AFTAに関しては、全ての産品に対する輸入関税の撤廃を、ASEAN原加盟6か国については2015年までに、また新規加盟4か国については2018年までに達成するとのAFTA評議会の決定を歓迎。
- ・投資面に関しては、ASEANが経済回復軌道にあることを示し、ASEANに共同で市場開拓の機会を与えるために日本、米国、欧州にASEAN合同投資促進ミッションを派遣することを決定。
- ・情報・通信技術に関しては、ASEANのe-スペースを深化させ、グローバル市場におけるASEANの競争力を向上させるための官民タスクフォース設置に合意（e-ASEANイニシアティブ）。

第3回 ASEAN 非公式首脳会議（1999年11月27日～28日、マニラ）

- ・アチェ問題について、同国の主権と領土的保全を尊重するとの姿勢を表明。
- ・南シナ海における領土問題について、地域的行動規範の必要性を再認識したが、同行動規範の採択までには漕ぎ着けず、継続協議。
- ・地域の安全保障問題につきASEANとして適切に対処すること等を目的に、閣僚級のASEANトロイカの設置を決定。
- ・域内輸入関税撤廃について、同年のASEAN経済閣僚会議の決定を更に早め、原加盟国6か国は2015年から2010年に前倒しして撤廃する旨合意。新規加盟国は、いくつかの

例外品目を除き、2018 年から 2015 年に前倒して実施することにつき原則合意。

- ・通貨金融面の協力の画期的な展開として、ASEAN 監視システム（ASP）が開始されたことに留意。

第 3 回日・ASEAN 首脳会議（11 月 29 日、マニラ）

- ・小渕内閣総理大臣から、4 月に実現した ASEAN10 を日本の最も重要なパートナーの一つと位置づけ、ASEAN 発展のための協力（ハノイ行動計画のための支援、ASEAN の域内経済格差是正のための協力、機構としての ASEAN への支援）及び経済再生基盤強化に向けた協力と情報化時代への対応のための協力を表明。

第 3 回 ASEAN+3 首脳会議（11 月 29 日、マニラ）

- ・通貨・経済危機の教訓を踏まえた東アジアにおける地域協力の推進の方策について議論。
- ・ASEAN+3 の枠組みでは初めての共同声明となる「東アジアにおける協力に関する共同声明」を採択。本声明の実施状況レビューのために 2000 年バンコクで開催される ASEAN 拡大外相会議（PMC）の際に ASEAN+3 外相会合を開催することに合意。また、通貨・金融分野の協力につき、ASEAN+3 蔵相会合、同蔵相代理・中銀副総裁会合等を通じた「東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化」にも合意された。
- ・小渕内閣総理大臣から、3 つの柱（専門性の高い人材の育成、市民レベルの人的交流、留学生交流）と 10 項目に亘る「東アジアの人材の育成と交流の強化のためのプラン」（小渕プラン）を表明。

2000 年

UNCTAD 第 10 回総会の際の日・ASEAN 首脳会合（2 月 12 日、バンコク）

- ・国連貿易開発会議（UNCTAD）第 10 回総会（バンコク）に出席した小渕内閣総理大臣は、日・ASEAN 首脳会議を行い、九州・沖縄サミットに向けてアジアの声を踏まえるべく、開発、国際金融システム改革、グローバル化に伴う問題等について、内閣総理大臣の考えを説明し、ASEAN 首脳の見解を聴取。また、日・ASEAN 協力関係についても意見交換。

小渕内閣総理大臣葬儀の際の日・ASEAN 首脳会合（6 月 9 日、東京）

- ・6 月、森内閣総理大臣は、小渕内閣総理大臣の葬儀に出席した ASEAN 各国首脳等と会合を行い、「九州・沖縄サミットとアジアの声」を主たるテーマとして、ASEAN 側の関心の高い「IT」及び「開発」の問題に絞って説明。また、ASEAN 各国首脳等から、九州・沖縄サミットに関するまとまった意見を聴取。森内閣総理大臣が「アジアの声」を直接聞く貴重な機会となった。

第 33 回 ASEAN 外相会議（2000 年 7 月 24～25 日）

- ・G 8 沖縄サミットで日本が取ったイニシアティブを歓迎。
- ・ASEAN に知識基盤社会を形成するための IT 開発促進努力を支持。
- ・ASEAN トロイカ規約の原則等に係る文書を承認。
- ・アチェ及びイリアン・ジャヤを含むインドネシアの主権、領土保全、国家統一に対する継続的支援を表明。

第 1 回 ASEAN+3 外相会議（7 月 26 日、バンコク）

- ・1999年11月のASEAN+3首脳会議で採択された「東アジア協力に関する共同声明」の実施状況のレビュー及び今後の取り進め方、並びに地域・国際問題として朝鮮半島情勢、インドネシア情勢などを議論。インドネシア情勢に関して「インドネシアの主権、領土的一体性及び国家的統一を支持するASEAN+3共同声明」を採択。
- ・河野外務大臣は、ASEAN+3外相会議での協力の進め方として「開かれた地域協力」及び「日・東アジアパートナーシップ・イニシアティブ」（日本及び一部東アジア諸国が協力して東アジアの第三国を支援する構想）を提唱。また、九州・沖縄サミットの（21日～23日）成果についてアジア諸国の関心事項を中心に報告。

第7回 ARF 閣僚会合（7月27日、バンコク）

- ・北朝鮮が新たに参加。その上で、朝鮮半島情勢についても率直な意見交換。
- ・大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散及びミサイル防衛システムの影響についても議論。
- ・ARFによる予防外交への取り組みについては、ARF議長の役割、予防外交の概念と原則等につき、今後、更に議論を推進していくこととなった。
- ・ARFプロセスにおける国防・軍事当局者の参加の重要性に留意

第32回 ASEAN 経済閣僚会議（10月5日、チェンマイ）

- ・e-ASEAN 枠組み協定案を支持し、第4回 ASEAN 非公式首脳会議（2000年11月）における署名を勧告。
- ・ASEAN 原加盟国のCEPT対象品目リスト（IL）の少なくとも85%が関税5%以下に引き下げられたことに満足の意を表明。また、ASEAN10か国の平均CEPT関税率が4.43%にまで下降したことに留意。
- ・2002年のAFTA実現に対するASEANのコミットメントを再確認。

第4回 ASEAN 非公式首脳会議（11月24日、シンガポール）

- ・ASEAN 域内の経済格差を縮小し、地域としてのASEANの競争力を強化することを目的とするASEAN統合イニシアティブ（Initiative for ASEAN Integration: IAI）開始について合意。
- ・ASEANの自由且つ統合された「e-Space」（電子空間）を実現し、情報化された世界経済におけるASEANの競争力強化を目的とするe-ASEANの枠組み合意に署名。同合意は、ASEAN内の情報通信産業に係る財・サービス、投資のための自由貿易地域を発展させる広範な枠組みを定めるもの。
- ・ASEAN自由貿易地域（AFTA）、ASEAN投資地域（AIA）等の現行のイニシアティブ推進の重要性を強調。

第4回日・ASEAN 首脳会議（11月25日、シンガポール）

- ・森内閣総理大臣より、「ビジョン2020日・ASEAN協議会」（日・ASEAN賢人会議）の報告書を評価し、「日・ASEAN間の新たなパートナーシップ」の重要性を強調。また、賢人会議の提言を踏まえ、日本とASEANが共同で国際秩序の構築に積極的に関与すべきとの観点から、IT、WTO及び国連改革の分野での協力を提案。さらに、日・ASEAN関係の一層の強化との観点から、ASEAN諸国の高校生を対象とする新たな留学プログラムを発表。また、ASEANの経済統合への協力を表明し、日本アセアンセンターのIT化等の事業の充実に努める旨表明。
- ・ASEAN首脳側からは、人材育成、IT協力、海賊対策及びメコン河流域開発における日本の役割への期待等が表明された。

第4回 ASEAN+3 首脳会議（11月25日、シンガポール）

- ・朱鎔基中国首相から、ASEAN+3 協力への中国の積極姿勢を表明。また中国の WTO 加盟が ASEAN にとり脅威でないことを強調。
- ・森内閣総理大臣から、東アジア協力推進の原則として、（1）パートナーシップの構築、（2）開かれた地域協力、（3）政治・安全保障も含む包括的な対話と協力、の3原則を提唱。
- ・金大中韓国大統領は、東アジア・ビジョン・グループに言及しつつ、官民合同で東アジア協力のあり方につき検討する「東アジア・スタディ・グループ」（EASG）の設置を提案（注：EASG は2001年3月に活動を開始）。
- ・ASEAN 側からは、東アジア首脳会議開催、東アジアの自由貿易・投資地域の可能性についての東アジア・スタディ・グループでの研究等の発言があった。

2001年

第34回 ASEAN 閣僚会議（7月23～24日、ハノイ）

- ・ASEAN 統合イニシアティブ（IAI）の進捗を歓迎。
- ・「より緊密な ASEAN 統合に向けた開発格差是正に関するハノイ宣言」を採択。
- ・2002～03年を「ASEAN 麻薬に対する意識向上年」とすることで合意。

第2回 ASEAN+3 外相会議（7月24日、ハノイ）

- ・インドネシア情勢を中心とする地域情勢、ASEAN+3 の枠組みにおける様々な協力のレビューと将来の方向性を主なテーマとして議論。
- ・田中外務大臣は、インドネシア情勢について、新大統領の民主的選出を歓迎し、インドネシア政府が地方の問題を人権状況に最大限配慮しつつ平和的に解決することを期待する旨述べた。多くの国から同様の発言があった。
- ・また、田中大臣は、ASEAN の統合強化に資する具体策として、特に IT とメコン河流域開発を取り上げた。IT については2001年9月に岡山県で「東アジア IT 協力会議」を開催する旨発言。メコン河流域開発については、7月に日本政府がアジア開発銀行との共同ミッションを流域国に派遣したことを紹介。各国からはこれらのイニシアティブに対する謝意が表明された。

第8回 ARF 閣僚会合（7月25日、ハノイ）

- ・朝鮮半島情勢、インドネシア・東ティモール情勢等、地域の安全保障情勢につき率直に意見交換。
- ・CTBT をはじめとする軍備管理・軍縮問題、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散等についても議論。
- ・予防外交については、予防外交の概念と原則、ARF 議長役の強化、専門家・著名人登録制度の3つのペーパーを採択し、ARF における取り組みの基本的考え方を提示。
- ・2001年のインターセッショナル活動として、信頼醸成措置に関する会合等の継続及び予防外交についての議論の強化につき合意。
- ・ARF プロセスにおける国防・軍事当局者の参加の重要性に留意。

第33回 ASEAN 経済閣僚会議（9月15日、ハノイ）

- ・ASEAN 統合イニシアティブ（IAI）への対応として、第15回 AFTA 理事会が2001年

- 1月1日より ASEAN 新規加盟国に対し一方的関税特恵付与を決定したことを歓迎。
- ・ ASEAN・中国自由貿易地域提案について、ASEAN・中国経済協力専門家グループ報告書案を踏まえ検討。2001年11月の ASEAN・中国首脳会議に向けて FTA 提案を改善するよう同専門家会合に要請。
 - ・ e-ASEAN の各種活動の進展、将来に向けた計画につき協議。

第7回 ASEAN 首脳会議（11月5日、バンドルスリブガワン）

- ・ HIV/AIDS 特別セッションを開催。「HIV/AIDS に関する第7回 ASEAN 首脳会議宣言」を採択。
- ・ 「テロリズムに対抗するための共同行動に関する 2001ASEAN 宣言」を採択。また、2002年4月にマレーシアで「テロ問題に関する ASEAN 担当閣僚特別会合」を開催することにつき合意。
- ・ 「ハノイ行動計画」の中間レビューを承認。
- ・ ASEAN+3 協力をさらに促進するため ASEAN 事務局の中に ASEAN+3 担当部局を設置することを提案。インド・ASEAN 首脳会議の開催を検討。
- ・ 次回 ASEAN 首脳会議より毎回、ASEAN ビジネス・サミットを併催するよう民間セクターに対し懇請。また、ASEAN ビジネス諮問評議会を立ち上げることに合意。
- ・ シンガポール・昆明鉄道を優先プロジェクトとして再確認し、閣僚レベルで合意した路線を承認。2002年にメコン地域サミットを召集することを歓迎。
- ・ 域内格差是正のため、新規加盟国が 2010 年目標年より早期に ASEAN 市場への無税アクセスを得られるよう ASEAN 特恵統合システムを含む努力も行う（2002年1月初めまでに実施）。

第5回日・ASEAN 首脳会議（11月6日、バンドルスリブガワン）

- ・ 小泉内閣総理大臣より、以下発言。
日本の ASEAN 重視政策は「福田ドクトリン」以来不変。「日・ASEAN 賢人会議」報告書を踏まえつつ、着実に協力関係を進めていく。
インフラ整備、人材育成、IT の各分野を重視しつつ協力を行っていく。具体的な協力策として、メコン地域開発への支援、日本アセアンセンターを通じた貿易・投資・観光面での協力等を紹介。
テロ、海賊、薬物、感染症等の「国境を越える問題」や軍縮・不拡散、国連改革、WTO、環境等のグローバルな課題への対応においても ASEAN と協力していくとの考えを表明。具体的協力策として、テロ対策におけるキャパシティ・ビルディングや「日・ASEAN 感染症情報・人材ネットワーク」の構築を提案。
日本は軍事大国にはならないとの方針を堅持。米国同時多発テロ事件への日本の対応に関して、自衛隊は武力行使せず、戦闘行為に参加せず、戦闘地域には派遣しないことを説明。
- ・ ASEAN 各国首脳からは、日本の協力策に感謝するとの発言が多く聞かれた。また、安全保障面での日本の役割を評価するとの発言があった。

第5回 ASEAN+3 首脳会議（11月5日、バンドルスリブガワン）

（1）テロ問題

日中韓各国より、ASEAN テロ非難声明の発出に対し歓迎・支持を表明。テロ根絶に向けて、可能な限りかつ適切に努力して行くべきとの点で一致。小泉内閣総理大臣より、テロ対策面で外交努力、難民支援、テロ資金対策、キャパシティ・ビルディング等広範

な取組において努力する旨表明。

(2) 東アジア・ビジョン・グループ (EAVG) 報告書

金大中韓国大統領より、今次首脳会議に提出された同報告書の内容を紹介。また、「東アジア首脳会議」・「東アジア自由貿易地域」の検討を進めたい旨発言。各国首脳は、EAVG に対する金大統領のイニシアティブに感謝を表明。

(3) ASEAN+3 協力の進展

- ・小泉内閣総理大臣は、貿易、投資、金融、メコン地域開発等における日本の取組を紹介するとともに、海賊問題に関する「政府専門家作業部会」及び ASEAN+3 協力をテーマとした「アジア・エネルギー安全保障セミナー」の開催を提案。
- ・朱鎔基中国首相は、ASEAN+3 と ASEAN+1 との協調の必要性を指摘するとともに、「短期資本流動性管理に関するハイレベル・シンポジウム」の開催を提案。
- ・金大中大統領は、中小企業活動をインターネットを通じて支援すること、また、ASEAN に対する IT 分野での支援プロジェクトを提案。

(4) 地域の平和と安定に向けた「国境を越える問題」での協力

小泉内閣総理大臣は、幅広い分野での協力との観点から、テロ、海賊、薬物、感染症、環境等の「国境を越える問題」における ASEAN+3 協力を重視する旨発言。中国を含む各国も同旨を発言。

2002 年

第 35 回 ASEAN 外相会議 (7 月 29 ~ 30 日、バンドルスリブガワン)

- ・テロをグローバルな脅威と位置付け、テロ対策について一致協力した努力と具体的イニシアティブの必要性を強調。
- ・10 年以内に中国・ASEAN 自由貿易地域を設置することを含め、中国との経済協力の枠組み合意に向け作業を進め、来る首脳会議での署名を期待。日本との緊密な経済連携が更に進展することを期待。
- ・クアラルンプールに ASEAN+3 事務局を誘致するとマレーシアの提案に留意。南シナ海における関係国の行動に関する宣言の採択に向けた中国との緊密な協力に合意。
- ・東ティモールを今後 ASEAN 外相会議に招待することで合意 (同国 ASEAN のオブザーバー加盟及び東南アジア友好協力条約 (TAC) 加盟については引き続き協議)。
- ・次期 ASEAN 事務総長にシンガポールのオン・ケンヨン氏を指名。

第 3 回 ASEAN+3 外相会議 (7 月 31 日、バンドルスリブガワン)

- ・ASEAN+3 外相会議の役割、ASEAN+3 の下で扱う課題の範囲、東アジア・スタディ・グループ (EASG) の進捗状況について議論が行われた他、東アジアにおける自由貿易協定の締結に関連した動きに関して意見交換が行われた。また、ASEAN+3 の枠組みをより制度化し、東アジア協力を一層強化するととの観点から、ASEAN+3 高級実務者会合を開催することにつき合意した。
- ・川口外務大臣から、8 月 12 日に東京で開催予定の IDEA 閣僚会合の目的等について説明。IAI について、ASEAN の統合強化は ASEAN のみならず、東アジア全体の安定と繁栄にとっても重要であり、IAI に対していかなる協力が可能か具体的に検討したい旨言及。

第 9 回 ARF 閣僚会合 (7 月 31 日、バンドルスリブガワン)

- ・朝鮮半島情勢、ミャンマー情勢、南アジア情勢、軍備管理・軍縮・不拡散問題等、地域

の安全保障情勢につき率直に意見交換。

- ・テロ対策に継続して取り組むことが確認されるとともに、テロ対策に関する会期間活動会合（ISM）の設置が承認。
- ・「テロ資金対策に関する ARF 議長声明」を採択。
- ・ARF の将来に関して、国防・軍事当局関係者の関与の強化や、ASEAN 事務局を通じた ARF 議長の支援の強化を含む 9 つの提言を採択。
- ・「専門家・著名人登録制度」へ各国が登録し、今後、制度の有効活用のための議論を継続。
- ・閣僚会合に先立って、ARF 国防・軍事当局者会合を初めて開催。

第 34 回 ASEAN 経済閣僚会議（9 月 12 日、バンドルスリブガワン）

- ・世界経済の低迷が ASEAN 経済に与える影響に対する懸念を表明。CLMV 諸国のための IAI 作業計画の実施を支持。
- ・ASEAN・中国包括的経済協力合意について検討。
- ・AFTA - CER 閣僚宣言案を承認。

第 8 回 ASEAN 首脳会議（11 月 4 日、プノンペン）

- ・ASEAN 統合のロードマップ及び ASEAN Vision 2020 の最終目標としての ASEAN 経済共同体のアイデアを検討。
- ・テロ行為を非難する「テロに関する第 8 回 ASEAN 首脳会議宣言」を採択。
- ・中東情勢、イスラエル及びイラク情勢に懸念を表明。国連によるイラクの全ての大量破壊兵器の削減努力に対する支持を表明し、イラク政府に対し関連の国連安保理決議の遵守を求めた。
- ・国境を越える犯罪に関する ASEAN 高級実務者会合（5 月）で採択された作業計画に合意。
- ・マラリア、結核及び他の疾病に対する闘いを続けることに合意、予防と救済のために多くの資金の割り当てを行うことを約束。
- ・シンガポール昆明鉄道の未開通部分の建設を支援するとのマレーシアの提案を歓迎。
- ・IAI の 51 案件を承認。
- ・製品基準及び税関の簡素手続きを強調。大メコン地域開発（Greater Mekong Sub-region: GMS）の戦略的価値を再認識。ブルネイ = インドネシア = マレーシア = フィリピン東 ASEAN 成長地域（BIMP-EAGA）の実施促進を奨励。
- ・シンガポールのオン・ケンヨン氏を 2003 年～07 年の ASEAN 事務総長に任命することを承認。
- ・観光開発に優先順位を置いた ASEAN 観光協定に署名。観光に悪影響を及ぼす消極的な渡航情報に関し懸念を表明。

第 6 回日・ASEAN 首脳会議（11 月 5 日、プノンペン）

- ・小泉内閣総理大臣から、以下発言。
 日 ASEAN 包括的経済連携構想：ASEAN 全体としての枠組みと用意のある ASEAN 加盟国との二国間の取組を進めるという 2 トラック・アプローチをとりたい。今後 10 年以内の早い時期に FTA を含むうる日 ASEAN 全体での経済連携実現を目指し、2003 年の日 ASEAN 特別首脳会議までに進展を期待。
 開発：2002 年 8 月開催した IDEA 閣僚会合の具体的フォローアップを進めたい。IAI については、互いに助け合い補い合うという東アジアの良き伝統に基づき、引き続き進ん

だ加盟国と協力して新規加盟国の成長を支援する用意がある。

北朝鮮：ASEAN や国際社会と協力し、北朝鮮とねばり強い対話を通じて、国際社会に建設的に関与させていくよう働きかけたい。

国境を越える問題：グローバルな国際法秩序構築にアジアの利益を最大限反映させていくため、多数国間条約につき ASEAN と意見交換したい。

日本 ASEAN 交流年 2003：2003 年 1 月から開始することを宣言したい。日本は奥田日本経団連会長を委員長とする実行委員会を立ち上げ、官民一体となって、文化・芸術、政治対話、経済交流、知的交流、青少年交流等を実施していきたい。

教育：今後 5 年間に 2500 億円以上の ODA を実施する。日マレーシア間の技術大学設置構想を検討中であり、早急に実現させたい。

日 ASEAN 特別首脳会議：2003 年 12 月 11、12 日に日 ASEAN 特別首脳会議を日本で開催する。日 ASEAN の協力関係が東アジアの安定・繁栄のための諸国間協力を主導する中核となるよう、21 世紀に向け関係を強化する場としたい。

・会談終了後、「日 ASEAN 包括的経済連携構想に関する首脳達の共同宣言」に署名した。

第 6 回 ASEAN+3 首脳会議（11 月 4 日、プノンペン）

・朝鮮半島情勢

- (1) 小泉内閣総理大臣から、日朝国交正常化交渉では、拉致問題、核開発問題をはじめとする安全保障上の問題を優先課題として交渉に臨み、核開発問題については、日本及び国際社会の懸念を詳細に伝えた旨説明、また、今後国交正常化交渉の場や安全保障協議の場を通じて平壤宣言の原則と精神に則って諸懸案の解決のために北朝鮮側に粘り強く働きかけていく決意を表明。
- (2) 北朝鮮の核開発に関し、いくつかの国の首脳から、北朝鮮は国際的な約束を守るべきであり、また、この問題は平和的に解決すべきである旨発言。北朝鮮の核開発計画の放棄に関し ASEAN+3 首脳会議の議長プレス声明で明確なメッセージを発表。

・経済面での協力の強化

- (1) 朱鎔基中国首相から、途上国の債務を削減する旨表明。また、東アジア・スタディ・グループ報告書に関連し、多くの首脳が「東アジア自由貿易地域（EAFTA）」を形成する意義を強調。
- (2) 小泉内閣総理大臣は、「日・ASEAN 包括的経済連携構想」をはじめとする経済連携強化に向けた日本の取り組みに言及し、これらは東アジア全体の経済活動の活性化と競争力の強化につながる旨発言。

・東アジア・スタディ・グループ報告書

- (1) 多くの首脳は、同報告書にある「東アジア自由貿易地域」及び「東アジア首脳会議」に言及。
- (2) 小泉内閣総理大臣から、同報告書の着実な実施のため各関係閣僚会合での実施振りを必要に応じ外相会議でとりまとめ、毎年の首脳会議に進捗状況を報告すべき旨発言。金大中大統領は、「東アジア・フォーラム」の開催を提案。

・東アジア開発イニシアティブ（IDEA）

- (1) 小泉内閣総理大臣は、8 月の IDEA 閣僚会合に関する報告を行うとともに、同会合での共同声明のフォローアップの重要性に言及し、次回会合に向けて調整したい旨表明。
- (2) 多くの首脳から、本イニシアティブを高く評価する旨の発言が相次いだ。

・ASEAN 統合強化に向けた取り組み

- (1) 多くの ASEAN 各国首脳が、日中韓側からの ASEAN 統合イニシアティブ（IAI）に

対する協力が重要である旨発言。

- (2) これに対し、小泉内閣総理大臣は、IAI に積極的に貢献したい旨表明。金大中大統領より、IAI プロジェクトに 500 万米ドルの支援を行う用意がある旨表明。

・人的交流

- (1) 小泉内閣総理大臣は、EASG 報告書の提言にあるシンクタンク間の具体的なネットワークづくりの開始、来年の首脳会議に人の育成・人の交流促進のための方途につき有識者に報告書を提出してもらうことを提案。
- (2) 朱鎔基首相は、来年 10 月に雲南省ですべての社会セクターが参加するフォーラムを開催する旨提案。

2003 年

SARS に関する ASEAN 特別首脳会議 (4 月 29 日、バンコク)

- ・ SARS 撲滅のための情報共有、SARS 拡大防止のための共同措置、コミュニケーション戦略、SARS 拡大防止のために保健・入国管理・税関・運輸及び法執行などの協力を強化すること、等からなる共同声明を発出。

第 36 回 ASEAN 外相会議 (6 月 15 日～16 日、プノンペン)

- ・ インドネシアの主権、領土保全、統一への支持を再確認。アチェの平和と秩序を回復する同国政府の努力を認識。最近のミャンマーの政治情勢につき、スー・チー女史及び NLD メンバーへの拘束の早期解除を期待。
- ・ 南シナ海における関係国の行動に関する宣言を南シナ海の行動規範に向けての重要なステップとして、地域の平和と安定への貢献として再確認。宣言の遵守の必要性を強調し、すべての関係者に信頼醸成及び協力措置を取るよう要請。引き続き自制し、状況を複雑化する行動を避けるよう改めて要請。
- ・ 包括的経済連携 (CEP) に関する日本と ASEAN の首脳による共同声明の署名を歓迎。
- ・ 核兵器のない朝鮮半島と、対話と交渉を通じた現在の緊張の平和的解決が東アジアにおける平和と安定の見通しに貢献するとの確信を再確認。直接の当事者間の対話と協議のプロセスに対する支持を再確認。

第 4 回 ASEAN+3 外相会議 (6 月 17 日、プノンペン)

- ・ 多くの国が朝鮮半島情勢に言及。川口外務大臣からは、北朝鮮の核兵器の開発・保有に関しては、平和的・外交的手段による解決が必要であり韓国、中国や ASEAN 各国とも協力して北朝鮮に対し強く働きかけたい、また、北朝鮮による日本人拉致問題は、日本国民の生命と安全に関わる重大な問題である旨発言。北朝鮮に関する記述が盛り込まれた ASEAN+3 議長ステートメントを発出。
- ・ また、川口大臣から、昨年の ASEAN+3 首脳会議において ASEAN+3 有識者会合の設置が提案され、第 1 回会合が 5 月 6 - 7 日に行われたことを紹介。これに対し、多くの国から支持を表明。
- ・ 東アジア開発イニシアティブ (IDEA) に関し、川口大臣から、今後の取り進め方等について説明したのに対し、いくつかの国が支持を表明。
- ・ 韓国から、東アジア協力の進め方を議論するため、各国産官学の各代表からなる東ア・フォーラムの設立会合を 12 月に行いたい旨発言。中国から、東アジアのシンクタンク間でネットワークを作る東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT: Network of East Asian Think-tanks) の構築に関し説明。

- ・いくつかの国から、東アジア協力を一層進めるため、ASEAN と日中韓 3 か国との間の区別を取り払い、中長期的に ASEAN+3 首脳会議を東アジア首脳会議に発展させたいと発言。

第 10 回 ARF 閣僚会合（6 月 18 日、プノンペン）

- ・朝鮮半島情勢につき、朝鮮半島を非核化し、地域の恒久的な平和と安全のために、同地域における核問題の平和的解決を求めた。
- ・ミャンマー情勢に関して、国内の和解の努力及び、民主主義への平和的移行を導く全関係当事者間の対話の再開をミャンマーに求めた。
- ・テロ、大量破壊兵器の拡散等に対して協力して取り組むことの重要性が確認された。
- ・「海賊行為及び海上保安への脅威に対する協力に関する声明」及び「国境管理に関するテロ対策協力声明」を採択。
- ・ARF の将来に関して、議長の役割強化、国防当局者の関与の強化、有識者の活用など、ARF の活動を強化するための方途をめぐる議論が行われた。
- ・ARF 国防・軍事当局者会合を継続して開催。

第 35 回 ASEAN 経済閣僚会議（9 月 2 日、プノンペン）

- ・ASEAN・中国自由貿易地域に関し、2004 年 1 月のア－リーハーベスト導入に向け、各国が国内手続きの最終段階に入っていることに留意。
- ・ASEAN・インド経済連携緊密化枠組協定に関する交渉の進捗に留意。
- ・ASEAN・日本包括的経済連携枠組み協定の草稿を承認し、首脳会議に提出。包括的経済連携構想が日 ASEAN 間の貿易及び投資を促進することに留意。可能な限り早く、2012 年（新規加盟国については 2017 年）までに各分野における包括的経済連携を実施すべきと首脳に対し提言。

第 9 回 ASEAN 首脳会議（10 月 7 日、パリ）

- ・「ASEAN 第二協和宣言」(パリ・コンコード)に署名。ASEAN 安全保障共同体(ASC)、ASEAN 経済共同体(AEC)及び ASEAN 社会・文化共同体(ASCC)の 3 本柱から構成される ASEAN 共同体を 2020 年までに設立することに合意。
- ・中国とインドの ASEAN 友好協力条約(TAC)への加盟を歓迎。
- ・ミャンマーについて、最近の積極的な進展と、対話と和解を通じた民主化への移行を行うというミャンマー政府の約束を歓迎し、ミャンマー首相により説明されたロードマップを支持し、制裁が民主化の定着に不可欠な平和と安定に貢献しないことを確認。
- ・国連がイラク国民の希望に添った形で、国際平和・安全のための国連の責任と共にイラクの再建と復興に中心的な役割を引き続き果たさなければならないとの立場を再確認。
- ・ASEAN メカニズムとプロセスを改善し、決定事項を確実に実施するために合同閣僚会議(JMM)を活性化する必要性を強調。
- ・SARS 対策として、情報の交換・共有を促進に係る各国保健機関等の協力強化、SARS 等感染症の拡大等を防止するための早期警戒システムの強化。
- ・朝鮮半島が直面する核問題の平和的解決へのコミットメントを再確認。六者協議の開催を解決にむけた積極的な第一歩として歓迎。

第 7 回日・ASEAN 首脳会議（10 月 8 日、パリ）

- ・小泉内閣総理大臣から、以下発言。
日・ASEAN 関係：ASEAN 各国首脳から、年末の特別首脳会議を機に日 ASEAN 関係を

高い次元に繋げていきたい旨の発言があった。これに対し、小泉内閣総理大臣は、日本と ASEAN の長く続いてきた関係が東南アジアの人々に活力と自由と平和を提供してきたと述べ、また、「第二 ASEAN 協和宣言」を支持する旨発言した。

日・ASEAN 交流年：小泉内閣総理大臣から、交流年の事業が政治対話・経済交流・知的交流・青少年交流など様々な広い分野で行われてきたことを歓迎。

日・ASEAN 特別首脳会議：ASEAN 各国首脳は、年末の特別首脳会議で、これからのアジアの繁栄と前進のために何を実施すべきかを一緒に議論したい等発言。

東南アジア友好協力条約（TAC）：一部の ASEAN 首脳から、中国とインドの TAC 加入に言及しつつ、日本の加入を強く期待するとの要請あり。

経済連携協定：小泉内閣総理大臣から、ASEAN 各国との二国間経済連携の進展状況を歓迎。ASEAN 各国首脳から、二国間の協定は競争力を高めることに資する、できるだけ早く協定を作っていきたい旨発言。

人材育成：小泉内閣総理大臣から、世界の手本となる人材育成協力をこの地域進めたく、マレーシアの日本技術大学の設立に期待している旨発言。ASEAN 首脳から、人材育成、格差是正のため、日本が引き続き CLMV 諸国を支援すること、また、ASEAN 先発国も日本に協力して CLMV 支援をすることが重要である旨発言。

安全保障：小泉内閣総理大臣から、同月9日から東京で開催される日本と ASEAN の安全保障対話での議論に期待しており、この結果を踏まえ、特別首脳会議でも議論したい旨発言。ASEAN 各国首脳から、日本と ASEAN との協力は政治・安全保障分野にも及ぶべきと発言。

ミャンマー：ミャンマーから、民主化に向けて最良の結果を出すよう努力する旨発言。小泉内閣総理大臣から、民主化プロセス進展への期待を表明。

第7回 ASEAN+3 首脳会議（10月7日、パリ）

・ASEAN+3 協力の推進

- (1) 各国首脳は、ASEAN+3 を具体的な事業の実施を通じて進展させていくべきとの観点を提起した。小泉内閣総理大臣は、ASEAN+3 の中で、アジア債券市場の育成、海賊協定といった国境を越える問題、情報通信分野での協力、経済連携の取組み、エネルギーや食糧安全保障等の分野における協力の重要性を指摘した。
- (2) 経済連携：小泉内閣総理大臣は、日 ASEAN 包括的経済連携構想が二国間でも地域全体でも進展している点を指摘。温家宝中国首相は、東アジアの自由貿易地域の可能性についての研究を検討すべき旨発言。盧武鉉勸告大統領は韓・ASEAN 包括的経済連携構想を進めたい旨発言。
- (3) SARS：中国が公衆衛生面での協力の重要性を説明した。

・東アジア・スタディ・グループ

今回の首脳会議に提出された人の交流・人材育成促進に関する有識者会合の報告書を踏まえて、小泉内閣総理大臣から、政府関係者と有識者からなる共同作業部会を開催することを提案し、多くの国の賛同を得た。

・格差是正

- (1) 小泉内閣総理大臣は、メコン地域開発や BIMP-EAGA 支援の重要性を指摘。
- (2) 多くの国から、東西回廊、高速道路の整備、鉄道の整備等への協力の要請があった。また、マハディール首相が、電力の開発や船の航行などを中心にメコン河の開発が進むことでメコン地域の活性化が進む旨の発言をした。

・東アジアの将来

多くの首脳が東アジア首脳会議の重要性を指摘。ASEAN+3 を東アジア首脳会議に格

上げするとの提案、3年に一度北東アジアで東アジア首脳会議を開催するとの提案、日中韓ではアルファベット順に開催するなどの提案があった。

・地域国際情勢

- (1) 朝鮮半島情勢：小泉内閣総理大臣は、日朝平壤宣言に則り、核、ミサイル及び拉致問題を包括的に解決し、日朝国交正常化を図る考えに変わりはない、また、ASEAN+3諸国を含む国際社会の理解と協力を得たい旨発言。
- (2) ミャンマー：タイのタクシン首相が、ミャンマー民主化ロードマップの作成を支援したいと発言。

日・ASEAN 特別首脳会議 (Japan-ASEAN Commemorative Summit)

(12月11-12日、東京)

- ・ASEAN 諸国の全首脳が初めて域外国の場で一堂に会し、当該域外国首脳とともに開催された歴史的な首脳会議。
- ・「新千年期における躍動的で永続的な日本とASEANのパートナーシップのための東京宣言(The Tokyo Declaration for the dynamic and enduring Japan-ASEAN Partnership in the New Millennium)」

新時代の日・ASEAN関係の目指すべき方向性を規定し、その基本原則として「法の支配」、「人権及び基本的自由の擁護と促進」、「公正で民主的な環境」、「アジアの伝統と価値観の重要性」を確認し、また、包括的経済連携の更なる推進、東アジア共同体の形成に向けた協力等の推進に合意した。また、「東京宣言」の付属書として、約120の具体的な日・ASEAN協力措置を盛り込んだ「日本ASEAN行動計画」を発出。原理原則にとどまらず、具体的な施策を以て日・ASEAN協力を拡大・深化させていく方針を示した。

・会合の成果

- (1) 経済、開発のみならず、政治・安全保障分野へと協力を拡大すべきとの点で一致。日本としての対ASEAN重視政策は不変との方針を再確認し、ASEAN各国から評価・歓迎された。また、ASEANからも、日本が引き続き重要なパートナーであるとの見解があらためて表明された。
- (2) ASEANの経済発展に対して日本のODAの果たしてきた役割について、各国より高い評価が示された。日本からは、ODAの供与においてASEANに引き続き優先度を与える旨を明確にするとともに、人材育成のため、今後3年間で15億ドルを超える協力を行う用意があり、人材育成に関わる日・ASEAN間の人の交流が今後3年間で4万人規模と見込まれる旨表明。また、メコン地域開発への協力(3年間で15億ドル)、BIMP-EAGA等統合強化のための支援を表明。
- (3) また、日本とASEANは、東アジア共同体形成推進のために、その中核として協力していくことで一致した。
- (4) 日本のTACの締結意図を表明する宣言への署名を行った。
- (5) 核、ミサイル、拉致問題等の諸懸案を包括的に解決して日朝国交正常化を図るとの日本の考えを説明し、ASEAN各国首脳理解が得られ、朝鮮半島問題の平和的解決は、地域全体の安定という観点から、ASEAN諸国の関心でもある旨の見解が表明された。
- (6) イラクの人道復興支援のための自衛隊派遣の方針について各国に説明。ASEAN側から、イラクの復興を支援するとの日本の姿勢に対する理解が得られた。
- (7) なお、本件首脳会議の機会に開催された二国間首脳会談において、タイ、フィリピン、マレーシアとの二国間経済連携協定の正式交渉の開始に合意。

2004 年

第 37 回 ASEAN 外相会議（6 月 29～30 日、ジャカルタ）

- ・ ASEAN 憲章の策定に向けた作業開始に合意。「ピエンチャン行動計画」を策定し、11 月の首脳会議での採択を目指すことを提案。
- ・ ミャンマーの全て関係当事者が民主化への円滑な移行をもたらすべく努力を継続することを要請。
- ・ メコン地域開発における日本の支援を歓迎。
- ・ 東アジア共同体は、既存の ASEAN+3 メカニズムを通じ発展される東アジア協力の長期的目標であることを強調し、適当な時期に東アジア首脳会議を開催することを支持。
- ・ 国連総会におけるオブザーバー地位を要請することを積極的に検討。
- ・ 朝鮮半島における核問題がアジア太平洋地域の平和、安定及び安全保障に及ぼす幅広い影響について認識。
- ・ カンボジア、ラオス、ミャンマーが、ASEM に同時に加盟することに対する継続した支持を再確認。

第 5 回 ASEAN+3 外相会議（7 月 1 日、ジャカルタ）

- ・ 東アジア共同体に向けた協力：いくつかの国から、共同体形成に向けて、EASG の短期的措置のみならず、中長期的措置についても、ASEAN+3 協力が 10 周年を迎える 2007 年以降順次実施していくことが必要と指摘。
- ・ 東アジア首脳会議：その目的、ASEAN+3 との関係の整理といった点について議論を深めるべきという立場や、東アジア首脳会議をホストすることに関心を示した国があった。
- ・ 北朝鮮：中国及び韓国から、第 3 回六者会合に関する説明・報告があった。ASEAN 各国は、日中韓 3 か国の六者会合に係る努力を評価する旨、また、北朝鮮の核問題はアジア地域全体の平和と安定に重要な意味を持っているので強い関心を払っているとの発言があった。日本（川口外務大臣）からは、拉致問題については先の日朝首脳会談により一定の前進があったが、なお残された課題もあり、引き続き理解と支援をお願いしたい旨発言した。
- ・ イラク：各国より、イラク暫定政府への主権移譲を歓迎するとともに、新しい国連決議の下で治安を回復し、イラクの民主的な政治体制が一刻も早く構築されるよう努力していくべきである旨の発言があった。
- ・ TAC：多くの国から、日本が 2 日に TAC に加入することを評価する旨発言。

第 11 回 ARF 閣僚会合（7 月 2 日、ジャカルタ）

- ・ パキスタンが新たに参加。
- ・ 朝鮮半島情勢につき、対話を通じた朝鮮半島の非核化の平和的実現による、朝鮮半島及び地域の平和と安定を維持するための関係国の努力を勧奨した。
- ・ ミャンマー情勢につき、現在行われている国民会議において、ミャンマー社会のすべての階層が関与する必要性を強調した。また、ミャンマーに対し、その民主化への願いに実質を与えるため、あらゆる措置を講じるよう促した。
- ・ テロ、大量破壊兵器の拡散問題等に対して協力して取組むことの重要性が確認され、「国際テロに対する輸送の安全強化に関する ARF 声明」及び ARF において不拡散に焦点を当てた初の声明として「不拡散に関する ARF 声明」を採択。
- ・ ARF が第一段階の「信頼醸成の促進」から第二段階の「予防外交の進展」に移行しつ

つある中、ARF を強化する方策として、ARF ユニット設置、韓国が提案した専門家・著名人登録制度（EEP）運用ガイドラインが採択された。

- ・中国が提案したハイレベルの軍及び政府関係者による「ARF 安全保障政策会議（ASPC）」の第 1 回会合を 2004 年末までに北京で開催すること及び第 1 回以降は議長国において SOM と同時に開催することが決定された。

第 36 回 ASEAN 経済閣僚会議（9 月 3 日、ジャカルタ）

- ・世界的な投資停滞の傾向にかかわらず、ASEAN への直接投資は 2002 年の 137 億ドルから 202 億ドルに増大したことを歓迎。ASEAN が世界で最も投資が集まっている地域の一つであることを認識。
- ・2020 年の ASEAN 経済共同体形成に向けて、域内の 11 優先分野において統合が促進されていることを認識。

第 10 回 ASEAN 首脳会議（11 月 29 日、ビエンチャン）

- ・2020 年までの ASEAN 共同体を実現するためのロードマップとして、ビエンチャン行動計画（Vientiane Action Programme）を採択（ハノイ行動計画に続く 2005 年～2011 年の行動計画）。その実施メカニズムとして ASEAN 開発基金（ADF）の設立に合意。
- ・ASEAN 安全保障共同体行動計画及び ASEAN 社会文化共同体行動計画を採択し、経済共同体に関しては統合優先分野枠組協定に署名。
- ・BIMP-EAGA、メコン河流域開発協力の重要性を再認識し、メコン河流域開発計画（GMS）、エーヤワディ・チャオプラヤー・メコン経済協力戦略（ACMECS）などの準地域協力の貢献を歓迎。
- ・2005 年にマレーシアにて第 1 回東アジア首脳会議を開催することに合意。
- ・ASEAN 憲章の準備、ASEAN 体制の再考、ASEAN 事務局の強化について作業を進めるように閣僚及び高級実務者に指示。
- ・タイのスラキアット外相を ASEAN としての次期国連事務総長候補とする旨確認。

第 8 回日・ASEAN 首脳会議（11 月 30 日、ビエンチャン）

- ・2003 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議「行動計画」の進捗報告書を了承。包括的経済連携、メコン地域開発、ASEAN 統合イニシアティブなどの分野において日 ASEAN 行動計画が着実に実施されていることを首脳間で評価。
- ・日 ASEAN テロ対策協力に関する共同宣言を採択。
- ・小泉内閣総理大臣は、今後の日 ASEAN 協力の方向性について、ASEAN 統合強化のための協力（ビエンチャン行動計画の支援、メコン地域開発等）、ASEAN の経済競争力強化のための協力（包括的経済連携、人材育成等）、国境を越える問題を解決するための協力（新興感染症対策など）を表明。
- ・小泉総理は、北朝鮮問題について六者会合の再開や拉致問題解決のための ASEAN 諸国の協力を要請。国連改革については、日・ASEAN 双方が常任・非常任理事国双方の議席を含む安保理改革を支持することを確認すると共に、ASEAN 諸国首脳より日本の常任理事国入りへの支持の表明があった。また、イラク情勢や 3R イニシアティブについて議論。

第 8 回 ASEAN+3 首脳会議（11 月 29 日、ビエンチャン）

- ・2005 年マレーシアにおいて第 1 回東アジア首脳会議を開催するという ASEAN の合意を ASEAN+3 として支持。同会議内容の形式及び内容については今後の ASEAN+3 を中

心に議論していくことで合意。

- ・東アジア協力の具体的な措置に関し意見交換を行うと共に、北朝鮮、イラク情勢、国連改革について議論を行った。

豪州・ニュージーランド・ASEAN 記念首脳会議

- ・両国と ASEAN との対話国関係 30 周年を記念して開催。

2005 年

第 38 回 ASEAN 外相会議（2005 年 7 月 25～26 日、ビエンチャン）

- ・ASEAN 憲章の策定に向けた作業の継続で一致。12 月の ASEAN 首脳会議で ASEAN 憲章創設に係る宣言を発出することに合意。
- ・VAP 実施の進捗、特に、ASEAN 共同体実現のための VAP 及びそれに続く各行動計画への資金的支援の資源動員努力を大きく促進させる ASEAN 開発基金（ADF）設置合意に署名。
- ・東アジア共同体実現に向けた ASEAN+3 の重要性を再確認。
- ・ASEAN 外相リトリート会合（4 月 11 日、セブ）で確認された、ASEAN を原動力とする、開かれた、対外指向的で、包含的な EAS の設置を再確認。
- ・「日本・ASEAN 行動計画」（2003 年 12 月の日 ASEAN 特別首脳会議で採択）実施のための継続的努力に留意。日本の IAI プロジェクト実施への積極的支援を評価。
- ・ミャンマー外相から、現在進行中の国民和解と民主化のプロセスに集中するため、2006 年に ASEAN 議長国となる順番を手放すことを決定した旨報告。
- ・六者会合の再開を歓迎し、関係当事者が核のない朝鮮半島に向け、全ての当事者にとり受け入れ可能な解決方法を見出すことを期待。

第 6 回 ASEAN+3 外相会議（7 月 27 日、ビエンチャン）

- ・東アジア首脳会議：第 1 回東アジア首脳会議の参加国に、ASEAN+3 に加えインド、豪州、ニュージーランドを含めることを決定した。
- ・北朝鮮：多くの ASEAN 諸国から、六者会合再開を歓迎し協議の進展を期待する旨発言。
- ・テロ・海賊対策：各国から、直近に発生したロンドン及びエジプトでのテロを強く非難し、テロとの闘いの手を緩めてはならず、対策を一層進めていく必要があるとの発言があった。

第 12 回 ARF 閣僚会合（7 月 29 日、ビエンチャン）

- ・ロンドンでの同時多発テロ等を非難するとともに、テロの脅威が増大していることに対する懸念が各国より表明された。
- ・海上安全保障への対応の重要性が指摘された。
- ・朝鮮半島情勢について、第 4 回六者会合の開催を歓迎するとともに、六者会合のプロセスを通じた朝鮮半島の非核化、核問題の平和的解決を求める意見が多数表明された。
- ・スマトラ沖地震及び津波被害を契機として、各国の軍を含む形での災害への新しい対応が実現したことを踏まえ、今後防災災害対策分野における地域間協力及び調整の重要性が強調された。
- ・ミャンマーの状況に対する懸念がいくつかの国から表明された。ミャンマーは、自分たちのやり方で民主化プロセス、国民和解を進めている旨述べた。
- ・ARF が地域唯一の政府間の安全保障面での対話と協力の場として、「信頼醸成」の段

階から「予防外交」の段階に前進していることが確認され、各国から ARF が予防外交に本格的に取り組むための体制整備が重要であることが指摘された。

- ・ 明年から、バングラデシュの参加を認め、その後のスリランカの参加につき検討することになった。

第 37 回 ASEAN 経済閣僚会議（9 月 28 日、ピエンチャン）

- ・ 2003 年の域内経済成長率 5.4% から、2004 年は 6% に増大したいことを歓迎。
- ・ FDI も引き続き拡大基調であるが、FDI 誘致のための努力を強化する必要があることを認識。
- ・ ASEAN 経済統合に関するハイレベル・タスクフォースの報告書が提出され、経済共同体形成への作業を加速することにつき合意した。

第 11 回 ASEAN 首脳会議（12 月 12 日、クアラルンプール）

- ・ 「ASEAN 憲章設立に関するクアラルンプール宣言」に署名し、将来の ASEAN 共同体の基本文書となる「ASEAN 憲章」の基本的考え方を表明。憲章の内容について賢人会議を設置して検討を進め、次回首脳会議に報告させることを決定。
- ・ ミャンマーに関し、民主化プロセスを早めるよう促し、ミャンマー外相から議長国としてのマレーシア外相に対するミャンマー訪問招待を歓迎した。
- ・ 第 1 回東アジア首脳会議（EAS）、初のロシア・ASEAN 首脳会議を開催（プーチン大統領は EAS の冒頭にもゲスト出席）。

第 9 回 ASEAN+3 首脳会議（12 月 12 日、クアラルンプール）

- ・ ASEAN+3 協力の現状や今後の協力のあり方について議論
- ・ 小泉内閣総理大臣から、
 - （1）鳥インフルエンザ、テロなどの地域の脅威に対処する能力向上の重要性について指摘（鳥インフルエンザについては 1.35 億ドルの支援策を表明）。
 - （2）経済連携や通貨金融協力等を通じた地域の一層の繁栄確保を目指す考えを表明。
 - （3）地域の共通意識の形成促進の重要性を指摘。
 - （4）ASEAN 統合支援を引き続き進める考えを表明。
- ・ 「ASEAN+3 首脳会議に関するクアラルンプール宣言」に署名。（1）ASEAN+3 協力が引き続き東アジア共同体形成の「主要な手段」であること、（2）2007 年に東アジア協力に関する第二共同声明等を作成するための努力を開始すること等に合意。

第 9 回日・ASEAN 首脳会議（12 月 13 日、クアラルンプール）

- ・ 日 ASEAN は、今や対等の立場で共通の課題に取り組んでおり、ASEAN は地域協力の中心として、東アジア協力に一層活発に貢献しているとの認識を踏まえ、「日 ASEAN 戦略的パートナーシップの深化・拡大」に向けた政治的決意を再確認する首脳共同声明を発出した。
- ・ 小泉内閣総理大臣から、総額 75 億円の ASEAN 統合支援拠出金を拠出すること、鳥インフルエンザ対策として 50 万人分の抗ウィルス薬提供などの支援を行うこと、テロ対策、経済統合弱者支援などの分野においても支援を実施することなどを表明。

第 1 回東アジア首脳会議（12 月 14 日、クアラルンプール）

- ・ 各国首脳が、東アジアの将来と地域協力のあり方について大局的・戦略的に議論。
- ・ 小泉内閣総理大臣からは、EAS を、将来の共同体形成も視野に入れて、地域協力の

理念や原則、共通課題への対処について戦略的・大局的観点から議論する場に発展させたい、鳥インフルエンザ、テロ、海賊対策、エネルギー問題等について具体的協力を進め、参加国の一体感を醸成すれば、EAS は共同体形成に重要な役割を果たすことができる旨表明した。

- ・「東アジア首脳会議に関するクアラルンプール宣言」が採択され、(1) EAS は開放的で開放的、包含的、透明かつ外部志向のフォーラムであること、(2) EAS においては、グローバルな規範と普遍的に認識された価値の強化に努めること、(3) EAS はこの地域における共同体の形成に重要な役割を果たしうること、等の認識を確認した。また、「鳥インフルエンザの予防、抑制、対策に関する東アジア首脳会議宣言」も発出された。
- ・EAS の開催頻度については、アロヨ・フィリピン大統領が、次期 ASEAN 議長国として、次回 ASEAN 首脳会議の際に第 2 回 EAS を開催したいと表明したことを受け、毎年開催していくことで共通認識が得られた。
- ・プーチン・ロシア大統領が冒頭「議長のゲスト」として参加、次回以降 EAS に正式参加したい旨表明。今後、参加国間で右への対応を検討することとなった。

2006 年¹¹

第 39 回 ASEAN 外相会議 (7 月 24 日～25 日、クアラルンプール)

- ・ASEAN 憲章草案のための賢人会議の設立を歓迎。賢人会議が、大胆かつ創造的なアイデアを探求することを支持し、第 12 回首脳会議に報告書が提出されることを期待。
- ・地域建設において ASEAN が「driving force」であり続けることの重要性を強調。
- ・ASEAN+3 が東アジア共同体形成の主要な手段であり続けることに合意。
- ・EAS が東アジアの平和と経済的繁栄について対話を行う開かれた透明性のあるフォーラムであること、及び地域の共同体形成を促進することを再確認。
- ・ミャンマーにおける国内和解プロセスの進捗に対する懸念、及び民主化への移行に関する目に見える進展への期待を表明。
- ・東ティモールの機能的分野における ASEAN 諸活動への参加に合意。東ティモールの TAC への加盟を歓迎。
- ・北朝鮮によるミサイル発射実験を、地域の平和と安定に悪影響を及ぼす恐れがあるとして懸念を表明。

第 7 回 ASEAN+3 外相会議 (7 月 26 日、クアラルンプール)

- ・北朝鮮：多くの国が、7 月のミサイル発射実験は東アジアにとって大きな懸念であり、六者会合の早期再開を支持すると発言。麻生外務大臣からは、北朝鮮のミサイル発射は憂慮すべき問題であり、北朝鮮は国際社会のメッセージを真摯に受け止め、国際社会の責任ある一員として、六者協議への即時無条件の復帰、ミサイル発射モラトリアムの再確認、昨年 9 月の六者会合共同声明の実施に向け努力すべき旨等発言。また、拉致問題は、ミサイル問題と同様、韓国、タイ等を含む国際問題であり、一日も早い解決に向け、各国の理解と支持を得たい旨発言。
- ・中東：各国より、最近の中東情勢を懸念する発言あり。麻生大臣からは、最近の情勢を非常に憂慮しているとした上で、問題の解決に関しては、経緯や事実関係をバランスよく考慮し、建設的なアプローチが重要である等述べた。また、小泉総理の中東訪問の成

¹¹ (セブでの一連の首脳会議は、台風の襲来により、本来 12 月に予定されていたものが 2007 年 1 月に順延された。したがって、実際の開催年は 2007 年であるが、ここでは便宜上 2006 年として記載。)

果を紹介した。

- ・ASEAN+3 協力：2007 年末の ASEAN+3 首脳会議で採択予定の「東アジア協力第二の首脳共同声明」に係る基本的考え方などについて協議。麻生大臣からは、小泉総理の意図表明を受けて、3月に日 ASEAN 統合基金（JAIF）が設置（75 億円）され、新型インフルエンザ対策をはじめ各種事業に活用されていること、引き続きメコン開発等 ASEAN 域内格差是正を支援することを表明した。また、「第二の首脳共同声明」においては、ASEAN+3 以外の協力にも視野を広げ、地域内外の全てのパートナーの支持を得られる内容とすべき等表明した。

東アジア首脳会議参加国外相会合（7月26日、クアラルンプール）

- ・第1回 EAS で各国首脳が様々な課題に言及したことを踏まえ、EAS の枠組みで協力を進めるべき具体的分野について、意見交換を行った。麻生大臣からは、第1回 EAS で小泉総理がエネルギー、鳥インフルエンザ対策、海賊対策等に言及したことを紹介しつつ、科学技術、環境、投資環境整備等の分野も重要である旨発言した。また、日本が6月末に主催した東アジア男女共同参画大臣会合や、8月下旬にマレーシアでアジア科学技術大臣会合が開催されることも紹介した。
- ・また、今後の EAS の進め方についても議論がなされた。ASEAN 事務局から、今後 EAS が優先的に取り組む分野としてエネルギー、金融、教育、鳥インフルエンザ及び防災の5分野が提案された。各国から、EAS は首脳主導のプロセスであり、調整を担う ASEAN 事務局の機能も強化しつつ、引き続き発展させていくべきとの考えが示された。

第13回 ARF 閣僚会議（7月28日、クアラルンプール）

- ・北朝鮮問題：六者会合で採択された共同声明の遵守と実施の重要性について強調。北朝鮮のミサイル発射実験について懸念を表明し、国連安保理決議 1695 が全会一致で採択されたこと及び北朝鮮がこの決議を拒否したことに留意。
- ・中東：情勢の悪化に対する重大な懸念を表明。イスラエルとパレスチナの和平プロセスへの復帰及びロードマップの実施を促した。
- ・ミャンマー：国民和解プロセスの進捗の速度に懸念を表明。マレーシアが ASEAN 議長国として果たした役割を支持、同国サイド・ハミド外相のミャンマー訪問の成果について議論。
- ・イラク：5月にイラクにおいて挙国一致の政府が成立したことを歓迎。6月に、マリーキー首相が公表した国民和解計画を歓迎し、すべてのイラクの人々に対して、政治的な違いを解決するため共に努力するよう促した。
- ・テロ：ムンバイでのテロ攻撃を強く非難。犠牲者等に深い同情と哀悼の意を表明。また、国際テロの予防、停止及び撲滅に向けた決意を再確認。
- ・ARF での協力：予防外交に向けた ARF の進展を歓迎。第1回 ARF 専門家・著名人（EEP）会合の開催を歓迎。
- ・次回 ARF からのスリランカの正式参加に同意。

第38回 ASEAN 経済閣僚会議（8月22日、クアラルンプール）

- ・2005 年は、津波被害や原油高騰、鳥インフルエンザなどの試練があるなか、ASEAN は 5.5%の経済成長を達成したことを歓迎。特に輸出は前年比 13.5%増と好調。投資は前年比 48%増の 380 億ドル。

中国・ASEAN 特別首脳会議（10月30-31日、中国広西壮族自治区南寧市）

中国・ASEAN対話関係の開始から15周年となることを記念して開催。

(i) 温家宝中国国務院総理の冒頭発言概要

- ・過去15年間、中・ASEAN関係は様々な分野で進展。南シナ海の行動規範に関する宣言に署名、貿易額の15倍増、中国・ASEAN・FTA署名、中ASEAN間の相互訪問が2005年に650万人になる等の進展あり。また、アジア経済危機、感染症、インド洋津波等の危機において共に助け合ってきた。
- ・これまでの実績から、次の点を確認。中国とASEANは、互いの成長を脅威ではなく機会ととらえるべき、平等と相互信頼が重要、互恵とwin-winの関係が重要、中・ASEAN関係は国民レベルの交流に支えられるもの。
- ・ASEANは地域協力の推進力。中国は、ASEAN開発基金に100万ドル、ASEAN統合イニシアティブ(IAI)に100万ドルを拠出する。また、今後5年間で8,000人のASEAN諸国民に研修プログラムを提供し、1,000人のASEANの若者を招聘する。
- ・今後の中・ASEAN関係の基本的方針は次のとおり。戦略的協調の推進(政府、議会、党のハイレベル交流を促進。ASEAN+3を地域協力の主要な推進力としてつつ共通課題に対処)、二国間協力の拡充(中・ASEAN・FTAの投資・サービス分野交渉の加速、昆明・シンガポール鉄道建設とアジアハイウェイ構想の推進、エネルギー協力の立ち上げ)、共通の安全の確保(防衛対話・交流の推進、南シナ海の行動規範に関する宣言の履行、非伝統脅威に対する協力)、人と人の交流の促進(特に青少年を中心としたあらゆる分野での交流推進)
- ・中国は引き続き、ASEANの良き隣人として協力する。

(ii) 首脳共同声明の内容

総論

南シナ海における行動宣言に関する宣言(2002)、中ASEAN包括経済協力枠組み合意(2002)等の広範囲の協力の進展を確認。今後、2005年の中ASEAN首脳会議に提出された賢人会議の提言も考慮し、優先10分野(農業、ICT、人材育成、双方向投資、メコン開発、交通、エネルギー、文化、環境、保健)に取り組む。

ASEANは、中国のASEAN統合支援に対し感謝。温家宝総理が表明した、ASEAN開発基金に100万ドル、ASEAN統合イニシアティブ(IAI)に100万ドルを拠出する意図を歓迎。ASEANは、ASEANへの投資を増やすとの中国側の約束を歓迎

政治・安全保障協力

ハイレベル訪問、協力及び非伝統的安全保障分野における情報共有の強化、反腐敗を含む司法及び法執行における協力強化、防衛・安全保障当局者の交流、海上安全の保障への共通の取組、災害対策・復興等の取組継続を確認。

中国は東南アジア非核地帯条約(SEANWFZ)の取組を歓迎、支持。ASEANは、中国が同条約に加盟する意図を評価。

南シナ海における行動規範に関する宣言(DOC)を効果的に履行するとともに、行動規範のコンセンサス採決に向けて努力する。

ASEAN安全保障共同体実現を支持する。

経済協力

2010年までに中ASEAN自由貿易地域を設立する意思を確認(ASEAN旧加盟国と2010年までに、CLMVと2015年までに自由化スケジュールを完了)。中ASEAN・FTAの投資・サービス交渉を加速。中ASEAN貿易・投資・観光促進センターの創設、

中小企業支援と地域経済への参加、エネルギー安全保障、金融、観光、自由航空体制における協力等によって、ASEAN 経済共同体の実現を支援する。

昆明・シンガポール鉄道の完成を含むメコン地域開発等、ASEAN 広域開発を支援。

社会・文化協力

青少年交流の促進（中・高等教育機関間の協力、「中 ASEAN ヤングリーダー会合」の立ち上げ、若年公務員・起業家交流、学术交流等）、感染症等社会問題に対する協力を促進し、ASEAN 社会文化共同体形成を支援。

地域・国際協力

中国は、長期的目標としての東アジア共同体の創設を再確認。ARF、ASEAN+3 や東アジア首脳会議等の地域協力で ASEAN が「driving force」としての役割を果たすことを支持。ASEAN は、安定で、発展する、繁栄した中国が地域の持続的成長に貢献すると信じる ASEAN は、中国の発展は地域の安定と持続的発展に貢献するものと認識し、「一つの中国政策」を確認。

第 12 回 ASEAN 首脳会議（2007 年 1 月 13 日、セブ）

- ・ ASEAN 共同体形成の目標年前倒し（2020 年 → 2015 年）に合意。
- ・ ASEAN 憲章に関する賢人会議の報告書を承認（endorse）。政府高級実務者からなる憲章起草のためのハイレベル・タスクフォースを設置し、次回首脳会議に提出するよう指示。
- ・ 特に社会・文化共同体の形成に不可欠な協力推進の意志を確認。
- ・ 個別分野の協力に関し、ASEAN テロ対策協定、移動労働者の権利の保護と促進に関する ASEAN 宣言、HIV/AIDS に関する ASEAN 目標、ドーハ開発アジェンダに関する声明、国連ミレニアム開発目標の達成に向けた事業の資金調達のための債務株式化提案に関する ASEAN 首脳声明を採択。
- ・ ミャンマーに対し、国民的和解に向けた進展を促すとともに、被拘禁者の解放とすべての当事者との対話を要求。ミャンマー問題の適切な処理により ASEAN の信頼性を維持すべきとの見解を表明。
- ・ 北朝鮮に対し、更なる核実験の自制、六者会合共同声明の実施、NPT への早期復帰、検証可能な非核化を促し、安保理決議 1695 と 1718 の完全履行の意思を表明。六者会合を通じた問題解決を支持。「国際社会の人道上の懸念」への効果的な対処を要求。

第 10 回日・ASEAN 首脳会議（2007 年 1 月 14 日、セブ）

- ・ 日 ASEAN 関係の将来の方向性、政治、安全保障、経済、文化・社会等に関する日 ASEAN 協力、拉致問題を含む北朝鮮問題について討議。
- ・ 安倍内閣総理大臣は、冒頭、東アジアの平和と繁栄ためオープンで活力があり、イノベーションに富む東アジアを構築していきたい、日本と ASEAN の戦略的パートナーシップを更に深化させていきたいとの考えを示した上で、以下を含むイニシアティブを表明。今後 3 年間、メコン地域を日本経済協力の重点地域として ODA を拡充。日・ASEAN 特別首脳会議で表明された 2 つのイニシアティブ（(i)メコン開発支援を 3 年間で 15 億ドル、(ii)人材育成支援を 3 年間で 15 億ドル以上）を達成したことを確認。経済連携に向けた ASEAN 諸国の努力を支援すべく、5,200 万ドルの新たな協力を実施。鳥インフルエンザ対策に関し、6,700 万ドルを追加拠出。防災教育の促進、地球観測衛星の活用等に関する 300 万ドル規模のプロジェクト支援

及び ASEAN の防災体制整備に向けた機材供与のため 560 万ドルの支援を実施。

日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) の期限内実質交渉終了に向けて努力を倍増することを再確認。

「戦略的パートナーシップの深化・拡大」を具体的施策へと移していく方途を検討するため「日 ASEAN 賢人会議」を設立することを提案。ASEAN 各国が支持。

- ・北朝鮮問題については、六者会合を通じ朝鮮半島の非核化を実現していくことが極めて重要との各国共通の発言あり。拉致問題についても、複数国から日本の懸念を理解するとの発言があった。

第 10 回 ASEAN+3 首脳会議 (2007 年 1 月 14 日、セブ)

- ・「東アジア協力に関する第二共同声明」の大局的方向性、政治、安全保障、経済、社会等に関する ASEAN+3 の協力を中心に協議。
- ・安倍内閣総理大臣から、ASEAN 統合支援の重要性、日本の ASEAN+3 協力への取り組み、地域協力の将来の方向性、北朝鮮問題などについて、日本の立場を表明。
- ・具体的分野における協力について、チェンマイ・イニシアティブ (二国間通貨スワップ協定)、アジア債券市場育成など、金融分野での協力の進展を歓迎。
- ・政治面、非伝統的安全保障面では、災害、鳥インフルエンザなどの分野における協力の推進の必要性、社会面では、東アジアの共通性 (アイデンティティ) について相互理解を進めていくべきといった議論が行われた。
- ・北朝鮮問題を平和裏に解決していくことが、各国共通の利益である旨認識。

第 2 回東アジア首脳会議 (2007 年 1 月 15 日、セブ)

- (1) アロヨ大統領の主導により、エネルギー安全保障を重点的に取り上げた。
- ・安倍内閣総理大臣は、アロヨ大統領の要請により冒頭に発言。省エネの推進 (今後 5 年間で 1000 名の研修生受け入れ、「アジア・省エネ協力センター」設置等)、バイオマスエネルギーの推進 (今後 5 年間で 500 名の研修生受け入れ等)、石炭のクリーンな利用 («石炭液化支援センター」の建設等)、エネルギー貧困の解消 (今後 3 年間で 20 億ドル規模のエネルギー関連 ODA を実施等)、からなる協力イニシアティブを表明し、各国首脳より、地域のエネルギー安全保障に対する具体的貢献として、高い評価を受けた。
 - ・省エネ目標・行動計画の設定、バイオ燃料の利用促進等を内容とする「東アジアのエネルギー安全保障に関するセブ宣言」が採択された。また、次回首脳会議までに閣僚級会合や作業部会等を開催し、同宣言に盛り込まれた協力措置をフォローアップしていくこととなった。
- (2) その他の事項としては、エネルギー安全保障以外の地域の課題、協力分野について意見交換が行われた。
- ・2006 年 7 月の EAS 外相会合で ASEAN 側が示した 5 つの優先協力分野 (エネルギー安全保障、教育、防災、鳥インフルエンザ、金融) においてフォローアップ事業を進めることについて認識を共有。また、各国の取り組みが紹介された。
 - ・安倍総理は、EAS を地域の重要課題について具体的成果をあげる場としていくため、今次会議の成果を閣僚・実務者にフォローアップさせることを提案した。また、日本の具体的な東アジア協力として、アジア・ゲートウェイ構想、青少年交流 (今後 5 年間、毎年 6000 名程度の青少年を日本に招聘)、東アジア経済連携に関する民間研究の開始、鳥インフルエンザ対策、防災 (300 万ドル規模のプロジェクト支援、ASEAN への 600 万ドル相当の機材供与)、平和構築 (アジア各国の人材育成構想)、普遍

的価値の尊重、を表明した。

- ・また、安倍総理は、北朝鮮によるミサイル発射及び核実験は、国際社会及び地域の平和と安全に対する脅威であり、拉致を含め問題の早期解決を図るためにも、EAS 参加国が北朝鮮に連携して圧力をかけるべきである旨訴えた。
- ・首脳会議後に発出された議長声明は、日本のエネルギー協カイニシアティブを歓迎し、EAS の優先 5 分野における具体的協力の開始が盛り込まれたほか、北朝鮮に対し核及び拉致問題に取り組むよう求めるものとなった。

2007 年

第 40 回 ASEAN 外相会議（7 月 30 日、マニラ）

- ・ASEAN 憲章：ASEAN 憲章によって、ASEAN をルールに則った法人格のある組織とし、また、地域及び国際社会において一層大きな役割を果たせるように ASEAN を変えていくために、ASEAN の原則や価値を ASEAN 憲章に取り込んでいくことにつき合意。また、外相コミュニケには明記されなかったが、ASEAN 人権メカニズム（human rights body）の設置につき合意した旨、ロムロ・フィリピン外務長官が発表（ただし、詳細は引き続き検討）した。
- ・経済統合：ASEAN 経済共同体は、グローバル経済に完全に統合された「ひとつの市場」と「生産市場」を形成することを確約。EAFTA に関する研究が継続していることや、EAS16 国による東アジア包括的経済連携（CEPEA）に関する研究が開始されたこと、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）の創設に関する専門家会合の進展について認識。
- ・ミャンマー：国民和解プロセスの速度に懸念を表明し、近い将来民主主義への平和的な移行に向けた確固たる進展を示すようミャンマーに対して求めた。
- ・北朝鮮：朝鮮半島の非核化がアジア太平洋地域の平和と安定を維持する上で不可欠であることを強調し、対話と交渉を通じた核問題の平和的解決への支持を表明。寧辺の核施設の活動停止のために北朝鮮によりとられた行動を歓迎。北朝鮮が、すべての核計画の完全な申告とすべての核施設の無能力化に対する約束を真剣に実施する旨表明したことを歓迎。北朝鮮が、IAEA に対して十分に協力的であったことに満足。

東アジア首脳会議参加国外相会合（7 月 31 日、マニラ）

- ・EASの枠組みにおける協力の実施状況と将来の方向性について議論。
- ・ロムロ・フィリピン外務長官から、第 2 回EASにおいて発出されたエネルギー安全保障に関するセブ宣言を受けて、エネルギー協カタスクフォース（ECTF）において具体的な協力の方途につき議論が行われる等、EASの下での協力が進展していることを多とする旨発言。
- ・麻生太郎外務大臣からは、第 2 回EASにおいて安倍総理が表明した、エネルギー分野をはじめとする我が国の協カイニシアティブのフォローアップ状況について説明を行った。また、EASでは、地域の長期的安定と繁栄確保に向け、首脳の共通の問題意識を着実に実行に移すための枠組みとして、協力実績を着実に積み重ねていくことが重要であり、我が国としても引き続き尽力したい旨述べた。
- ・次期議長国のシンガポールから、本年11月の第 3 回EASでは、「環境及び気候変動」を中心テーマとしたい旨の発言が行われ、参加各国外相の賛同を得た。

第 8 回 ASEAN+3 外相会議（7 月 31 日、マニラ）

- ・過去 10 年の ASEAN+3 協力に対する評価、「第二共同声明」の重要性、六者会合の進展に対する評価と北朝鮮の核問題の平和的解決、アフガニスタンにおける韓国人人質事件、中東情勢等につき議論。
- ・ロムロ・フィリピン外務長官から、ASEAN+3 協力は 10 周年を迎え、着実に進展してきている、「東アジア地域協力に関する第二共同声明」及び「作業計画」は、今後 10 年の ASEAN+3 協力の方向性を示す戦略的な文書であり、両文書の採択に向けて、協力していきたい旨発言。
- ・麻生太郎外務大臣から、「第二共同声明」は、過去 10 年の実績を振り返るとともに、東アジア協力が国際社会の理解と支持を得つつ、地域の安定・繁栄のためにより具体的な成果を上げる上での基盤を提供する文書とすべき旨述べた。また、第 10 回 ASEAN+3 首脳会議以降の日本の協カイニシアティブのフォローアップ状況について説明。
- ・北朝鮮：麻生大臣から、先般の六者会合において、初期段階の措置の実施状況の確認等が行われたが、これは朝鮮半島の非核化に向けた第一歩に過ぎない、国際社会全体として、北朝鮮に対し、非核化に向けた具体的な行動をとるよう引き続き働きかける必要がある、参加各国からの理解と協力を得たい旨述べた。
- ・アフガニスタン：麻生大臣から、韓国人の人質事件で犠牲者が出たことにお悔やみを申し上げる、我が国は、かかるテロ行為を強く非難するとともに、人質の即時解放を求める旨述べた。

第 14 回 ARF 閣僚会議（8月2日、マニラ）

- ・麻生太郎外務大臣は、「先般の六者首席代表者会合で初期段階の措置を確認するとともに「次の段階」の措置の実施に向け、作業部会や次回介護の日程等につき合意を見たが、朝鮮半島の非核化に向けたプロセスが動き出したに過ぎず、この流れを促進するためには、05 年 9 月の共同声明、本年 2 月の成果文書をバランス良く実施することが重要。」、「我が国としては、日朝関係を進展させるべく、政権の最重要課題である拉致問題とともに、北朝鮮が強い関心を有している「不幸な過去の清算」に取り組む考えである。」、「我が国としては、拉致問題を含む日朝関係に進展が得られれば、北朝鮮に対する経済・エネルギー支援への参加を含め、六者会合においても、一層積極的な役割を果たす用意がある。」、「北朝鮮が誠意ある対応を示すことによって、日朝関係と六者会合との間で好循環が生まれることを期待している。」等と発言した。
- ・北朝鮮の代表からは、日本について、過去の問題、朝鮮総連に関わる問題等について批判的な発言があった。また、米国のテロ支援国家指定及び貿易制裁の解除を求めたい等との発言もあり、麻生大臣より、北朝鮮が行った発言は事実と異なる内容が含まれており、我が国として全く受け入れることはできない、拉致、核、ミサイルといった諸懸念を包括的に解決し、日朝国交正常化を実現するとの日本の立場に変更はなく、北朝鮮側の誠意ある対応を強く期待する旨発言した。
- ・米、豪、EU、中、露、韓等の他の参加国からも、北朝鮮の核問題について言及があり、総じて六者会合のプロセスを促進させていく必要性が強調された。
- ・スリランカが 27 番目の参加国として認められた。